

508

25

9 1 2 3 4 5 6 7 8 9 9¹⁹ 10 1 2 3 4 5

始



24423

經濟學說體系

(6)

租

稅

論

高 昂 素 之
安 倍 浩 翻 譯

株式會社
而立
社發行

大正
14. 2. 5
丙交

凡例

- 一 租税論第一篇は非常に難解であつた。中古高獨逸語で書かれてゐる爲めに、加之文體の復雜晦澁の爲めに、思はぬ遅延を見た。且つ其時代の租税の技術的用語に註解を加へるべきが當然であるけれども、是れは他日の機會に譲ることとする。
- 一 私が東京を離れ、相州片瀬に移つた爲めに幾分の不便を見た。此罅隙を埋めるべく、印刷關係者諸君、特に古川健作氏に無理を願つて漸く本書の上梓を見た次第である。私も亦可成り急速に筆を進めた。随つて誤謬、脱漏なきを斷じ難い。讀者の示教を偏に乞ふ。

大正十三年十一月

安倍浩

租 税 論

目 次

| | |
|-------------------------------|---|
| 緒 論 | 三 |
| 第一篇 ユリウス・ベルンハルト・フォン・ロー ル | 三 |
| 租税及び献納金に就いて | 三 |
| 第二篇 ヨハン・ヴィルヘルム・フォン・デア・リ ート | 五 |
| 租 税 論 | 五 |
| 第三篇 シユレットワイン | 五 |

國家の福祉の爲に實施すべき土地純收益に
對する單一課税……………五

第四篇 デヴィッド・リカルド……………二七

租税に就いて……………二七

第五篇 ジョン・スチュアート・ミル……………二七

租税の一般法則に就いて……………二七

第六篇 チェル……………二八

租税に就いて……………二八

第七篇 アダム・ミュルレル……………二〇

政治學原理……………二〇

第八篇 アドルフ・ヘルド……………二五

所得税……………二五

第九篇 アドルフ・ワグネル……………二七

課税の概念と理由並に租税制度に於ける術

語……………二七

課税の最高原則……………二七

第十篇 エマヌエル・ヴルム……………三〇

租税問題に就いて……………三〇

目 次 終



租

稅

論

- 一 ユリウス・ベルンハルド・フォン・ロール
- 二 ヨハン・ヴァイルヘルム・フォン・デア・リード
- 三 ヨハン・アウグスト・シュレットトワイン
- 四 デヴィド・リカルド
- 五 ジオン・スチュアート・ミル
- 六 チエル
- 七 アダム・ハインリッヒ・ミュラー
- 八 アドルフ・ヘルド
- 九 アドルフ・ワグナー
- 十 エマヌエル・ヴルム

緒論

政府より簡別經濟に對して課せられる強制貢納としての租税は、其歴史的進化から見るに、現物給付並びに貨幣給付の形態を取つて現はれてゐる。既に貨幣經濟が或る一定の段階に到達せる處に於いてのみ、租税は貨幣で算定せられ得たものであり、且つ又此形態で徴收せられ得るのである。經濟的發展が未だ此段階に到達せざる處では、此等の租税は實物を以て、即ち賦役の形態或は土地收穫の提供等にて納付される。特に國家の財政が未だ領主の財政より區別せられざる古代に於いては、國家の目的に供する重要な財源は、君侯の土地所有、即ち所謂莊園經濟から生ずる收益及び所謂國家の獨專權から生ずる收益であつた。斯かる土地所有から生ずる収入は中世紀末葉に到りて愈々涸渇し始めたが故に、所謂君主特權經濟は收入遞増の源泉として益々勢ひを得て來たのである(註)。彼の造幣權、鑛山權、郵便權、製鹽權、漁業權及び狩獵權の如く莫大なる利益を齎らす所の有利なる君主特權から生ずる収入が是れである。加之、當時既に租税——詳しく言へば公

共官廳が爲す特種の勤勞に對する或る特別報償としての租稅——が更に收入源泉として發達し初めて居た。斯かる往時獨逸に於いては貨幣形態を以て租稅徵收が行はれたとは云へ、尙そは一の例外であつて、他の財源が充分でない時に於いてのみ、始めて、彌縫策と看做されたのである。課稅の貨幣形態への此推移は、歐羅巴諸國では互に異なる時期に於いて行はれ、獨逸では之に推移し得たるものは先ず都市であつた。吾人は獨逸往昔の財政文獻中に於いて尙明瞭に此發達を研究し得るのである。其等文獻では、例へばグァイト・ルドウィッヒ・フォン・セッケンドルフの『獨逸公國』(一六五六年)に於けるが如く、斯る君主の特權が尙優勢であつたのである、然るに財源としての本來の租稅は未だ附隨的役割を演ずるに過ぎなかつた。

(註) シュネモラー『憲法史、行政史、經濟史の概論並びに研究』(ライプツヒヒ、一八九九年)中に於ける『普魯西財政政策の諸時代』參照。

吾人は、ユリウス・ベルンハルト・フォン・ロールにも亦其著『治國策緒論』(一七一八年)に於いて之に類似せるものを見出すことが出来る。該著より若干の句章を

ば本書に採録して置いた。同書には、租稅なるものは本來單なる便宜上のものに過ぎないと明かに指摘されて居る、即ち通常歳入が不足せんとして以來、政府が臣民に其好意上の租稅と補助とを求むるに到つたといふ事實が論究されてゐる。尙ロールにあつては、課稅に於ける純國庫上の見地が主要な役割を勤めてゐる。何等か國民經濟上の關聯をばより、強調することに就いては、彼れは何等論究して居ない。彼れは、近世初期の人々が喜んで撰んだ所の課稅形態である間接國稅制度を特に重要なものと考へて居る。現代歐羅巴諸國の大部分に於いて非常に發展せしめられてゐるのを見る消費稅が即ち是れなのである。其後十八世紀に於いては、此間接國稅は大いに發展し、其批判は既に眞面目な科學的の論争となるに到つた(註)。

(註) イナマ・ステルンエツプ『第十七世紀及び十八世紀に於ける獨逸財政理論家の間接國稅論争』全國家學雜誌。(一八六五年)。レエセル『英國に於ける間接國稅の或る論争』(一八七九年)。

斯る古き財政學者は悉く重商主義の思想傾向に屬する。諸々の植民國家の發

生成長に従ひ、一定の思想より生じたる國家的經濟政策、秩序ある政治の要求、並びに其れが爲に造られたる官吏の地位が漸時發達するに到れる時代に、彼等の全ては生活し且つ行動するものである。此等の人々の財政政策觀及び租稅政策觀は獨り此重商主義の經濟政策に關係するに依つてのみ了解せられ得るのである。

フォン・リートの租稅に關する論文は、其起草はすつと後年のものではあるが、經濟と課稅との關係に就いて本質的により深い洞察を示してゐる。既に是れより先き一七五一年に、彼れは『諸種の租稅に關する政治上の考察』なる一著書にて有名となつて居た。ロツシエルの云へるが如く、彼れは普魯西の上級官吏としてフリードリッヒ大王の精神的從者であつた。尙ほ全然重商主義制度の導奉者たるリートは、未だ此間接國稅をば最も合目的な租稅の一であるとしてゐる、けれども必要缺くべからざる對象は消費稅を免るべきものであるとの要求を提起し、之に依つて此問題に關する現代の見解に甚だ近似して居る。本書に採萃した文章は、彼れが既に課稅と經濟との重大なる關係を知悉し、賢明なる君主は臣民の財産上の不平等を減少せしめる爲に租稅を利用すべしと云ふ事に彼れが賛成する

時、社會政策的性質を有する現代の租稅政策上の思慮も亦全然辨へなかつたのでない事を、示すものである。更に亦君侯は、租稅を徵收するに當つては、その徵收が可及的に最少の費用を要するが如くにすべきものである、然らずんば負擔は是に應じて増加しなければならぬといふ彼れが大いに強調したる見地は、今日に於いても亦猶甚だ注目に値ひする。リートの著書は、之に關する彼れの時代の文獻の非常に該博なる知識の上に基いてゐる。彼れが始終涉獵したものは特に佛蘭西著作家等の著書である。

リートの著書が發行せられたると略ぼ同時代に、後に至り一の新租稅論を醸成したるところの經濟生活に關する新學說が佛蘭西から現はれた。是れ即ち、生産費以上の餘剰を獲得し得るは獨り農業のみである、之に反し他の總ての勞働は不生産的(*steril*)であるとの見解に基きて、所謂單稅(*impôt unique*)に對する要求を提起したる彼の重農學派であつた。原生産が、又就中農業の如く、使用せられたる費用以上の餘剰を齎らすもの、即ち一國に於ける凡ゆる收入の源泉たるところの産業部門のみが、其資源よりして租稅を負擔する事が出来る。農夫が直接に支拂はず

して、他の諸階級の人民より支拂はれる租税も亦、農業に轉稼せられねばならぬ、即ち一國の唯一の収益源泉たる土地に負擔せられねばならぬ。此考へより出發して、重農主義者は直接税と間接税とを區別した。彼等の見解に依れば、直接税とは地主自ら直接に支拂ふべき租税にして、間接税とは自餘の凡ての租税である、是れは他の階級の人民が支拂ふのは事實であるけれども、結局は土地収益中より支出されるところの、即ち土地所有に負擔せらるべきものであつた。斯くの如く總ての租税は不可避免的に土地収益の上に掛るからして、現存の多種多様な租税を廢止し、之に換ゆるに單一の税即ち土地収益中より徴收せらる可き地租を以てするが適當と思惟せられた。此租税改革案を擁護せるは、佛國にては就中、重農主義の創始者たる彼のケネーであつた。本書には、此單税思想が、最も著名な獨逸の重農主義者ヨハン・アウグスト・シュレットツトワインの詳論に依つて次に説明されてゐる。シュレットツトワインに刺戟されてカール・フリードリッヒ・フォン・バーデン侯爵も亦、後に丞侯爵領に擴張せんが爲めに、先づバーデンの一村落到此新租税制度を移入せんとの企圖を試みた。此試みは、人の知れる如く、全然蹉跌した(註)。シュレットツト

ワインは本書に拔萃した詳論中に土地の純収益に課する單一税は最良なるものであり、從來存したるが如き多様の租税は非常に迂遠にて多額の徴收費を要し、爲に一國の收入を減少せしめるものであるとの證明を試みて居る。其後此土地純収益の單一税思想を更に發展せしめたるは、就中土地改良論者であつた。

(註) オンケン 『國民經濟學史』 ライプテッヒ、一九〇二年。四一〇頁以下。フェルネル・エー・ミンゲハウス 『カール・フリードリッヒ・フォン・バーデンの重農主義的關係、努力並びに企圖』 經濟統計年鑑第十九卷。

後年課税學説は古典派國民經濟學に依つて最も多種多様な方面へ全く重要な進歩を遂げた。既にアダム・スミスは所謂租税原則の樹立に依り租税學説に新らしき路を開いた。是れ今日到るも尙一般に承認せられる原理である。ジョン・スチュアート・ミルの『政治經濟學』のうちより本書に拔萃した章中にはアダム・スミスの此四つの原理が再設せられ、審かに論究されて居る。アダム・スミスに在つては尙課税の國民經濟上の影響は何等根本的に論せられて居ないけれども、リカルドの租税論に關する所説の價値は特に此方面に存するのである。リカルド

ドは此課税と經濟との關係については全然包括的に論じてゐる。彼れの著『國民經濟並びに租税原理』のうち十一章が此問題に關して捧げられて居る。リカルドにとつては總ゆる租税は生産の一負擔と看做されなければならぬ、即ち一國の勞働の生産を麻痺せしめ且つ妨害する因子と看做される。故にそれ自體に於いて不可避なる此不利益が可及的に減少せられるやう租税を形成することが、一國の租税政策の任務でなければならぬ。リカルドは、今日に於いても尙頗る注意に値ひする個々の諸税に關する精密なる説明中にて、此關係を證明せんと試みた。本書には之に關する彼れの所論のうち、租税を一般的に論じたる最も重要な一章のみを再録することゝした。リカルドの此等の詳論に在つては今日に於いても尙ほ獨逸に於ける現時の租税政策上の諸問題に就いて最大の有益を以て讀み得べきものが取扱はれてゐるのである。

尙ほ以下に於いてスミス及びリカルドの租税論をより詳細に論究する必要はない。何となればジョン・スチュアート・ミルの著『政治經濟學原理』より拔萃せし章中にて、是等のスミス並びにリカルドの思想系行のうち其最も主要成分が再

說せられてゐるからである。實にミルの長所は概して、獨特なる新學說の樹立に在るよりも、デヴィドリカルドの學說に關する極めて明瞭透徹な説明に在るものである。故に吾人はミルの説明からして、最も良く且つ最も平易に、古典派經濟學の租税學說觀及び租税政策觀を了解し得ることゝなるのである。とは云へミルは緊要なる多くの點に於いて其先驅者を凌駕して居る。就中彼れには、甚だ著しく社會政策的特色を帯びたるところの多くの言句が見られる、而してそれは彼れが晩年に於いて、多方面に渡り、當時擡頭し來たれる社會主義學說に依り何等かの影響を受けて居る事實を示すものである。故に彼れは、人の皆知れる如く、重要な諸問題に於いて經濟上の一般的自由の原理を棄て、多くの點に於いて、就中勞働者階級の地位を考慮して、國家的干涉の必要を認めて居た。慥かに彼れは最初の且つ最も聲名ある土地制度改革論の代表者の一人である、而して、本書に拔萃せる諸論中に於いても亦土地増價税の思想を代表してゐる。

即ちミルは、多方面に渡つて進歩せる此等の見解を有するにも拘はらず、尙所得に於ける累進課税、即ち所得が増加するに隨ひてより、高い租税標準が生ずると云

ふ税率の規定に對する反對者であつた。彼れは大なる所得により、高き率を以て課税するといふことは、生計行爲並びに儉約に課税し、而して他の者より一層働き且つ一層節約したといふ理由に依り、勤勉者に一の罰を加へるを意味するに他ならないと信するからして、之に對し古き比例課税の原理を墨守し、此原理をば極めて適切なるものとした。『儲け得たる財産に制限を加ふることなく、儲け得たるに非ざる財産に制限を課することが、公共の利益である』と。即ち比例税法と累進税法との對立——今日に於いては實に全然後者が有利なりと決定せられてゐる——は、ミルに取りては毫も原則問題に非ずして、合目的性の問題に過ぎない。其當時他の多くの人は之をば一の原則問題として取扱つてゐたのである。

既にホッブスは、租税は各人が消費する所のものに基いて算定せらるべきであつて、彼れが所有する所のものに基いて算定せらるべきでないといふ命題を立ててゐた(註)。之に依つて彼れは消費に對する單一課税を説明せんと欲したのである。後年他の者が力を籠めて比例税法に賛成するは、彼の所謂平等思想が此要求の基礎となつたのである。此思想の内容は、國家と個人との關係に就いての當

時の解釋に應當するものであつて、租税は給付と反對給付との均衡が存する場合に於いてのみ正當と言はれ得るとの思想に基礎を置いたのである。各人は國家並に公共團體の費用に對し、彼れ自身が其施設及び勤勞より得たる利益の割合に應じて、分前を支拂はなければならぬと云ふのである。

(註) 『市民に關して』獨逸版、ライプツヒ一八七三年、一六五頁。

此學說の最も熱心なる代表者の一人はチエルであつた。之に關係ある彼れの議論は彼れの財産に關する著者より本書に拔萃することゝした。チエルは、所謂保險學說なるもの、即ち租税を以て、國家及び其諸機關が個々人の爲めになすところの財産の保護に對する一の保險料なりとする學說の主要代表者の一人であつた。各個人は其保護せらるゝ財貨の價值に比例しても、此保護の費用に對し租税を納むべきである。チエルにとつては、社會なるものは各人が被保險財産の價值に比例する危険に對して支拂はなければならぬ一つの相互保險會社である。此見解の歸結は、各人は其財産の割合に應じて租税を支拂はなければならぬとする比例税法の要求である。

此觀念は、此思想の代表者が國家並びに國家對個人の關係に就いて把持したるところの機械的唯理論的見解と最も密接に關係してゐたのである。個人の國家に對する關係は殆んど一種の交換關係に他ならない、即ち個人は國家施設より自分に生ずる利益に對し、租稅の形態を以て一種の價格を支拂はなければならぬとする契約說より出發せる國家學說が是れであつた。第十九世紀に至るに及び此見解に重大なる變化が生じた、それは租稅に關する此等の問題に影響を及ぼすには置かなかつた。浪漫派の勃興と共に、就中歴史法學派に支持せられて、所謂有機的國家學說が發展し始めて來た。此新學說は、國家を目して一の獨立なる有機體なりとし、其れは永き歴史的發展に於いて國民精神より發生し、契約說の云ふが如くに、或る任意的行爲に依つて造られたものに非ずとした。此新らしき見解に従へば、國家なるものは一の倫理的必然であり、故に彼の交換及び契約關係とは全然別種の個人對國家關係が生しなればならぬのである。租稅なるものは、最早や各個人が自己に對し保護せられたる利益に應じて國家に支拂ふべき一種の代償ではなく、今や租稅は強制稅即ち納稅義務者に對する徵稅權の賦課となつ

たのである。

獨逸國民經濟學の浪漫主義的傾向の最も有名なる代表者たるアダム・ミューラーの『政治學原理』より本書に拔萃したる章に於いては、此有機的國家觀が明白に説明されて居る。アダム・ミューラーは租稅を以つて精神的國民資本の利子なりとするけれども、此觀念は彼れに在つても明白に構成されて居ないのである。彼れの見解に依れば、人間は恰も個々の私經濟に於ける如く國家の中に没却すべきである。『人が最早社會的羈絆即ち國家を知覺しない場合には、總てが人に缺け失せることとなる。國家は凡ゆる必需物、即ち心情、精神、肉體の必需物である。國家無くしては人間は聞くことも、見ることも、感ずることも、愛することも出來ない、要するに、人間は國家中に於いてのみ考へ得らるゝに他ならない』と。アダム・ミューラーより本書に拔萃したる章に於いては、彼れが、此國家の必要を如何にして具體の場合に於いて遂行せんと欲したるかに就いては、何等言及されてゐない。之に關する彼れの提議は、彼れの貨幣論と最も密接に關係するものであり、従つてまた租稅論に關するより、以上の發展には何等の役割をも演じてゐないのである。

の原理に關する章は、此時代に於いては單に所得税についてののみ問題であつたところの累進税法に對し、如何なる議論が當時の人々に依つて爲されたかといふ事實を示すことと思ふ。翌年、即ち一八七三年には彼の社會政策學會は入頭税問題を其議事日程に載せて居る、而して當時それに就いて起つたところの講演並びに議事は、其意見の對立の立派な典型を示し、又ヘルドの議論の立派な補充を與へてゐる。

是れ迄陳べた課税の累進制度に賛成したる人々が主張したる見地以外に、尙ほ同方向に効果のあつた別の考へが存在した。一方に於いてそれは給付能力に依る課税の徹底的實施の問題であつた。消費税——それは當時一般に間接税と呼ばれてゐた——に依つては比較的富裕ならざる階級の人民が、其所得との比例上遙により多くの負擔を負はされるが故に、所得の比例税法に於いては、給付能力に基く租税原理は維持せられないと云ふことに就いては、ラサルレの有名なる議論に依頼し得るといふことを(註一)人々は既に極めて早く認めて居たのである。此事實を軌近の研究は數字を以て證明するを得たのである(註二)。若し吾人が此點

につき平均を造らんと欲する場合には、より大なる所得にはより小なる所得よりも非常に大なる税率を課することが必要であるといふ事實が此研究よりして、明になつた。註に掲げたるゲルローフの論文より借り來つた次の小さな數字表は一八〇の家計を調査した比例に基いて此關係の實例を示して居る。

| 所 得 | 負 擔 | | 二種の租税の合計 |
|-----------------|--------------------|-----------|-----------|
| | 一般的直接國稅並に市町村稅に依る割合 | 間接消費稅の割合 | |
| 1 4000—6000 マーク | 4. | 1,04—1,48 | 5,04—5,48 |
| 2 2000—4000 " | 1,87 | 1,80—2,54 | 3,67—4,41 |
| 3 1200—2000 " | 0,79 | 2,89—3,89 | 3,68—4,77 |
| 4 800—1200 " | 0,95 | 3,62—5,02 | 4,57—5,97 |
| 5 800 マーク以下 | 0,49 | 3,64—5,22 | 4,13—5,71 |

(註一) 『労働者綱領』 更に 『間接税並びに労働階級の地位』
(註二) フリードリッヒ・ユリウス・ノイマン 『市町村税改革に就いて』 チュービンゲン、一八九五年。ゲルローフ 『小所得並びに中所得の消費及び消費負擔』 國民經濟學並びに統計年誌、一九〇八年第三五卷第三編。モンペルト 『穀物關税に依る労働者所得の負擔』 エナ、一九〇一年。

累進税法に賛成し多くの人が發表したる一つの更に大なる見地は、全く相異なりたる領域に存した。即ち彼等に在つては、彼の非常に論争せられたる所謂租税の附帯目的が問題なのであつた。

既にヘルドは上述の社會政策學會の議事に對する彼れの意見中、『社會階級間の對立が之に依つて是れ以上峻烈にせられる事無く、却つて緩和せられるやうに課税を貧者と富者との間に按配する』ことが今日最も緊急なる必要であると迄論じて居る。其後彼れに次いでアドルフ・フグネルが非常に力を籠めて此租税の社會政策的見地を辯護して居る。彼れの見解に従へば、租税なるものは單に公共團體の財政上の必要を満たすべき任務を有するのみならず、尙又財産上の差別を平均すべき手段として役立つべきものである。如何なる理由を以てアドルフ・フ

グネルが此觀念を辯護したかは、彼れの財政學中の極めて短き文章が次に示すであらう。併し其後此要求は他の方面より激しく反對せられた(註)即ち彼等は凡ゆる租税の附帯目的は、社會政策的性質の目的であるとしても批難すべきものである、何となれば之に依つて國家に必須なる收入を齎らすべき租税の主要目的が極端に危殆に瀕せらるゝからと強調した。

(註) 此見解にはノイマン 『比例所得税』 社會政策學會雜誌第八卷、一八七四年九九頁参照——ロツツ 『慈善家としての國庫』 伯林、一九〇六年。同 『財政學』 チュービンゲン一九一七年、二一七頁。

更に上記に於いて、此給付能力に基く課税原理をば、輓近租税中に於ける最も重要なるものとして述べて置いた。租税學說並びに租税政策の更に大なる發展亦全然此要求の方向に進んで居る(註)。併し乍ら昔は單に客觀的意義に於ける給付能力を考へたのである、即ち就中所得の大小をのみ考へたのであるけれども、更に大なる此發展は、主觀的意義に於ける給付能力をも考慮に入れるやうになつたのである。殊に納税者の個人的事情、例へば家族の大小、貧困なる親戚の生計を維

持する爲の特別支出、非常なる不幸等の如きが之に屬する。資本利子税若くは財産税に依つて所謂所得利子をより、重く賦課することも亦、給付能力に基く課税といふ同一目的に役立つものである(註二)。

(註一) 獨逸に於ける租税軌近の發達に就いては、ロツツ『財政學』更に、エム・フォン・ヘケル『獨逸聯邦に於ける直接税の進歩』(一八八〇—一九〇五)ライプツヒヒ一九〇四年。更に、フイステンク『財政政策上の時事問題並びに論争問題』第二卷『帝國州、市町村に於ける租税の全體系及び帝國財政改革との關係』。伯林一九〇六年參照。

(註二) 此點に於いては、ブレット『給付能力に基く課税』ライプツヒヒ、一九一二年。更に、モンペルト『家族の大きさと給付能力に基く租税の負擔』社會政策學會雜誌一五六卷一六七頁、ライプツヒヒ、一九一八年を參照。

租税に關する意見の争が大戦開始前迄に吾が國に於いて採つて來たところの諸々の主要見地は、今迄説明したことに依つて一部分論じ終つた譯である。戦前數十年間に獨逸諸國家に於いては、時期を異にし、方法を異にしたるにせよ、古き所得税制度は人頭税所得税及び財産税制度と換へられたのであるが、此改革の主たる理由の一は、古き基礎に依つては課税に大なる不平等が生じたといふ事と、此基

礎に在つては、給付能力に基く課税の原理が、非常に不完全にしか實行し得なかつたといふ事に存したのである。其後、納税義務者の主觀的並びに客觀的特質を考慮し、給付能力に基いて課税するといふ思想は、自分自身で獲得せしに非ざる財産及び所得に、就中商業利潤に依つて發生せしものに、特別の附加税を課すべしといふ説に世人が傾いたことに依つて、戦近更に發展せしめられて居る。此思想たるや、既にデオン・スチュアート・ミルが論じた所のものである。増價税を、即ち財産増加及び餘剰所得に對する課税を、従つてまた相続税を——戦時及び戦後に、就中獨逸に於いて亦、強固に設置せられたる租税を想ひ起せば足りるであらう。總ゆる此等の増價税なるものは、附加的財産及び所得は既存のものよりも租税上より多くの給付能力がある、何となれば夫等は既存のものとは異り一定の生活標準の前提を與へるものでないから、即ち前者に在つては租税の徴收は何等生活標準を縮小する事なしにより、容易に納付され得るものであるといふ思想に基くのである。吾人は、依つて戦近の租税政策が發展せし諸原理の根本を之等の説明を以て學び得たのである。租税の量的發達は戦争の直接的及び間接的影響を蒙りて非常

に異りたるものとなつたとは云へ、箇々の例外は別問題とすれば、此等の原理に就いては是が爲に殆んど變化せられることはなかつたのである。たゞ最近數年に於いて一定の重要な傾向への變化が表はれてゐる、之に就いては簡單に論じなければならぬ。即ち所謂直接税と間接税との對立であつて、此觀念が重農主義者から印象付けられしように、より理論的なる意義に於いてでは無く、例へば間接税なるものを本質上、下層階級に轉稼されて生活程度の騰貴を惹起したる消費税並びに交通税の意義に解したる所の、ラサールが使用したやうに、より、租税政策的な意義に於いてある。

以前に在つては、世人は此見地よりして原則上斯る間接税に反對し、直接税の爲に社會政策的の根據から此間接税に抗爭したのであるが、此點に於いて數年以來或る一つの變化が起つて來てゐる。人々は漸時に、斯る間接税及び直接税といふ標語が眞に社會政策的見地に於いても大して役立つものでない事を知つて來たのである。毫も無産階級の負擔に成らない所の消費税並びに交通税即ち所謂間接税が存在し、他方に於いては、有産階級の人民より支拂はれるのは事實であるけ

れども、實際は一般民衆に轉稼され得るところの直接税が存在すると云ふ事に、人は論及して居る。此場合には租税政策及び經濟政策にとつて非常に重要な租税轉稼が問題となるのであつて、是れは多種多様の形態で現はれ、例へば特に經濟上の權力關係に依るが如く、種々なる因子に依つて決定されるものである。吾が箇々の租税について此等轉稼の全過程を知り、且つ之を顧慮して後始めて、經濟政策及び社會政策の見地の下に之に對する適切なる判斷を下し得るのである。此轉稼問題なるものは非常に煩雜且つ不明瞭なる關係を論するのであつて、今日に尙ほ充分に闡明せられてゐないものである(註)。

(註) 之に關しては特に、カイツル『租税轉稼説』ライプツヒ、一八八二年。ライス
メインス『租税轉稼問題の統計的研究』財政雜誌第十八卷。ペトリッチ『租税轉
稼説に就いて』グラーツ、一九〇三年。それ以上の文はロツツ『租税轉稼説の若干
結論』國民經濟、社會政策及び行政雜誌、第十九卷參照。

本書の最後の二篇は、特に此轉稼問題の見地の下に注意すべき論文を含むのである。先づアドルフ・フグネルの『財政學』より拔萃せし租税轉稼の一般學説を含む所の篇を最初に掲げた。是れは租税轉稼の際に行はれ得る事件が如何に多種

多數であることを示すであらう。次に拔萃せしアドルフ・ワグネルの議論は單に此問題に對する彼れの一般的議論を含むに過ぎない。『箇々の租税の轉稼の規則』は頁數の都合から採らないことにした。

本書の最終篇は、エマヌエル・ヅルムが一九一三年エナの社會民主黨大會に於いて租税問題に就いて爲したる講演を含む。本來の租税問題を取扱つた講演の第一部分のみが拔萃せらるゝに止り、ヅルム自身が言明せし如く寧ろ黨略的性質を帯びたる第二部は、本書をして餘りに膨大なるものたらしめざる爲に省略した。是と同じ理由からして此拔萃された部分には、丁度アドルフ・ワグネルの議論に於けるが如く、特殊な非本質的なる章句は省くことにした。ヅルムの議論は非常に具體的な且つ客觀的な説明を含み、特に轉稼問題の方面に向つてそうである、而して獨逸社會民主黨の租税觀が此點に於いてラサルレ以來如何に大なる進歩を遂げたかを示して居る(註)。

(註) 之に關してはメンゲルベルク『社會民主黨の財政政策とその社會主義的國家思想との關係』マンハイム、一九一九年。クノー『實際的租税政策若くは租税論』

伯林、一九一六年。レンネル『勞働者と租税』維納、一九〇九年。ホッホ『戰時中の新税』伯林、一九一六年を参照。

其後租税問題は戦争の直接及び間接の影響の爲に、特に我が獨逸に於いては、多方面に亘つて別な一形態を取つて居る。其れは、一は、吾人が支拂はなければならぬ非常に高率なる課税である。凡ゆる斯る租税原則、即ち普遍性、平等の原理、及び給付能力に基く租税は、それがより、高率の租税の問題であればあるだけに、益々注意さるべきである事は明白である。晩近に到つて戦前よりも遙に強く財政學上の文献に於いて租税と經濟との關係が強調されて居るのも亦是に關聯して居るのである。リカルドは、一國に於ける凡ゆる租税はその國民經濟に對して一つの負擔を形成するといふ事に、全然同意して居る。併し乍ら、此方面に不利な影響がある租税にしても、戦前數十年間の如き、國民經濟の發達が急速なる時代に於いては、現在の如き國民經濟全體が或る非常に休養を要する状態に在るのみならず、亦相手方への義務の爲に經濟の給付能力に對し以前とは全然異なる徵集が課せらるゝ場合に於けるよりも、遙かに容易に且つ何等の損失もなく負擔されるので

ある。我が國民の將來は第一に我が國民經濟の生産力に繋つてゐる、随つて租税が國民經濟の上に持つ影響は、其下に於いて吾々が此等の租税を判断しなければならぬ所の最高の視點を與へるのである（註一）また同時に、戦争が就中（註二）戦敗國に齎らせる重税に在つては、從來の課税方法にて斯の如き莫大なる國家の需要を満すことが概して可能なりや否や、と云ふ問題が提出されたのである。此問題たるや今日に於いても猶全く未決定の問題である。併し乍ら、此處に於いて租税問題は社會化の問題、或は國家が少くとも何等かの形式に於いて私人企業へ干渉するの大問題に入つて行くのである。

（註一）此等の戦近租税文献中より此處に擧ぐべきものは、『獨逸財政經濟の新組織』ライプチッヒ、一九一八年。社會政策學會雜誌第一五六卷ゲオルグ・フォン・マイエル『間接税の學說に就いて』スツットガルト、一九一八年。ブツク『奢侈税問題に就いて』同、一九一七年。ツエヴリツツ・ノイキルフ『財政の新組織と量的節約』同、一九一七年。シュワルツ『國家、州、市町村に於ける財政政策』同、一九一七年。ヒストリウス『獨逸の財政經濟と窮乏解決策』同、一九二〇年。フアツ『工業政策上より見たる租税』同、一九二一年。テルハルラ『課税と納税力』エナ、一九二一年。モンベ

ルト『戦後に於ける國家財政の缺乏と其補綴、經濟と租税政策との關係に關する原理的議論』カールスルーヘ、一九一六年。同『國家にまつての消費所得税』チュービンゲン、一九一六年。同『租税と國民經濟』カールスルーヘ、一九二一年。レスボンアクは一般の見地より見たる獨逸最近の租税改革に就いて適切なる梗概を與へてゐる。『改革の原因たる國家財政』（一九一九—二〇年）伯林、一九二一年。ゲルロフは戦時の獨逸に於ける租税負擔の數的觀念及び所謂間接税對直接税の比例的觀念を與へる。『最近媾和時代に於ける獨逸の租税上の負擔』伯林、一九一六年。（註二）之に就いてはゴルトシャイト『國家社會主義或は國家資本主義、國債問題解決に關する財政社會學的評論』維納、一九一七年。シュムペーター『租税國家の危機』グラーツ、一九一八年。

第一篇 ユリウス・ベルンハルド・フォン・ロール

租税及び献納金に就いて

(一) 君主なるものは租税及び献納金に當つて他の者に對し多大の注意を拂はなければならぬ。蓋し彼れの現世の幸福の大部分は多く之に基くものであり、而して彼れの幸福は彼れの國家の處理と名聲の維持の全基礎を成すものである。君主は租税及び献納金に當りては彼此の諸國に於いて如何なる租税方法が採られてゐるかといふことよりも、寧ろ、如何にして彼れが有效に且つ確實に此等を規制することが出来るかといふことを、特に反省しなければならぬ。何となれば前者のことは屢々、利益よりも弊害をより多く君主に齎すからである、而して時折甲の國に於いて或は乙の國に於いて有効に適用することが出来るどころのことは、直ちに採つて以て同一の組織の儘他の國に移すことは出来ないのである。

(二) ところで種々の國に於いて實施せられ且つ名稱の上から見て、又各國の性

狀から見て通常税 (onora ordinaria) と特別税 (onora extraordinaria) とに分類せらるゝところの租税は、屢々互に全然異つたものである。即ち之を例へば、佛蘭西に於いては (一) *les cinq Fermes de France* 即ち五つの大きな且つ恒久的な租税の賦課がある、そのうち第一のものは國內に輸入せられるところの香料、藥品、材料に、第二は、矢張り國內に持ち來されるところの凡ての原料品に、第三は國外に輸出されるところの凡ての原料、第四は葡萄酒、羊毛、亞麻布及び之に類似の商品の如く、外國に輸入される凡ての内國産商品に、最後に第五としては葡萄酒一樽宛につき租税が課せられるのである。(二) *Taille* 即ち兵卒の入營免除に代償として支拂はるべき一定の課税である。(三) *Substience* 即ち兵卒の扶持の爲めに支出せらるべき一定の課税である。(四) *Les Paulette* 是れは世襲の官職に對し年々課するところの租税であつて、其名稱はパウル僧正に淵由するのである。彼れが佛蘭西の國王ヘンリー第四世に對し、國王は一定の官職を以て年々六十ペニヒの租税支拂に依り世襲的のものたらしめ、是れが爲めに一方に於いて、宮廷は盛んなる獵官熱を阻喪せしめ、又是れと同時に、租税に於ける順調な過程を期待することが出來ると提議した時、他の

者は、之に依つて官職は高まるであらうけれども、多數の子供を有する官吏は、此等の子供全部に對し平等な相続分を別け與へることは出來ないで、却つて此官職を相続した子供のみが凡てを受領し、他の子供達は是れとは反對に僅少な相続財産を受けらるか、或は全然何物をも受取らぬこととなり、又是れが爲に家族は破壊せられるであらうと反對したるにも拘はらず、實施せられたのである、之に依つて平衡 *aequo* よりも實利 *utile* の方が擇ばれた譯である。(五) *Les Aydes* 即ち鹽及び酒精飲料に對して課税せられねばならぬ補助税 (六) *Equivalent* 即ち若干地方に於ける此等の補助税の代りに、他の多くの租税の外に、獸肉、魚肉、葡萄酒及び其他の物から支拂はれなければならぬものである。之に反し和蘭に於いては彼の竈税なるものがある。それは家屋及び種子販賣店に對する課税の外に課する二〇〇ペニツヒが、特に戰時に於いて行はれる、ところが麥酒、葡萄酒、牛酪、屠殺用家畜及び其他の家畜、粗生品、生麻、瀝青、蠟燭、石鹼、鹽、酢、油、薪、布、絹製品、封緘せる手紙、襪裝馬車、車、僕婢及び之に類せるもの、課税は人の熟知するところである。獨逸に於いては所謂 *Contributions* なるものがある、又 *Land-Steuer*, *Trank-Steuer*, *Quatember*, *Pfenning-Steuer*, *Ungeld*

Shläge-Shatz, Kopf-Gelder, Nahrungsgelder, Accise 等が尙ほ多數の他の租税と共に實施せられてゐる。随つて、吾々が此等の租税並びに他の諸國に於いて施行せられてゐるものを順次詳細に説明し記述せんと思はば、斯くの如きは特別の頁數の廣さを必要とするであらう。之に就いては官房評議員ライプ氏の、如何に君主は國家及び人民を改善すべきかの第七の證明の第一章第三項を参照せよ。

(三) 通常税は時々、其時の具合に依つて、足りなくなり、彼等がより多くを必要とする位の費用を君主に喚起するに至るからして、窮餘の結果、彼等は其臣下に對し好意的租税と援助とを求めよう、古來から習慣となつてゐる。ところで侯國及び國家に於いては次の様にして行はれるのである、即ち君主は彼れの等族及び彼れの君主たる高權に服從してゐるところの、教長職、伯爵、領主、騎士及び都市を集合して共同國會を開催し、例へば挑戰されたる或は防備すべき戰爭及び敵の襲撃、莫大なる負債及び王室財産の衰滅、軍隊の大規模の設置、必要なる建築物、計畫せる公共營造物、華美なる結婚、多額の費用を要する旅行、大使派遣などの彼れの要目、及び彼れの國家の需要をより多く必要とするが如き事項を彼等に提案説明せしめ、彼

等の好意ある援助を請ふのである。

(四) 併し乍ら正に此租税の懇願は最高權力以外に、即ち國王以外の者に歸屬し賦與せらるゝことは絶対にないのであり、又其限りに於いて君主の最高主權の一である、とは云へそのことは、君主が常に斯くの如き租税の要求に對して置くに違ひないところの莫大のものを規定し且つ賦課するといふ此無制限な權力及び強制的威力は有しないのであつて、理性的な要求に對し國家等族がその懷から君主に何物をも與へず、又國家及び君主の危難に際して君主をば孤立無援に陥らしめるにも拘はらず、尙ほ、機に應じ時に望み、又曩に述べたるが如き諸種の動機に従ひ、ごれだけを何時、如何なる方法で、彼等が其君主に對し、當時有する財産を、貨幣を以て、或は貨幣價值を以て提供し與へんと欲するかといふことは、彼等の討議し、承認すべきことに屬するのである。又是れが故に彼等は、斯くの如き等族及び臣民の同意は彼等の自由にとつて不利益なものとなることなく、又承認せる租税額は將來決して正常なる徵税及び賦課に變ることはないといふ君主の誓狀を要求するのである。是れと同じ様に、斯くの如き租税を賦課し徵收する方法様式形態及び

如何なる比例に依つて斯くなすべきかといふことは、最初は君主とその臣民との協定及び同意に俟つたものである。

(五) 併し乍ら彼等の大抵の國に於いては、既に久しき以前から、一定の租税評定簿及び登録簿が作製せられてゐる、而してその臣民の不動産土地及び其他の永久的有用物は該帳簿の中に記載せられ、且つ一定額に評價せられるのである、何となれば各ターレルにつき、或は各グルデン或はシヨックにつき、一定金額が租税の爲めに同意せられ且つ支拂はれるやうになつてゐるからである。その登録簿及び評價簿は君主の顧問官、宮廷の縁屬及び等族から成る一定の人間及び委員に依つて時折更訂せられその額の増減の變更が加へられるのである、又公衆の其他の財産も時に依つて登録されるのである、而して彼此の収入の享樂を有するところの者は、彼れと同じ仲間の臣民のうち他の者が各々その分を寄與すると同じ様に、公正にして平等なる比例に依つてその負擔を荷ふと云ふ、自然自體が與へるところの此事柄に於ける主要基礎に立つて觀察せられるのである。

(六) 前世紀には租税制度に於いては財貨は市場價値に依つて評價せられたと

は云へ、現代では、大抵の地方に於いては、そう精確に維持せられてゐないで、普通の租税が行はれてゐるのである、何となれば、人民の負擔は多くの原因の爲めにさうでだに増加するものであり、又租税の賦課は數年間に亘るものである、即ち價値が不確實となるからである。多數の地方に於いては、特に賣買の行はれ、商業の行はるゝ都市に於いては、各個の財産を記録することは危険なりと考へられた、是れが故に人民をしてその義務と誓言に基き租税を納附するやうになつたのである、又之に當り、何人が斯くの如き租税を納附すべき義務を有するか、又租税の免除せらるゝものは如何なるものであるか、租税徴收の大部分は如何にすべきか、各世帯主及び彼れの從屬者の必要なる食物及び衣服に屬するものでは何であるかといふことに就き、一定の規定が設けられるのである。

(六) 土地及び此上に定着せられたる利用物、又家畜、貸附現金、工業及び手工業に對する租税登録簿が設けられたるところの他の地方に於いても、同一の不可缺的必需品はそのうちに記載せられてゐる。又是れが故に、騎士の役目を以て君主と關係を有し、又其他の華麗なる職責を行はなければならぬところの一國に於ける

等族及び其他の人間は、斯くの如き負擔を負はざる人達と趣を異にして、租税比例に於いて觀察せられるのであつて、斯くの如き相異は多く、伯爵及び領主と田舎に居住する貴族との間に見られる通りである。又國税に於いても、教會關係者及び學校關係者、及び其俸給と賃銀とを以て生活し、自分自身の財産を何等所有せざるころの他の宮中使用者及び下賤なる僕婢も亦、今日の習慣に従ひ寛大に取扱はれる、とは云へ、往古突發的に生じたる土耳其戰爭に於いては此等の人々にも租税は賦課せられたのである、此事は國家の大なる危難の時に當つては行はれ得たことである。

(七) たとへ租税は各臣民より直接に彼れ、の財布から君主に對して支拂はれるものではなく、酒精飲料の上に、肉、鹽、穀物及び此等の種類の普通一般に廣く使用せらるゝ物品の上に一定のベニツヒ即ち價値の分前が賦課せられるものであるとは云へ——人々は之を指して *Trank-steuern, Ungelder, Bier Accise, Weni Accise* 或 *teZehenden, FleischPfenninge, Mühl-Accisen* など呼ぶを普通としてゐる——尚ほ各國の習慣及び秩序に従ひ、等族及び或る人間は、一定の免除權を與へられてゐる、又算術級數

でなく、幾何級數の割合が採用せられるのである、即ち王室及びその等族、産業及び職業に向けられた比例なのである。

(八) セツケンドルフ氏は、彼れの著書『獨逸國家』に於いて（私の持つ書物では四五九頁）、一般の租税賦課に關する追憶をば以下の如き注意すべき言葉を以て結んでゐる。『此等から徴收することは、國の租税權即ち *Jus Collectandi* と同じ様に一の高權であるからして、非常なる危険と多大の責任とがあるのである、即ちそれは、一國に於けるあらゆる人に、又特に、その身分及び門地上何等特權及び免除權に依頼することが出来ないところの下賤な貧乏な世帯主に最も多く關係するものであるからして、斯くの如き權利能力を有するところの基督教徒の主權者は愈注意深く之に善處し、また是れと共に、斯くの如き非常手段を使用するの原因を益益少くならしめ、その王室財産に對しては孜孜として注意を怠らす、宮中府中の善良なる普通の家政を行ひ、華美と冗費とを撤廢し又之を回避し、非常なる困窮時に於ける以外に租税を要求することなく、租税をば、租税が同意せられたる所以の目的に對して忠實に且つ善良に使用し、正當にして公平なる比例を維持し、何人をも

不當に重課し或は免除することなく、その權力をば壓制、不利益及び苦痛の爲めに使用せず、是れと反對に保護、救済及び恢復の爲めに使用すべき義務を有するところの、基督教徒にして温和なる統治者として身を持つるを常としてゐる。他方臣民も亦、その義務を善く遵守し、神及び神の言葉を守り、愛すべき君主及び一國の最高の寶に對する君主の保護を維持し（それ自體に於いて然るが如く）、その世襲財産及び兵士の給料を忠實に且つ何等僞瞞と滅失なしに致し、忠實と従順とを以て彼等に對し、各人はその身分及び財産に應じて、凡ての愉快なる勤勞に對し、恭順に且つ喜んで當り、又危急の突發に際しては自分の力に叶ふ援助を惜しまないならば、天恵と、君臣の側に於ける基督教的精神の光榮ある證據に依つて容易に再び繁榮となり、多數の國家が沈淪しつゝあるところの重大なる租稅と負債の重荷は時と共に除かれることが出来る、又舊の状態は再び到達せられるであらう、何となれば世人は出資と金定勤に就いてそう頻繁に惱まざるゝことなく、君主はその通常収入を以て安心し、且つ満足することが出来る、臣民も亦その相續負債の償却に安心し、満足することが出来るからである。セツケンドルフ氏著『獨逸國家』の

第三篇第三章第八項參照。

(九) 通常の徵收方法 *modum collectandi ordinarium* に就いて云ふならば、或る政治家は適當に按配せられたるアクシス制度程統治者及びその臣民にとつて利益あるものはないと云ふ思想を抱懷してゐる。彼等は云ふ、此アクシス制度に依つて常に一國をばその從來の繁榮と福祉とに維持することが出来、健康なる臣民を、又彼等と共に善き藝術と科學とを國內に移入し、製造業及び商業を促進し、貧富の臣民をば、他の場合に於けるよりもより多く且つより、公正に比例する平等さを以て賦課し、献納金の寄附者を困憑せしむることなく、又苛酷なる誅求を以て壓迫することなく、献納金を正當に政府の手に收め、君主に對してはその収入の恒常性を確實に保證し、特に國家經濟が適當に配置せられる時には、正常収入を減少するよりも寧ろ却つて之を増加し、旅行者及び此種の外國人をも何等氣づかれることなくして一般的負擔と共同の難儀に引き入れ、又是れと同時に、臣民をして夫等に就いては彼等の負擔に轉移することを得せしめ、又實に、各人が彼れの浪費及び善良なる家政に依つて自發的に出捐せんと欲する以上に何人にも重課することゝならぬ

いのである。然るに土地及び工業に影響を及ぼす献納金及び租税制度は、一般に古い且つ長年實施せられて來た素地に基づいて規定せられるものであり、又他の國、郡市及び町が之に依つてその食物の減退に陥つてゐないかどうか、又自國に於いても以前と同じだけのものを生じ得るかどうかといふことを考察しないからして、一國をその従前の繁榮と福祉とに維持することが出來ずして、寧ろ凡ての負擔を他の富裕なる地方の咽喉に押し附けることとなる、又此制度は特に工業を重課するからして、健全なる臣民及び此等と共に善き藝術と科學とを國內に導かず、製造業及び商業を阻害し、臣民を平等なる比例を以て賦課せず、臣民の私的計畫を遙に減少せしめ、献納金を多くは苛酷なる方法を以て徵收し、又之に依つて云はゞ新なる賦課を作ることとなり、君主に對してはその収入に就いて決して確實に保證することなく、取立見込なき殘額を作り、収入を多くは減少し、又之に依つて君主をして絶對絶命新なる租税を考へねばならぬやうな機因を作り、外國人を共同の難儀に引き入れず、臣民をしてその負擔に於いて他に轉嫁するを得せしめず、徳性と善良なる家政を専ら困難ならしめ、浪費と怠惰とが看過せられるに至るであらう。

(一〇) 内國消費税の賛成論者は、アタシク制度が如何に規定せられるべきかの以下の如き諸原則を述べてゐる (一) 先づ第一に臣民を三つの階級に區別し、之を (イ) 人間として (ロ) 市民として (ハ) 富裕なる市民であり、浪費に依つて其財貨を濫用する者として考察しなければならぬ、又之に依り比例を設け適當なる變改を加へなければならぬ。蓋し、貧民が常に中流階級の人間と同じ様に負擔を荷ひ、又中流階級の人間が、富裕者であり浪費者である者と同じだけを負擔するとしたならば、又時に依つては貧乏人が此等の後者を凌駕することさへあるとしたならば、如何に大なる不平等が起ることであらう。又此事は君主にとつても遙に不利益なことである、何となれば貧乏人は一般に國民の最大多數を形成するものであり、産業を支持しなければならぬからである、ごころで之に反し、若し貧乏人が彼の後者から負擔を掛けられ、その産業を繼續すべき資源を他の者から斷絶せられるならば、彼等は之に依つて必然的に衰滅するに至るであらう、而して此二つの事柄は國家自體に對し、又その君主に對し、最大の損害と不利益とを與へな

ければならぬのである。(二)内國消費税は、その所有者が彼れの食物、效用及び利潤を求めらるが如き種類の物から決して徴收してはならない、是れ人民をして、商賣を營み之に依つて何物かを自分に獲得するといふことを遲疑せしめない爲めである。(何となれば勤儉な、榮養に富める且つ經濟の上手な人々にとつては、彼等の儲けたものゝうちから幾分でも奪はれること以上に苦痛を感じることはないのであるから)、是れと反對に、専ら所有者がさらでたに貨幣を濫費しようとするところの物から徴收しなければならぬ、是れ彼れをして浪費を防遏せんが爲めである。(三)内國消費税は、富及び商業の繁盛の正當なる基礎としての徹底的節約及び勤勉を、住民に於いて喚起しなければならぬ、何となれば節約者はそのこと自體に依つて (Piso Facto) 非常に樂となることが出来なければならぬ、又之に依つて浪費者をば自ら罰することゝなるからである。(四)内國消費税は莫大の金額を徴收し、而かも臣民を衰頹せしめることゝはならない、何となればそれは磅やグロツシユンの少額の金を總合して成るものであるから。(五)麵麩及び野菜や蕪菁や、卵などの如き小食物は、何となれば貧乏なる中流階級の人は、彼れの飢餓及び

彼れの家族の飢餓を之に依つて満足せしむる爲めに、特に必要なのであり、又麵麩は何人ど雖も之を廢することが出来なからして、斯くの如きものは全然消費税を免除せらるべきものである、その譯は、此等の細々した物は、一般に消費税制度に於いて最大の煩勞を與へるものであり、又多數の役員を必要とするからである、何となれば、特に農民が此消費税をば彼れの主要なる利益に利用するからである、又斯くの如き物に對しては多くは單に一ペニツヒしか賦課せられないのに、農民は常に二ペニツヒ或は三ペニツヒより、多く要求し、隨つて一般的騰貴を惹起し、又彼れの家族及び其雇人の爲めに斯くの如きものを最も多く必要とするところの商人にとつてその生計を困難ならしむることゝなり、是れと同時に商人を驅つて、彼れも亦自分の製造品の値段を吊上げるに至らしめる、而してそれ以上一寸でも騰貴が加はるに於いては殆んど何物もより、多く買ふことが出来ないうやうになる、之に依つて最後に製造品は、それが他の地方に於いて低廉なる價格を以て獲られる時には、必然的に再び衰滅に赴き、斯くて一般民衆の最大不利益となるからである。

(六)肉及び之に類似の食料品の如く、中流階級の人間並びに工場家が彼等の生活

に使用するところの種類の食物は課税せられない、又時には四、五乃至六パーセントの税を課せらるべきものである、之に反し煙草、火酒、焼酎並びに其他の美食や、高價なる金糸及び銀糸製の商品の如き、金持が必要とするところの、時には浪費的に消費するところの物品に對しては、縦令それ以上でなくとも、二倍の税を課さなければならぬ、何となれば若しそうでなくて、貧民及び中流階級の人間が此點に於いて常に、金持及び濫費者と同一の程度に立つべき者とするならば、それは悪比例たるであらうから。(七) その賦課税及びアクシスを自づから生じ得るところの種類はアクシスから除外せらるべきでなくて、寧ろ維持せられなければならぬ、而してアクシスは、決してアクシスを自づから生じ得ないところの物に於いて求むべきのみでない。之に反して (八) 凡ての工業並びに土地生産物や布や亞麻布や此等の種類の如き輸出向きの内地製造品、並びに羊毛、麻、及び其他の如き輸入さるゝ外國産の原料 (それが國內に於いて加工せられ、是れから製造品が造らるゝ限り) はアクシスを免除しなければならぬ、又是れと同じ様に輸入さるゝ穀物及び必要的食物も亦アクシスを免除せられなければならぬ。以上のことは私の

見る所では、善く整備せられたるアクシス制度がその根本に置くべきところの最も肝要なる主要原理である。

(一一) 他の者は普通消費税(Ordinair-accise)及び一般消費税(Universal-accise)に就いて種々の缺點を見ようとしてゐる。即ち、彼等は云ふ、一般消費税及び普通消費税に於ける第一の缺點は、次の場合に存在する、普通消費税は凡ての食物及び飲料に課せられ、現實に消費せられ消耗せらるゝものゝみに賦課せられない時は是れである、何となればそれが消耗せらるゝまで一年或は數年間貯藏せられ、又は第三第四の人手に轉讓するところのそれ等の食物、或は飲料は、身體及び生命の不可缺の維持に役立つものではない、其結果一般消費税は、現實に水車に於いて粉にせられ、再び賣られることなく必然的に麵麩に焼かれ食用に供せられねばならぬところの穀物、及び現實に小賣する爲め醸造せられたところの酒より以外の物に賦課せられてはならない、それは内國産もあり外國産もある何となれば此等二様のものは何人も無しに濟まし得ないものであるから。

(一二) 一般消費税が第二、第三及び第四の人手に轉賣され、又随つて或る程度ま

で商賣式に行はるゝが如きものに、例へば凡ての種類の農業産物に即ち牛酪、乾酪、
豕脂、牛脂、比目魚、干鱈などに課せられる時、それは一般消費税の第三の缺點である。
普通消費税が餘りに多様の物品に課せられる時、第三の缺點がある、何となれば一
般の理窟 (general reason) は *quod entia praeter necessitatem non debeant multiplicari* 『吾々は
不必要に困難錯雜を作ることが出来ないことを』を命令するからである。アク
シスに依つて徴收せられべしとなす豫期の總税額が、少數の物品に對する課税に
依り、而かも凡ての人から徴收せられ得るものであり、尙其上に何等の困難もなく
便利に取り立てられるとするならば、凡てのものに對し或は多くのものに對し課
税を施す必要はない譯である。第四に彼等は、一般消費税が多様な種類の僅少
の食物に、例へば豌豆、扁豆、いんげん豆、黍、菜葉、蘿蔔、蕪菁、蕎麥、胡瓜や、市場に齎される
此等の種類のものに賦課せられる時、之を批難するのである、其理由の一は斯くの
如き産出量の少き食物に在つては大なる浪費或は濫費が行はれないからである、
又他の理由は貧民及び節儉家が斯くの如きものゝ大部分を使用するからである。
第五に、若し普通消費税が、卸賣及び小賣商人が支拂はねばならぬところの商品に

賦課せられる時には一の誤謬があるのである。第六に、以下の場合に於いては更
により、大なる缺陷が存在するのであり、而かも一般消費税について存在するので
ある、即ち該税が輸出向商品に課せられる場合である、何となれば之に依つて商業
は完全に倒壊しなければならぬからである。蓋し、之に依つて多様の物を製造し、
他の商品を利潤を以て輸出し、貨幣を國內に持ち來らすことの裡に、正に一國の最
大の隆盛は潜むのである。第七の缺陷は、輸出せらるゝ穀物に課税せられる時に
存在する、蓋し、此等のものは、その大量は無くても差支へることはない位多量に獨
逸國に於いて成長するからして、斯くの如き物の輸出は、可成りな貿易を與へ、又他
の商業に對する大なる基礎を與へるものである。第八に普通消費税が、田畑、牧場、
庭園及び家屋の如き不動産に課せられ、又動産に、有用家畜に、最後に工業及び手工
業の上に課せられる時、アクシスの最大の缺陷があるのである、その理由の(一)は、
此アクシスは、その結果から見ると、凡ての人に行き渡らずして、住民のうちの單に
六分の一に賦課せられるに過ぎないものであり、隨つてアクシス制度に於ける普
通 (ordinaire) のものと看做すを得ず、却つて特別 (extraordinaire) のものと看做さねば

ならぬからである。その理由の (二) は、一國をして人口豊富ならしめ、之に依つて君主は、充分に人口の存在せざる二大國に於けるよりも、一小國に於いてより多くの租税を徴收することが出来るのを、その唯一の企圖とするところの最近の政策及び商業原則に悖戻するからである。クリスチアニトイトイリの著書「アタシス制度に於ける金坑の發見」及び宮中顧問官ライプ氏著「如何にして君主は國家及び人民を改善すべきか」の第五證明第一章を参照。

(一三) 献納金の割宛に於ける方法全體は重要なことである。献納金は各個臣民の年々の収入に従ひ、何人が多く有し、随つて多くを献納するか、又何人が少く有し、随つて少く献納するかを制規しなければならぬ。是れが故に君主は彼れの國が富に於いて一般にどれだけ増加したか或は減少したかといふこと、並びにどれだけ各個臣民の財産は増加したか或は減少したかといふことを、毎年精確に知らなければならぬ、或る論者は斯くの如きことを探知するのは困難であるといふ思想を抱くであらう。併し乍ら君主が、斯くの如き事實を認知する機会を充分有することは、疑がない。更らに献納金は、各人が彼れの利益のうちから或物を支

出し、随つて彼れは之をそう苦痛に感じないやうに配分せられなければならぬ。是れが故に君主は、資本を借入れたところの者から、百分比例に従つて、一定の公平なる分前を献納することが出来る、又は是れと同じ様に相續遺産或は莫大の持參金附結婚に依つて或物を附加し得たところの人間からも献納することが出来る、何となれば人はいづれも斯くの如き場合に於いては、單に彼れの餘利からのみ支出するものであり、又何人も特に重い負擔を課せられることゝならないからである。

(一四) 此場合に於いて、之を使用する役人が、君主が受取るべき筈のものゝうちから多額の金を再び取去ることゝならないやうに、多數の人間を使用してはならない、却つて此目的は、各地方に方いて租税徴收の爲めに雇役せらるゝ僅少の人間に依つて達成せられるであらう、又夫等の役人から官金費消の機会を充分奪ふことゝしなければならぬ。又之に當つては、献納者が、取立人の煩勞に依つて迷惑を感じ、之を二倍の苦痛に感ずることなく、斯くの如きものを自ら愉快に取立人に支拂ふと云ふやうに制度を設けなければならぬ。又是れと同じ様に餘りに頻繁に献納金を取立てずして、寧ろ一時に可成りな額の金を支拂ふやうにしなければな

らぬ、若し或る者が、彼等に割當てられたる金額を支拂ふことを躊躇する場合には、斯くの如き者に對しては二倍を課し或は軍事上の強制執行法を採らなければならぬ。

(一五) 吾々が共和國に於ける凡ての徴收法(Modus acquiritendi)を實施し、あらゆる臣民からその財産の比例に應じて、一定の人頭税を要求し、是れが爲めに何人も是れから除外せらるゝことがない場合には、以上の如きことを最善に施行することが出来る。確實なる収入が存在する多くの所では斯くの如きは容易に制規することが出来る、けれども収入が不確實なる他の所では、稍々より困難であることは云へ、斯くの如き者と雖も、適當なる勤勉を向けるに於いては、可成り精確に租税を賦課することが出来る。斯くの如き献納金の割宛てに際しては種々様々なる事情を考慮に入れなければならぬ、例へば或る者が経費を要するか、家族を有するか、或る者が勤勉であるか、怠惰であるか、儉約であるか、濫費的であるか、不幸に陥つてゐるか、どうか、等等、此等の事情に従つて彼れは課税せられ賦課せられねばならぬ。或る者が彼れの財産に就いて不當不正に申告した場合には彼れは是れに

由つて、他の者の見せしめの爲めに非常に嚴重に所罰せられねばならぬ。

(一六) 私はいま、私が諸所に於いて彼此の徴收方法について遭遇したるところの缺點を詳密に研究し、より善き方法を提案せんと欲するのではなくて、此事をば後日他の機會に譲ることとする。けれども讀者は殆んど凡ての州に於いて、普通の徴收方法は差異を現はすものであることを發見するであらう。拙著『家政文庫』第二章第五項を參照。

第二篇 ヨハン・ヴィルヘルム・フォン・デヤ・リート

租税論

(五) 私が今迄その不幸なる諸結果を叙述して來たところの悪政治は、主として、不當なる租税を以て臣民を重課する點に現はれる。

ブルナー僧正は此重課をば悪政治の本體なりと説明してゐる。而して彼れは此本體について、人民と貨幣との窮乏のみを見てゐる、又彼れは之を種々の國に於いて遭遇したのである。私が上に於いて、臣民の幸福に反對する統治方法の不利益なる諸結果を説明したる其原因を洞察する者は、凡ての斯くの如き有害なる諸結果は、單に、餘りに苛酷なる國民の壓迫、即ち租税から發生しなければならぬといふことを確信するに至るであらう。

歴史上屢々起ることであり、且つ殆んど常に租税の過重がその原因となつて居り、或は少くともその口實となつてゐるところの一揆に就いて、私が何等の説明を

與へなかつたといふことは事實である。併し乍ら今日に在つては、平時に於いてすら凡ての國家に於いて維持せられてゐる多數の兵士は、それが伴ふ脅威に依つて、國民の一揆に就いては、臣民に賦課せられたる苛斂なる租税の負擔に基因して起つたところの實例よりも少くせしめてゐるのである。

之に反し、租税なるものは凡ての時に於いて凡ての程度に於いて、自然的及び必然的結果に依つて、臣民の大部分を貧困に突き落してゐるといふ事は、容易に何人も理解するところであらう。是れと同じ様に、斯くの如き困窮は、君主に對しそれ以上租税を納付することを、臣民に全く禁止するに相異ないといふことも亦、明白に認められるであらう。其結果此事實よりして、過度の租税がほんの暫くの間君主に贈つたところの利益は、彼れが將來に於いて蒙るべきところの決して償はれることなき損失に依つて相殺され、尙ほ最高の程度に餘り有るといふことが明瞭となる。

管理者といふ標題を有する有名な英語の書物には、彼れの國王に對する令名ある國家官吏コルベールの叙述を包含してゐる、その中に於いて彼れは、佛蘭西の實

例を引用することに依つて、私が惡政府の禍害的結果に就き、又特に、過度の租税から發生する不利益な諸結果に就いて、是れまで讀者の眼前に證明したところのことを裏書してゐる。

斯くの如く讀むに最も値ひする叙述に於いて、いま考察されたるコルベールは特に次の様に述べてゐる、即ち君主及び國家の富は、それが臣民より徴收し得られるものに基くべきものである、けれども、臣民が尙ほ充分に彼等自身の生計維持の爲めに殘餘を有するやうに徴收しなければならぬ。若しも臣民から餘りに多くのものが奪はれる場合には、彼等は外國に逃げ去るであらうと。而してコルベールが、既に餘りに過多の佛蘭西王國の臣民が、日々の麵麩の爲めに、婢僕としての隣人の下に滞留してゐたといふ事實を、彼れが述べざるを得なかつた時、彼れには苦痛なことである。佛蘭西の多數の技術家も亦、同國の租税徴收者の苛酷なる爲めに、自國から免れ去り、彼等の仇敵の下に生活し、その製造工業を隆盛ならしむるに貢献したのである。佛蘭西は、彼等技術家の手からその期待し得るところの效用を永遠に失つてゐるのである、而して國王は、彼等が消費したるものから直接

税を徴収すべき希望は最早寸毫も有しないこととなつてゐる。尙ほ佛蘭西の國土に踏み留まつてゐる臣民の間に在つては、その大部分は、水や黒麵粉や葱で生活してゐる有様である。それ故に、斯くの如き生活資料に對し、又到る處佛蘭西に於いて用ゐられてゐるところの木靴に對し、國王は租税を徴収するであらうか？此等の人々は、たゞ國王に收入を齎すが爲めに、自ら勤勉であり乍ら餓死するであらうと考へられるのも當然である。即ち國王は、たつた一年の異常に莫大なる收入を獲る爲めに、永遠の收入を廢棄したのである。

有名なるセント・ピエルの僧正は、彼れが呼んで租税となすものゝ草案といふ名稱を附したる一著述に於いて、臣民を過重に課税することから國家に發生する尙ほ種々の惡結果を示してゐる。

彼れは叙べて云く、田畑は、それを耕作する人々の勤勉と財産の程度に従つて、その果實を豊富に産み出すものである。随つて田舎の住民は、彼等の家畜を購ふ資金を獲、或は之を借りる信用を充分に所有してゐる場合には、牧畜を熱心に營むであらう。田野の耕作及び牧畜の此改善は、國民がその租税を何等の遲滞なく、又何

等中斷することなく支拂ふべき資力を彼等に與へなければならぬ。併し乍ら斯くの如き幸福なる結果は常に、國民の財産を標準として測定せられたる課税の結果たるであらう、又數年ならずして全國家の強盛を遙により、高き程度に置くであらう。之に反し、過度の租税に依つて、その勤勉の果實が國民から奪はるゝとき、それ以上臣民の勤勉を弱めるものは他にあり得ないのであり、又弱めなければならぬものである。

特に日傭人は、奴隸と同じやうに、或る一年のうちには何物かを節約するといふ希望を有しない位までに苛酷に租税を課せられる場合には、彼等が日々得るところのものを以て満足するやうになるであらう。彼等は怠惰に耽るであらう、其結果彼等の勞働は減少するであらう。ところで、臣民の勞働と勤勉とが弱められること位、國家にとつて不利益なことではない。加之、貧民を強要して、彼れの力を三分の一或は二分の一超過するところの租税を賦課するならば、彼れは最も苦痛なる壓迫に曝されるであらうこと、否實に負擔の爲めに滅死しなければならぬといふことは當然なことである。佛蘭西に於いては、百十の家族のうち餘りに苛酷の賦

課の爲めに年々破滅への發端がその二十家族によつて爲されるといふことが普通のことゝなつてゐる。而して此等二十家族のうちで、毎年全然破滅して仕舞ふものが少くとも二家族有るのである、彼等は、若しも彼等が正當なる状態に有りとしたならば、當然獲得したであらうものゝ三分の二を、自分自身及び國家に對し喪失してゐる。斯く多數の家族の斯くの如き破滅に依つて、佛蘭西國は怠者と乞食とで充滿してゐる、その國は自餘の住民にとつて重大なる負擔となり、一方に於いては政府の名譽に非常なる不利益を與ふるものである。加之此結果は、決して恢復することの出来ない多數の退歩状態を作らなければならぬ。ヒューム氏は、私が最初セント・ピエル僧正の書物から引用したところのことゝ、多くの點に於いて一致してゐる。彼れは、ピエル僧正に依つて主張せられた斯くの如き諸原則を、尙ほ多數の根據を以つて擁護してゐる。蓋し、茲に述ぶる所のヒューム氏は、彼れの混合せる著述のうち存在する、全然短い文章で書かれた租税に關する議論の中で、過度の租税は臣民をして絶望の淵に達せしむる事に依つて臣民の勤勉を全然抑壓するものであると述べてゐる。其處では、苛酷なる租税が尙ほ最高の程度

に到達しない以前に、その租税は手工業者並びに製造業に於ける労働者の賃銀を騰貴せしめ、又凡ての商品の價格を高めたのである。

即ち事物を只だ若干の程度に考察する者はいづれも、過度の租税に依つて國家全體の上に注がるゝ異常の不利益を確信するに相違ないからして、誰れかゞ此反對を主張せんと自説を固持するであらうとは、何人も殆んど信じないであらう。之にも拘はらず彼の最も有名なる著述家は、既に述べたる論文のうちで、公的収入と關係を有しなければならぬ人民の間には、臣民に對するあらゆる新課税は、之を負擔するの新しい能力を作り、公的負擔の各増加は、是れと同じ割合を以て、國民の勤勉をも増加するものであるといふ根本原理が行はれると述べてゐる。

思慮あるヒューム氏自身が、第一に擧げたる根本原則の眞理と正當性をば全然否定出来るものであると同じ様に辯疏するとは、吾々の想像すべからざることである。寧ろ吾々は、此原理は理性と經驗とに基礎を置くものであると、告白しなければならぬ。

正に此著者が、斯くの如き根本原理は往々にして最極端にまで誤用せられ易き

ものであると附言するのは、正當である。即ち此原理を一定の限界に制限する必要がある。彼れは更に附言して云く、租税が適度である時には、租税が徐々に賦課せられ、生活必要物の上に賦課せられない場合には、斯くの如きことは當然に、國民の勤勉が活潑にせられ、又増加せられ、而かも彼れの勞働に對してより、多くのものが必要とせられることなくして、國民は従前通りに生活することが出来るといふ結果を有しなければならぬ。

併し乍ら、此等の最後の命題は、あらゆる新課税は、之を負擔すべき新なる能力を作るものであるといふ彼の根本原則に全然矛盾しないであらうか？蓋し、此根本原則が、租税の負擔を荷ふべき一國民の力は、租税と同じ程度に増加するものであるといふ風に解釋せられる限り、最も強大なる租税は、少くも苛酷なものと感ぜられず、又厄介なものとはならないことになるであらう。又斯くて、租税が負擔し難きものとなるといふ事實にのみ基くところの過重は、租税に就いては行はれないことになるであらう。斯くて人々は、曩に擧げたる著述家と共に、適度なる租税と適度ならざる租税との間に一の區別を設け、適度なる租税を賞讃し、之に反し適度

ならざる租税を最高の害惡として批難すべきことが出来るであらうか？

曩に擧げたる原則の單に誤用のみが不利益である、何となれば是れより自づから生じて來るその原則の使用は、斯くの如き結果を必然的に生じなければならぬからと、正に彼の學者と共に吾々は主張し得るであらうか？蓋し此誤用なることは、一見して明白なる如く、租税が、其好むところに隨つて頻繁に、且つまた強大に引き上げられるといふ點に存するのである。ヒュームに在つては、此後者の事柄を假託する意圖が少しもなかつたといふことは、私が是れまで彼れの論文から引用したところのことに依つて明白である。また彼れの思想は、適度なる租税は被課税者の勤勉を盛にし、隨つて彼等自身の最善のものを増加するに利用し得るといふことを目的としてゐるのは、同様に明白に判ることなのである。さて此點に於いて私はヒューム氏に對し全然賛意を表するものである。既に私は、私の最初の政治的觀察に於いて、適宜に按配せられ、又正當なる制限を逸脱することなきアクシーゼは、斯くの如き効果を充分に且つ必然に喚起するであらうといふことを、種々の根據を以て示して置いたのである。併し乍ら此命題は、あらゆる新課税は是

れと同一の利益を作るものであるとなす彼の命題と非常に違はないであらうか？之を要するに現在の場合では、ヒューム氏が一の矛盾を以て責められるのは理由なきことである、けれども自分を云ひ現す方法に於いて非常に不正である點は恐らく充分の根拠を以て責められるであらう。之に反しあらゆる租税の引上げを以て無害のものとなし、寧ろ之を有利なりとさへ大真面目で主張し、而かも恬然として耻づるところなき彼の輩達に對しては、是れまで私が爲した反駁以上のものをなす値打がないのである。

(三) けれども租税なるものは、獨り、それが臣民の力を超過する程度に於いて臣民から徴收せらるゝ時に於いてのみ、是れまで擧げたる不利益をば一國家に齎すものであるとは限らない。寧ろ租税は、それが各人の財産に従つて測定せられぬ場合、に於いても亦、殆んど曩と同じ様に大なる禍悪たり得るであらう。蓋し、租税は、國家の福祉の維持が眞に必要とするだけの高さに、或は少くともそれ以上の高さに達しないにしても、尙ほ斯くの如き不平等の有る場合には、異常に高率を課せられるところの臣民は、正に重大なる壓迫を蒙るのであつて、私が曩に述べたる

不利益な諸結果は、此壓迫から發生することゝなる。而して此不利益なる結果は、斯くの如き不平等が愈々高き程度に昇るにつれて、益々大なる程度に現はれるものである。

随つて有名なる彼のスイフトが、彼れの著述の一に於いて、彼此の租税種類の撰擇をその君主に建言し、被課税者の財産の程度を以て全然課税の指針たらしめなかつたところの國臣達をば嘲笑してゐるも、當然なことである。蓋し此の機智に富める著述家は次の様に揶揄して云く、或る一定の國では、その國の各住民が、日々光線を太陽から享樂する時間數に従つて、一定の租税を支拂ふ義務があるといつた様な課税方法が愛好せられてゐる。さて斯くの如き光線は、農民及び貧民にとつては毎日十二時間も役立つであらう。是れが故に農民及び貧民は金持及び貴族よりも二倍の租税を納めなければならぬ、何となれば金持及び貴族は正午まで寢床に潜り込んだ儘であり、一日のうちたつた六時間だけしか起きてゐないからである。スイフトは更らに述べて云く、今茲に擧げた國では、飲物の凡ての種類のうちでは、住民が飲用するところの水に對してだけ租税が要求せられる。ところ

で金持ちは酒精飲料を用ふ習慣となつてゐるからして、貧乏人のみが斯くの如き租税を支拂はねばならなかつた。

サント・ピエル僧正も亦曩に擧げた彼れの論文に於いて、唯スイフトと違つて眞面目ではあるが、矢張り同じ様に不平等なる課税に就いて憤怒してゐる。先づ第一に彼れは、臣民を課税するに當り、如何に平等の遵守を解すべきかと云ふ態様に關し正當にして眞實なる説明を與へてゐる。即ち租税は臣民の各々が、依つて以て彼れが他の者から區別せらるゝところの身分に従ひ、此身分に相應して充分なる生計を發見することが出来るといふやうに施設せられなければならぬ。之を例へば、日傭人が出来るよりも絶えずより善き食物を享樂し、高價なる衣類を纏ひ、財産を所有しなければならぬ。

斯くて僧正は、棉密なる計算に依り、佛蘭西國家が眞にその一部分に於いてのみ顯はれてゐる非常に不平等なる租税の徴收に依つて蒙るところの損害は、二億二千萬(佛蘭西)磅に昇ることを示してゐる。

彼れは、此計算を根據あらしむる爲めに特に次の様に云つてゐる、即ち貧民は、彼

れが一年間に五ターレルを貯蓄し、之を彼れの事業に使用することが出来るとしたならば、それより二十倍大なる額を所有する金持よりも、是れから四倍、否實に八倍の利益を得ることが出来る。何となれば貧民はいづれも、金持よりも二倍大なる努力を拂ふものであり、又金持が蔑視するを常とするところの全然僅少なる利益と雖も、その利益を等閑に附しないからである。加之國家に存在する貨幣は、それが多數の人の手を通じて流通すればする程、益々大なる效用を國家に齎すものである。是れが故に、金持に對する餘りに輕微な租税手續が齎すべき利益は、貧乏人が何物かを獲得すべき手段をば租税に依つて奪はれる時、それより發生する不利益とは、到底比較にならぬのである。

曩に既に引用せるダンギユアイル氏は、富の不平等なる分配に依つて、一國に生ずる害悪をば、尙ほ數多の根據を以て立證してゐる。彼れは此目的の爲めに、國家體をば人間の身體と比較してゐる。

人體の健康及び疾病、生命と死亡とは、體內を運動する血液の循環の良否、即ち繼續的循環或は中斷的循環の如何に繋るものである。ところで此の性質は、一國に

於いても亦、その國に存在する富に關して存在する。若しもその金がなかつたならば自分を養ひ、又結婚することの出来ないところの人間二十五人に對し、二萬五千磅の収入を等分に分配して遣るならば、斯くの如き人々は、その國に於いて生産さるゝ商品を多量に消費し、又多數の僕婢に對し生計を供給するであらう。其結果彼等は貨幣の流通を異常に促進し、又是れと同時に、その結婚に依つて、國民の數を非常に増加するであらう。之に反し、若しも斯くの如き二萬五千磅の収入が唯一の家族の手中に在りとしたならば、斯くの如きことが如何に人民にとつて役立つこと少きか、又彼の家族が爲し得るところの他の消費から生ずる利益は、曩に述べた族がその富に就いて爲し得るところの他の消費から生ずる利益は、曩に述べた様に上述の金額が數多の家族に分配せられることから間違なく發生する利益よりは、如何に僅少のものであるかといふことは、一目にして瞭然である。

同じ様に既に上に於いて述べたるヒューム氏は、曩に述べたるダンギョアイル氏とは、此點に於いて全然一致してゐる。彼れは云く、市民の幸福状態に於ける、餘りに大なる不平等は國家を弱める。若しも出來ることなれば、各人は公平に彼れ

の勞働の果實を享有すべきものである。又生活必需品の全部と、生活快適品の多數とを完全に所有しなければならぬ。

斯くの如き平等は人性に適應したものであり、又それは貧民の幸福を増加すると同時に、富者の幸福を減少するものでないことに就いては、何人も疑はないであらう。彼の平等は國家の勢力をも増大する、而して異常なる租税が遙に氣持善く悦んで支拂はれる結果を招來するであらう。富が多數の人間に分配せられる場合には、分擔は各個人にとつて輕微なものとなるであらう。是れまで述べて來た理由と同一の理由は、惡名の高き佛蘭西の最上流階級に就いて論じてゐるところの、曩に擧げた著述のなかに見られる。實に、該著述の著者は、そのうちの種々なる條で、富の不均衡なる分配からして國家に發生する不利益をば、尙ほそれ以上の諸理由を擧げて示してゐる。

夫等の理由なるものは、之を要するに、次のことに歸着するのである、即ち尨大なる富の所有者は、富に依つて奢侈に誘惑せられ、之に依つて自餘の國家住民にも感染さすに至るであらう。即ち斯くの如き富者は、彼等に所屬する不動産の所有地

のなかに、最も龐大なる庭園や動物園を設置するのを普通としてゐる、其結果彼等は之に依つて、一〇〇〇モルゲンといふ廣い土地を農業から奪ひ去つてゐるのである。

是れが故に賢明なる君主は、彼れの臣民の曩に述べた財産の不平等をば減少さすが爲めに、租税を用ゐるであらう。少くとも彼れは、此不平等をば、不均等なる課税に依り増加せしめ、又さらでだに不均等なる課税が惹起するを常とするところの不利益をば、之に依つて更に増大せしむることにはないであらう。

(四) 是れと同時に賢明なる君主は、租税を徴收すべき方法に依つて醸されるところの多額の費用の爲めに、その租税の大部分が嚙下し去られることから生ずる損害を阻止せんと、考慮を廻すであらう。

それと關聯するところの比較的大なる費用が、重大なる、臣民にさへ直接に歸屬する利益に依つて高き程度に補償せられる租税は、斯くの如き利益が奪はれてゐるところの他の種類の租税よりも擧んで、採るべきものであるのは事實である。併し乍らそれ自體を採つて考へるならば、君主は、僅少なる力に依つて、強大にして

迅速なる運動を作用せしめ得る職工長を學ぶべきである。

實に君主は、嘆賞に値ひする節約さを以て最大の且つ最も壯麗なる事業を完成したる自然が、彼れに提示するところの實例にさへ、従ふて可なりであらう。即ち彼れは租税制度をば、それから生ずる金額が、出来るだけ少額の費用を以て彼れの財庫に流れ込むやうに、設備しなければならぬ。

多數の且つ高價なる道具を其際使用することなくしては、適當なる運動をさすことが出来ない若干種類の租税が有る。而して臣民の財産の一部分が、多數の、又屢々淺き運河を通して一般的寶庫に導かれる限りは、斯くの如きことは多數人間の勞働なくしては實現出来ない、而して彼等の生計は非常に莫大なる費用を必要とするといふことは、明白である。

併し乍ら是れと共に必然的に、臣民の負擔は同じ程度に増加しないであらうか？ 佛蘭西國家は、斯くの如き結果に就いて一の戰慄すべき實例を吾々の目前に示してゐる。ある著述に於いて——それに就いてはブレイングレイエル伯爵がその著者として擧げられてゐる、又その表題から見るに、佛蘭西王國を非常に強大な

らしむべき手段を包含するものとされてゐる——此國に於いては、其處に實施されてゐる種々の租税の徴收に當り支出せられるところの費用の多額なる結果、國王が彼れの臣民に賦課したるものうちで、三分の二すら獲得しない、と明白に主張されてゐる。

之を立證する爲に、該著述に於いては、棉密なる計算に依つて、上級及び下級の租税官吏は、佛蘭西王國では、十萬の人間に達してゐるといふ事實が示されてゐる。之にも拘はらず實際上は、是れ以上人民を重課することなくして、一億五千萬（佛蘭西）磅の金を以て年々國王の財庫を満たすのには、八百の人間を以て充分なのである、而かも其費用は三百萬（佛蘭西）磅以上に出ないのである。然るに現在では國王の租税収入は單に、一億千二百萬磅から一億千五百萬磅の額を占むるに過ぎない、之に反し租税を徴收するに支出せられるところの單なる費用は五千萬磅を占めてゐるのである。加之、上掲の著述に於いて、曩に擧げたる租税官吏の生計維持の爲めに支出せられる費用とは別な、斯くの如き租税に關聯せる費用の一群の種類に就いて述べられてゐる。斯くの如き多様なる、互に關聯なく支離滅裂

せる租税の種類、並びに、その徴收の爲めに雇傭せらるゝところの多數の人間は、一方に於いては最大の詐術に機因を與へ、又他方に於いては斯くの如き詐術を發見すべき手段を供すると、該書物のなかで主張せられてゐるのも、最大の根據を有してゐる譯である。他の佛蘭西の著述家も亦、私が最初に述べたところのことゝ、その主要著書に於いて一致してゐる。

第三篇 シュレットトワイン

國家の福祉の爲に實施すべき土地純収益に對する單一課税

此處に余は最も重大なる問題を探究するであらう。即ち余は政治に於ける自然的秩序の根本原理に依つて決定する可きところの租税に關する理論を闡明するであらう。讀者よ！この箇所が余に對して諸君の最も期待せらるゝ點ではあるまいか？自然的秩序の祖述者によつて唱導せられ、而して吾が公國に於いて絶えず實施されてゐる租税制度をば正當に認識理解することは、諸君にとつて興味深き事ではあるまいか？然り、余は全體を最も簡明なる原理より説明して行くであらう。併し、只熱心なる一般讀者が私の『自己』との關係を離れて此等の原理を思考し評論せられむ事を祈るものである。

扱て余は根本眞理として、或る國が正常の状態にある限り、生産的支出にも、又消費的支出にも課税せらる可きに非ざることを主張せんとする。この最も重要に

して、總ての國の維持に必要な欠く可からざる原理は、既述の余の説明よりして容易に洞察される處である。生産的支出に一の租税を要求すると云ふ事は、取りも直さず、土地所有者が土地の利用に際して爲さざる可からざるところの、而して人間に依存する自然的生産の原因たる出資を、強制的に縮少せしめる事になる、即ち天然の富の産出能力を弱め、生産物の増加を妨げ、而して總ての階級を通じて人間の生存と勤勉とを困難ならしむる事となる。されば土地所有者の生産的支出より直接に租税を徴する事は、一國の繁榮上明かなる害惡である。随つてまた再生的生産物に對して爲さるゝところの消費的支出に税を課する事も同様に不可である。消費的支出は、單に、自然的生産物の作出、加工又は生産物そのものゝ消費に於いて支出さるゝ總額より成立せるものに外ならない。ところで余は、總て消費的支出に對する課税は、自然的再生的産物の消費を妨げ或は困難ならしめ、又自然的生産物の價値を毀損し、生産的支出の増加を阻み、且再生産の増大を妨ぐるものであると云ふ事は既に曩に述べたところである。然るに若しも消費的支出に對し直接に租税を課するならば、自然的生産物の消費を直接困難ならしめ且つ高價な

らしめる。かるが故に、自から商品消費の減退を來し或は生産的支出の減少と再生産の減少を招き、遂に人民の窮乏を激生することゝなる。

此事實よりして、土地の純収益のみが公的租税の直接の源泉たり得る事は自ら結論せられる。勿論總ての租税は、有用なる動的財貨の一部でなければならぬ。ところで一國に於いては支出と生産以外に有効なる動的財貨は存在しない。支出——生産的なる事もあり、また消費的なる事もあり——から租税を徴收することは、一國に害惡を及ぼす事なくしては不可能なことである。されば租税を徴收せんとすれば、それは生産から徴收しなければならない。即ち生産の全額、換言すれば土地の全生産物より徴收するか、乃至は計算せられたる費用を控除して残りたる部分、即ち土地の純収益より徴收されなければならない。若し前者を採用するに於いては、屢々前拂資本、或は支出の回數を減少せしめ、従つて再生産を衰へしむるの危険に逢着する。然れ共、若し後者を採用せむか、吾等は次の事を斷言し得る。生産的支出費全體を損はざる事、再生産は年々促進される事、及び消費は高められたる租税の支出に依り、又所有者に残されたる純収益の部分に依つて常に

その自然的な順調なる行程を採る事、是れである。かくて租税が、誤用、不完全及び不平の原因となる事は決してあり得ないといふ事である。

親愛なる讀者よ！諸君はいまこの理由を検討せられたい。それは複雑なる構成物でなくて、凡てのことは、あらゆる人によりて理解され得る程簡単な事柄である。農民が彼等の田畑、牧場及び葡萄畑を利用するに當つて絶對的に運用しなればならない所の資本は、必然的に耕作の減退を來し、従つて富の分量を減少するの結果を伴はずして、租税に依り減少せられ得るであらうか？ 若しも土地の再生的産物の消費が抑制され、而して諸々に於いて制限されるならば、土地所有者は果して耕作の擴張に彼等の利益を見出し得るであらうか？ 而して自然的生産物の消費は、これに直接課税するとき、果して減少せしめられないであらうか？ 諸君よ！此等は自然、經驗、而して吾々自身の感覺が吾人に教ふるところの否定すべからざる眞理である。故に生産物の無制限なる消費によりて、又耕作費用によりて年々増加するものであり、生産的支出の全額を控除して後國家に残るところの此の剩餘以外に、果して租税の源泉たり得るものがあるであらうか？

余は、余の著述の第一部に於いて土地の自然的生産物が國家の眞の富を形成する唯一のものであることを説明して置いた。而して租税は、それが有害のものであつてはならないとする以上、直接に國家の自然生産物の價值のうちの一部份でなければならぬと云ふ事は明瞭である。土地から産出せられたる産物の全體のうちには、余が耕作法則の論述に於いて示せる如く、二つの部分が包含されて居る。そのうちの一是、全體の富の再生産に必要な支出であり、之に反しその二是純収益を代表する部分である。されば、國の眞の富の一部分を形成するところの各租税は、直接に生産的支出より徴收さるゝか、或は土地の純収益より徴收さるゝか、二者孰れかその一を擇ばなければならぬこととなる。前者は禍害を醸すべき方法である、何となれば、それによつて彼の富の再生産は減少させられるからである。かるが故に、純収益のみが租税の基源でなければならぬ。

人間のうち、物を生産する階級によりてのみ専ら生産され、而して職工、製造者、商人、及びその他の消費階級の凡ての成員の消費によつて、一定の價值にまで高められるところの一國の全生産物は、純収益以外自由に處理し得る部分を與へないの

である。生産物に於ける凡ての自餘のものは、再び次年度に於いて生産の全量を獲得する爲め、或は更らに増加する爲に、直接に再支出せられなければならない。されば公課は土地の純収益より以外の他のものからは、支辨せられることは出来ない。

併し乍ら土地の純収益より直接に徴收されるところのこの租税は、一國住民の各階級に對して、その性別、年齢、生活様式、職業の區別なく課せられるものである。この税を支拂ふ者は單に農民のみではない、否！市民的社會全體がこの税を負担するのである。國の生存せる總ての人間は、可能なる最も嚴密な割合に應じて負担するのである。

既に屢々述べたる余の佛語の著述に於いて余が用ひた説明は次の如くである。『全體はその部分の總和に等しい。されば全體より或る支出を取らむとする者は、全體の各部分より取集めなければならぬ。故に彼れは各部分より若干を取ることとなる。ところで、作り出されたる生産物の價值を合計し、それより耕作出費の全部を控除すると、土地の純収益が残ることとなる。されば純収益から租税

が徴收さるゝ場合には、そのことの必然上、生産の全價值に何物かを寄與するところの各部に課税することとなる。ところで、自然的生産物を消費し、而して消費に依り又購買の競争によつて生産物の價格を決定する所の一國住民のあらゆる階級が、上述の作用を營んでるのである。従つて國家の富を使用する際には、總ての國民が全體としての土地の純収益の構成に對してその各々の分前を貢獻して居る譯である。されば亦總ての階級が、生産の純収益の上に課せらるゝ所の租税を分擔する事となるのである。』

從來人々は、自然的秩序の制度に對し、それに従へば只單に農民のみより徴税せられ、手工業者並に他の階級の住民よりは租税の要求せられない點を批難して來た。彼等はこの事を公正ならざる不平等と考へたのである。若しも一國の國民にして國家の富と土地の純収益とに與り乍ら、夫より徴收さるべき租税の幾分を負担しないとするならば、それは租税制度の欠陥と云はなければならぬのは勿論である。けれども斯くの如きは自然的秩序に於いては見られざる所である。此自然的秩序に在つては彼れが、國家の富を使用し、而してそのことによつて生産及

び純収益の原因を作つて居る程度に比例して、各人は租税を分擔してゐるのである。余は敢て繰り返して云ふが、租税は土地の純収益から徴收されるものである。併し乍ら、此純収益に對しては、農民も、總ての自餘の階級の住民も、各々その分を寄與する者である。前者はその生産的支出を通じて之を分擔し、後者は消費的支出により、詳言すれば、彼等は之等の支出を通じて、生産物——純収益は之に左右せられるものである——の價格を決定する事によつて、各々の分前を分擔するのである。

吾が親愛なる讀者よ、諸君は、余と共に、農民は一モルゲンの土地に對する資本投下によつて六マルテルの收穫ありと假定せよ。而して一マルテルが或る一年に於いて五グルデンに實現せらるべき價值を有するものと假定せよ。然らば土地の全生産物の價值は三十グルデンとなるであらう。土地經營資本は余の前に述べたる如く、全生産物の $\frac{20}{100}$ を占め、純粹利潤はその $\frac{15}{100}$ を占むるものである。されば純収益即ち純粹利潤は十六グルデン三十クロイツェルの價值となる。租税は全生産物の $\frac{20}{100}$ でなければならぬ。即ち十六グルデン三十クロイツェルの純収益

のうち三グルデンが租税として國家に對して支拂はれるであらう。

扱て穀物の消費が自由に依り、又幸福なる手工業者及びその他の消費者の多數によつて増加すると假定せよ。然らば一マルテルの收穫は六グルデンの値となるであらう。ところで農民は亦以前と同じ様に、一モルゲンの土地に於いて六マルテルを耕作する。然らば彼れが一モルゲンの土地の全生産物の價值は三十六グルデンとなる。この全額中純粹利潤は $\frac{15}{100}$ であり、隨つて十九グルデン四十八クロイツェルとなる。租税は前と同じ様に $\frac{20}{100}$ である、即ち現在の場合では三グルデン三十六クロイツェルとなる。讀者よ、農民が一モルゲンの土地より收得するところの六マルテルといふ同一の收穫が、六グルデンだけ前年よりも高いと云ふ事、而して純収益は單に三グルデン十八クロイツェルだけ増加し、之に反し租税は三十六クロイツェル増加せるといふことは、抑々何人の所爲であるか？を私に云つて御覽なさい。それは消費者に原因はして居ないであらうか？

之を要するに土地の純収益より徴税されることに依つて、土地生産物のうち若干を消費するところの凡ての者は、その消費といふ最も正しき公平に依つて租税

を分擔するであらう。されば、恰かも農民の階級のみが獨り擔税する者であるかの如く想像するは、全然根據なきことである。

專斷を伴はざる、而して、土地の富のうち若干を消費するすべての人に公平なる割合に於いて課し得るところのものであり、また同時に眞の富の源泉を枯渴せしめざる、而して大體に於いて何人の重荷とならないところの租税をば、世人は既に久しき以前から、財政學に於いて求めてゐる。併し乍ら人若し自然に之を問はざるならば、又自然の單純素朴なる秩序を明瞭にしないならば、此秘密は永久に埋沒せられた儘發見せられないであらう。土地の純収益に對する課税こそは、我々が望める凡ての完全を見得るところの唯一のものである。この税は少しも專斷放恣に流れるものではない、何となればそれは最も根本的に計算する事の出来る土地の純収益を規準に採用するからである。それは土地の富の享樂に與るところの人々總てに行れ得るものであり、又其享樂の割合に應じて課税するものである。何となれば生産物の消費者はすべて、その消費の大小に應じて、土地の純収益に寄與するからである。その租税は眞の富の源泉を弱めない。何となればそれは富

の再生産を絶えず續ける必要手段の何物をも生産階級より奪はないからである。最後に、それは何人の負擔ともならない、何となれば此税はすべての費用を控除して残れるところの生産物の過剰に——それは國土の再利用の爲に取つておかれずして、生産されたる人の消費にのみふり向けられるものである——のみ課せられるのであるから、何人の重荷ともならない。

この租税は租税自體と同じ様に簡單にして同時に有利なる方法を以て徴收せられる。即ちその國の各區に於ける土地の一年の純収益を上述の原理に従つて計算するときは、一の表を作る事が出来るであらう。その圖表に於いては各市民の有する土地の異なる種類、即ち田畝、牧場、葡萄畑、森林等を優良、中等、劣等としてのその種別から見た質に應じて又その面積に應じて記入されるであらう、而して各等級の一モルゲンに對して定められたる租税の額が確然と表出される、而して各種類、各階級の土地の計算されたる額が割出され、而して最後にすべてのこの小計が加算せられ累計として示されるであらう。かゝる表の數個の表式のうちで余は左のものを以て最上となすのである。

某土地の市民マルクスヤコブ某

| | 所有地積 | | | 一モルゲンにツク | | 擔税額 | |
|------|------|--------|-------|----------|----------|--------|------------------|
| | モルゲン | ファイアテル | ル テ | グ ル デン | ツク エロ ルイ | グ ル デン | ツク エロ ルイ |
| 一等田畑 | 2 | 2 | — | 3 | | 7 | 30 |
| 二等田畑 | 4 | 1 | 20 | 2 | | 8 | 45 |
| 三等田畑 | 8 | 3 | 10 | 1 | — | 8 | 45 $\frac{3}{4}$ |
| 一等牧場 | 1 | 2 | 30 | 4 | — | 6 | 45 |
| 二等牧場 | 2 | 3 | 8 | 2 | 30 | 7 | — |
| 葡萄畑 | 1 | 2 | — | 5 | — | 7 | 30 |
| 果樹草園 | — | 3 | — | 4 | | 3 | — |
| 菜園 | — | 2 | 20 | 4 | — | 2 | 30 |
| 森林地 | 1 | — | — | — | 45 | — | 45 |
| | 24 | — | 8 | — | — | 52 | 33 $\frac{3}{4}$ |

此租税が一度規定せられ、各區のすべての有用なる土地の大きさ及び數量が決定されて居るときには、最早詐欺を豫防する爲めの尨大な設備を要せざる事となる。租税の直接の基礎は常に明瞭である。十進表より耕作豫算は年々洞察することが出来、劣等級の土地が改良によつて優良地に變化するに要する所の六年目又は九年目に、土地の新しき級別は、この智識の助によつて最も容易に且つ迅速に行はれる。それ故に、この租税に於いては、その性質上、臣民側に於ける瞞着、詐欺は容易に行はれない、そして當局は市民に對する不信を表明する如き方策を必要としないのである。

土地の純収益に對する課税を別にしては、國家福利と一致して安固に存在する唯一のものはあり得ない。凡ての租税は——それは勝手に色々な名稱を有するであらう、又その欲する方法を以て徵税を行ふであらう——眞の富の再生産の必然的減退の惡結果を残し、益々進歩を來す代りに國家を貧困ならしめ衰弱せしむるものである。

余は歐洲諸國、殊に獨逸に於いて行はれてゐるところの最も重要なる租税を検

討し、國家の福利に對するその關係を展開するであらう。吾々は數々の消費税を有するのであつて、その内には、就中消費税又は磅税、オーム税、關稅、並に營業税がある。又人頭税、家屋税、動産税、死亡税等云ふが如き税が存在する。最後に多くの國に於いては多くの贈與税及び免除税が見られる。

余は先づ消費税の諸結果について述べるであらう。假りに一國家の住民のあらゆる階級が或る生産物の購買、製作、交換の爲に用ひらるゝ總ての消費的支出をXとする。Xは各人任意の金額なりとしよう。この消費的支出全體より、一の租税が徴收せられる。それはかの支出金額の一定部分を代表することゝなる。即ち租税である。されば全消費的支出は二つの金額より合成せられるのである。即ち原料品の調達、加工、又は交換に直接に振り向けらるゝところの金額と、租税の金額とよりなる、即ち $X + \frac{1}{n}X$ となる。此 $X + \frac{1}{n}X$ の金額を支出しなければならぬところの手工業者、工業家及び商人は、彼等にして破滅する事を欲しない以上、又少くとも従來彼等の享樂し得たる快適品の一部分を失ふ事を欲しない以上、彼等の勞働及び營業によつて該金額を再び收得しなければならぬ。それ故破壊せられ

ることなく、又彼等の快適の享樂を保持するが爲めには、彼等は彼等の勞働と營業によつて、彼等の消費的支出が租税によつて膨大されたゞけのものを獲得しなければならぬ。併し、如何にして彼等はそれだけのものを贏ち得べきであるか？彼等は同一の時間に於いて營業を二倍に増大するか、又は原料品の購入に際して節約を試みるか、又は彼等の勞働をより、高價ならしめるか、孰れかでなければならぬ。若し第一の方法を採つて、即ち彼等が其工業を擴大し、同一時間に於て従前より以上の勞働をなす時は、彼等はそれによつて自然の生産物を従前よりも多く消費し、之に依つて消費的支出の増大を來し、その結果直に租税のより、大なる重荷を擔ふ事となるであらう。若し彼等が消費税だけのものをそれから捻出せむとして、原料の購入を節約せんとする時には、かゝる節約は、農民、又は自然生産物の最初の販賣者の従前維持せる商品の價格の低下を惹起する事に依つて、又は彼等が最早従前通りの分量の原料品を加工せず、即ち彼等は商品消費の減少によつて、租税の額を贏得んとする事に依つて行はれるのである。第一の場合に於ては、消費者にあらずして、原料品の最初の販賣者が租税を支拂ふことゝなるのである。是

れが故に商品價格の成行をばそれ自身の變動に委して置き、租税は直ちに源泉たる土地の純収益より徴收せられる方がより、簡單でありより、自然的なことである。併し乍ら第二の場合に於いては、原料消費の減少より再生産は直ちに減退することとなる。原料品はその分量の減退により騰貴し、生活と工業を害ふこととなり、この騰貴の結果、窮乏が起つて來るであらう。最後に手工業者及び商人が其製品及び商品に對し、彼等が消費せる自然的原料品の價格並に租税金額より成れるところのより、高價なる價格を附するときは、彼等は彼等の商品に對して従前のその代りに $\frac{R}{P}$ の金額を要求するであらう。斯様にしてその一部分が、遂には $\frac{R}{P}$ の全價格騰貴が、生産階級に轉嫁せられるであらう。余は今この價格騰貴の一部分即ち $\frac{R}{P}$ が農民階級に轉嫁せられると假定する。さうすると、生産的支出即ち耕作費用にこの $\frac{R}{P}$ が附加せられる事となり、此費用はそれだけ増大することとなる。それ故次年度の耕作支出金額は前年度よりも $\frac{R}{P}$ だけ増大する事となる。されば自餘の階級によつてその生活支持の爲めに、買はれるところのまたはその事業經營の爲めに、買はれるところの自然生産物の價格も亦、それだけ増加することとなる。

と、なる。即ち技術者及び手工業者等が従前その金額にて購入せる自然生産物の分量は今や $\frac{R}{P}$ の價值となる。茲に於いて、各階級の消費的支出が更にそれ丈け即ち $\frac{R}{P}$ だけ以前より増大するわけである。其結果、その支出が従前 $\frac{R}{P}$ といふ金額を占めてゐた代りに、現在では $\frac{R}{P}$ といふ額に昇るのである。扱て更に前年の租税 $\frac{R}{P}$ を要求すると假定すれば、第一年に於いては僅に $\frac{R}{P}$ の額であつたにも拘はらず、消費階級が購入するところの凡ての原料及び生産物の全量は、第二年に於いては實に $\frac{R}{P} + \frac{R}{P}$ となるであらう、その結果として原料品は前年度よりも $\frac{R}{P}$ だけ高くなるであらう、そして工業を營む者は彼等の労働製品についても $\frac{R}{P}$ だけ高く人をして支拂はせるであらう。この價格騰貴のうち $\frac{R}{P}$ の部分は生産階級に再び轉嫁せられる。その結果生産的支出は再び $\frac{R}{P}$ だけ増加する、即ち以前に比して $\frac{R}{P} + \frac{R}{P}$ となる。それ故原料品の價格も亦それだけ高くなる、斯くて消費階級は第三年目に於いては、第一年に於いては租税のなかりし爲めその價格にて購買し、第二年に於いては $\frac{R}{P} + \frac{R}{P}$ の價格にて買ひたると同量の原料品に對して $\frac{R}{P} + \frac{R}{P}$ の價格を支拂はねばならぬ事になる。この不幸なる價

格騰貴はすべての階級を通じて常に行はれ、毎回少しづつ、目に見えずに騰貴するものであるが、遂に顯著となり、最早醫す可からざる窮乏を惹起するのである。消費に對する課税は自然生産物或は加工生産物の止まる事なく増進する價格騰貴の原因であり、國の各階級の住民を損ふに至るものである。是れは絶対に否定することの出来ない數學上の眞理であつて、若しも是れが眞理でないとするならば、三は二よりも大なりといふことも亦誤りと云はなければならぬ。

若し眞に消費的支出が租税収入の公正にして合法的なる直接の源泉とせんか、其源泉がより大により豊富になればそれだけに、その源泉の流出たる租税もまた増大しなければならぬと云ふ事程、當然なことはないのである。即ち之を前の例にとれば、消費的支出が $\frac{y}{z}$ 増大した時には、その次年度に於いては單に前年の租税たる $\frac{y}{z}$ のみでなく、消費増加の新しい部分たる $\frac{y}{z}$ から亦課税されなければならぬ。租税は全消費支出の $\frac{y}{z}$ であつたのである。だから第二年に於いては $\frac{y}{z} + \frac{y}{z}$ の消費支出のうちより $\frac{y}{z} + \frac{y}{z}$ の租税が支拂はれねばならない。併し乍ら有害なる價格騰貴は以前よりも更に迅速に行はれ、國の不幸はそれだけ速く

出現することゝなる。

余が讀者に對し此の事柄をば、全然一定せる、簡単な實例に依り明かにすれば、讀者は首肯せられるであらうことは疑がない。手工業者、工業家及び商人が彼等の經營及び生活の爲に消費するところの自然生産物の總量が百萬グルデンの價格を有し、國家が直接に磅税又は内國消費税としてそれから徴收する消費税は二パーセント即ちその租税總額は二萬グルデンであると假定する。その結果消費階級は、前と同量の工業原料品或は生活必需品を消費し得る爲には、百二萬グルデンを支出しなければならぬ事となる。即ちこの階級がその經營に振りむけるべき資本は百二萬グルデンとなるであらう。資本支出の大小は、資本支出によつて得らるべきところの商品の價格を當然に定めるものである。その結果消費階級が百二萬グルデンの資本を以て製造し販賣の爲に製作する手工品、工業品は正にこの階級にとつては、百二萬グルデンで手放さる可きものである、而して若しも彼等にとつて損害の起らざらんとする限り、それよりも廉く手放すことの出来ないものである。その年々の耕作費用のうち、少くも四分の一を消費階級に支拂はね

ばならぬところの生産的階級は、この二萬グルデンの課税によつて惹起されたる工業製品の價格騰貴によつて、直接に一部分を分擔しなければならぬ。茲に余は假定して、この分擔しなければならぬものを四分の一、即ち五千グルデンとするであらう。然らば農民の耕作費用は一年に五千グルデンだけ膨張しないであらうか？而して農民が自餘の階級に販賣する自然生産物の價格は、五千グルデンだけ以前より騰貴しないであらうか？従つて消費階級は、彼等が第一年に於いて農民より百萬グルデンで買ひとつたと同一分量の自然生産物に對して、今や百五十萬グルデンを支拂はねばならない。今二プロセントの消費税が更にそれに加はる。そして自然生産物の同量は今や百二萬五千百グンデンを用費する。即ち此價格が、手工業者及び商人が彼等の商品を手放し得るところのものである。即ち第一年に於いて百萬グルデンで手放し得た所の工業的商品、商人財貨の全量は、今や百二萬五千百グルデンの價をさる事となる。即ち二萬五千百グルデンの價格騰貴が起つたのである。さて、その四分の一即ち六千二百七十五グルデンが直接に農民の負擔となるとすれば、農民の耕作支出は丁度それだけ膨張し、かくてそ

の原生産物の價格も亦それだけ騰貴しなければならぬ。その結果手工業や工業業者及び商人は、彼等に最初百萬グルデンを用費したると同量の原料及び生活必需品を得る爲に百萬六千二百七十五グルデンを農民に支拂はなければならぬ。此自然生産物の價格騰貴は尙、更に手工業品、工業品及び商人財貨の價格騰貴を惹起し、而して再び原料及び生活必需品の價格騰貴を來すものである。

このあらゆる種類の商品の價格騰貴は更に消費課税が土地所有者及び大名の財政に關して及ぼす結果によつて尙ほ益々増大せられる。余が前に假定したる如く、消費税は消費階級が百萬グルデンで以て買った全量より二萬グルデンを徵收する、そしてそれより製造された手工業品、工業品の全量は百二萬グルデンの價となる。余は先に假定して、惹起された二萬グルデンの價格騰貴の中四分の一即ち五千グルデンが直接農民の負擔となるとした。それ故後には尙一萬五千グルデンが残つてゐるが、それは、工業經營者がその販賣によつて、地主、大名、並に大名使用人より取らねばならぬものである。即ち假定せられたる消費税の四分の三はかくして地主、大名及び國家使用人、宮廷使用人より支拂れるのである。併し乍ら

その結果はどうなるであらう？地主は彼れの土地の耕作者からより、高き借地料を要求する必要に迫られはしないか、そしてその結果原料品の騰貴を餘儀なくさねはしないか？或は課税せられたる工業商品の消費の制限を必要とするに至らないか？農業生産物の消費に際して、租税として彼等より徴收せられるだけのものを節約すべく餘儀なくされはしないであらうか？而して又大名は彼れ自身支拂はなければならぬところの租税をば、新租税によつて、或は租税を賦課されたる商品の消費節約によつて、或は國庫支出及び國民に直接支拂ふ可き支出の制限によつて、その回收を計らないであらうか？讀者よ！以上のことのうち何が實際に行はれようとも、すべての營業者及び農民を刺戟して、その商品の價格を益々高めて、租税によつて課せられたる負擔の爲めにか、或はその商品の消費減退の爲めにか、いづれにしても損害を蒙らない様にするであらうといふこと程確かなことはない。要するに、消費課税から、一般的にして止まる處なき商品價格の騰貴を來たし、而してこの漸進的騰貴は人民の幸福に必要な生産物の享樂の不斷的減退を來し、従つて又生産の減少を招來するものである。かくて、如何にして不幸を防ぎ、

國家の衰亡を阻止することが可能であるか？

消費に對して課税する事はかくの如く害あるものであり、その課税の各種類即ちアクシス、オーム税、關税は損失を伴ふものである。

アクシスは商品購買者に對して、又はその販賣者に對して、或は兩者に同時に課せられるものである。佛蘭西、西班牙、英國、和蘭及び獨逸自體は此等の各異なる場合を吾々に示してゐる。處でアクシク課税に際して二つの問題がある。即ち第一は、如何にして課税するかの問題であり、第二は課税を購買者と販賣者との間に如何に配分す可きかの問題である。第一の問題に就いて云ふならば、アクシス課税に際して商品の販賣價格に基礎をおき、一定率をそれよりアクシスとして徴收するか、又は商品の一定量より一定のアクシス税が要求せられるか孰れかである。第一の價格を基礎として徴税する事例は、西班牙に於いてアルカバラの徴税に際して行はれる。即ち各販賣商品又は交換商品より一〇乃至一四パーセントが徴收せられる、又獨逸に於いても、商品の購入販賣に際して、グルデン毎に若干クロイツァ又は若干ペンニツヒを要求する場合、同様の例を見る事が出来るのである。

之に反し第二の商品の分量を基礎とする徴税は、大部分は英國及び和蘭に於いて行はれる、そして果實及び消費物よりその容積又は重量によつて徴税し、又家畜よりその頭数によつて徴税する如き獨逸の諸地方に於いてもその例を見る。さてアクシス税の制度は、如何に作らるゝとも、本質的不完全がそれと結び附いてゐるのである。すべての商品の価格は、その商品の多量或は稀少性に從つて及び買手の競争に從つて決定さるゝものである。或る時は百グルデンに對して一定商品の多量を得る事が出するであらうし、又或る時は、少量しか得られない事がある。若しも百グルデンで以て、一定商品の多量を得たとするならば、正に此事によつて、少量しか得ぬ場合よりも大なる享樂を得るであらう。果して然らば、何等それ以上の考慮なく、より多量の享樂より徴税すると全く同額の租税を、少量の享樂より徴税する如き租税は、公正なるものであらうか？それは全く自然の秩序に背反せるものである。商品に對して支拂ふグルデンの額に從てアクシスを徴收するは、この際公正なるものが行はるべきであるとするならば、其金に對して得られたる商品の量と質とを同時に考慮しなければならぬ。併し乍ら若し他面に於て一定

のアクシス税を商品の一定量又は一定箇數に課するならば、明かなる不公平が此場合に伴はれるであらう、即ちその製造又は加工の費用が大である場合も、商品價値の自然的比例が變化せる場合も、變化せざる場合も、之に頓着なく、商品の同一量同一容積が同額の租税を支拂はねばならぬ、と云ふ事は是れである。

それ故アクシスの賦課方法を如何に規定しても、それは根本に於いて誤り、且つ不公平なのである。

アクシスを購買者と販賣者の間に配分するも、遂に自然的比例に從ふ事は決して出来ないのである。抑々、兩者は等額を支拂ふ可きか、又は一方は他方より多く支拂ふ可きであるか？兩者の個々の取引の凡てに際して購買者の得る利益及び賣手の得る利益を決定する事が出来なければならぬ。若しも買手の競争が激しく、販賣に供せらる可く決定せる商品の數にして小なる場合には、商品の価格は騰貴して、販賣者に利益を與へるであらう。之に反し價格が騰貴すればする程、買手はそれだけ少き利益を期待しなければならぬ。この際買手にアクシスを課するに、販賣者に課すると同様である事は、既に、不公平であらう。併し乍ら買手の

競争少なく、販賣さる可き商品の量と、販賣するの必要が大なる時には、商品は低廉な價格にて賣放たれるであらう、そして屢々その自然的價值以下で手放される事があるであらう。かくの如き場合如何なる權利を以て、賣手に對し、買手に課すると等額のアクシスを課し得るか？と、ここで凡てのかゝる特別の場合に論入することが出来ないからして、アクシスの規定及び徴收は常に不公平を伴ふといふ事は、避け得べからざることである。

その結果に關して云ふならば、アクシスは國民にとつて絶對的に破滅的のものである。余は消費課税の悲しむ可き結果についての前述の一般的諸原理をば、唯現實の場合に移して考察するであらう。若し商品販賣者が斯く斯くのアクシスがそのうちから支拂はねばならぬといふことを知つたならば、彼れはアクシス税が占むるだけの額を、販賣に際して、彼れの商品のうちに加算するであらう。それ故に、本來アクシスを支拂ふものは、此の税の課せられたる商品を最後に消費するところの者である。この消費者が破滅するを欲せぬ限り、彼れは他の生産物に於いて以前よりも少く消費するか、或は彼れの損失となるだけのものを原料品の價

格に加算するであらう。さればアクシスの全負擔は全然單に土地生産物の生産者にのみかゝる事となる。若しも是れが、直接に明白なる土地の純收益より徴税せられるならば、利己、高利、詐欺等が依つて以て一般的有害の價格騰貴に對して、隱然その役割を演じ得るところの目に見えざる間道は消失するであらう、然るべき物價は常に買手と賣手の自然的競争によつて、而して又流通せられる商品の比例に従つて定まるであらう。

購買者の支拂ふところのアクシスの部分も亦、惡結果を有する。若し需要者が亦彼此の商品の販賣者であるならば、この商品の價格引上によつてアクシスを回收するに違ひない、而してこれは一定不變の行程を経て自然の原生産物の上に及ぶであらう。併し乍ら若し購買者が何物かを賣ることの出来ない單なる消費者であるとするならば、アクシスが彼れに要する額をば、他の消費物に於いて節約するであらう、若し然らずむば彼れは漸次困窮に陥るであらう。後の事を避けるが爲には、節約によつて全く必然的に生産物の價值が減盡し、従つて眞の富の源泉は減退しなければならぬ。

更にアクシスの徴収は、非常に廣汎なそして費用のかゝる事柄であり、爲めに此租税の撤廢の思ひ切つた方法で財政事務を簡單ならしめる位である。各地方に於いて何人かアクシスの取立の爲めに雇傭されなければならぬ、そしてその者は困難なる登記を監理し、毎月又は三ヶ月毎にその登記簿を納入された金と共に上級廳に提出しなければならぬ。このアクシス徴収者は給料又は旅費を貰ふ者である。登記簿は精密に再検査されなければならない、又随つて特殊の會計検査官をおかねばならぬが、彼等は他の労働を殆ど或は全然なすを得ない程忙がしいものである。その他アクシスに關して、その決定と處分とを要求するところの多數の質問と報告とがある。この事務に關する文房具類の消費は蓋し莫大なるものがある。若しも自然的秩序が採用され、唯一なる租税が土地の純収益より直接徴収されるならば、かゝる困難や、入費は全く消失するであらう。

人若し、アクシスが商品消費者の側に於ても、徴税者の側に於いても無數の詐欺的不正及び公金私消が行はれ得べきところの税である事を思はば、又不正に對する多くの誘惑が起りやすく、不幸が容易に醸され得るところの租税である事を思

はば、又アクシスに於いて商人等が蒙るべき厄介及びその商品の點檢と徴税に要せらるゝ時間の損失を思はば、又統治者自らも、彼れ自身の計算に於いて買ふところの凡ての商品に就いて、その價格騰貴の爲に、アクシスの顯著なる分量を支拂はねばならなくなり、又是れと同時に生産物の最初の製造者たる農民の收入を減じ、而してその結果土地に對する年々の課税が困難になる事を思はば、人々はアクシスの語を口にする事が出来ないであらう。

オーム税も亦アクシス同様である。酒精飲料物、即ち葡萄酒及び麥酒等の消費に此税が掛けられるのである。葡萄酒、或は麥酒の各オームについて一定の租税を支拂はねばならぬところの酒販賣人が、それに依り損失を受けないようするが爲には、酒の購入に際して農民にオーム税に相當する金額だけ少く支拂ふか、或はそれだけ高價にその酒を販賣するかしなければならぬ。前者とすれば、オーム税は酒販賣人又は酒消費者より徴収されるにあらずして、葡萄を造るところの農民より徴収されるのである。もし農民が税を支拂つて尙ほ栽培の繼續に堪えなくならないとするならば、農民自身から租税を徴収し、酒販賣人をばオーム税取立

人に任命しないといふことが、最も自然である。併し乍ら第二の場合、即ち酒販賣人がその酒をオーム税の額だけ高く賣る場合には、酒の飲用者はすべて、彼等が從來消費してゐた分量のうちから、騰貴した酒の價格に相當するだけのものを節約するか、又は從來消費し來た他の商品を節約して、オーム税の占むるだけの額を回収せんと試み、或は彼等の商品及び勞働をば、酒が高くなつただけ價格に於て、買上げるであらう。以上最初の二つの場合のうち孰れにしても、自然生産物の販賣價格は、農民にとつてオーム税によつて起るところの價格騰貴だけ低下するであらう。従つてかゝる場合に於いても亦オーム税はたゞ農民に苦痛を與ふるだけのものである、併し第三の場合、即ち葡萄酒の飲用者が自分の商品及び勞働の價格を、葡萄酒がオーム税によつて騰貴した丈け高めた場合には、オーム税を支拂ふ者は、此葡萄酒消費者に非ずして、彼れの商品を最後に消費する所のもの及びその勞働を利用する所のものである。ところで一國に於いて斯くの如き種類の間人は誰れであらう？それは農民ではなからうか、又は地主ではなからうか、又は消費階級の内、その貨幣收入により生活してゐるところの人々ではなからうか？もし後の

二階級であるとするれば、彼等が破滅しないことを欲する限り、全然たしかに、彼等は酒に對してより、多く支拂はねばならぬ額だけ、彼等が從來消費したる商品について、節約するであらう。即ち害悪はもう一度農民階級にかへつて來る、斯くて、オーム税によつて負擔を蒙る所のものは常に農民である。

農民の土地の収益より直接オーム税を徴收しないで、多くの中間階級より先づ徴税する事によつて、凡ての種類の消費物を通じて價格騰貴を喚起する、而してそれは各種營業、各種食料品に及ぶからして、不規則であるけれど常に増大する割合を以て繼續するものである。されば國家には隠れた癌腫がある、それは根本的な切開によるにあらざれば根絶する事は不可能である。眞の富の生産が停滯しない爲に、而して眞の富が減少し、遂にそれが取りかへしのつかぬ國家的傷害とならないやうに、オーム税は廢止されなければならぬ。

最後に余は、陸路關稅及び水路關稅を檢討するであらう。この場合にも先づ余はすべての起り得べき場合を最も嚴密なる研究を以て探究するであらう。陸路關稅或は水路關稅が要求せられるところの諸商品は、内國に於いて生産されて輸

出されるものか、又は外國に於いて生産されて内國で消費されるべきものか、外國より輸出され、而してその國を通じて運搬される商品かである。第一の場合に於いては關稅は國內に於いて生産さるゝ商品の價格を明かに騰貴せしめる。その結果それは全然確かに、それだけ少く消費される、而して此事實はこの商品の再生産に不利な影響を及ぼすであらう。内國産商品の再生産は、國の内外に於けるその消費がその最高段階に達したる時よりも大となることはないであらう。第二の場合には、國內に於ける輸入商品の消費が關稅によつてより、高價となり、困難となる。即ちこの商品を消費するすべての市民は、他の方法を講じてその損失を補はむと試みるに相違ない、即ち彼れの商品及び労働の價格をば、當然の買手の競争によつて定めらるべき價格よりも高め、或は内國生産物の消費を制限する。最後のことは再生産の大なる究極目的に直接背反するものである。ところで前の場合も悲しむ可き結果を來すのであつて、その結果につきては、既に余が消費課税一般から導き出した所である。第三の場合、即ち外國商品が單に國土を通過することが問題となる場合は、なる程、關稅は商品の生産及び消費を直接に煩すこと

はない。併し尙ほ余は、單に通過する商品より關稅をとる事は、その國にとつて有害なる結果を有すると云ふ事を根本的に示す事が出来る。運搬人並に船員は關稅を決して自分の懐から支拂ふのではない、若しもそうでなければ、彼れは破滅するであらう。それ故彼れはこの租稅を購買者に轉嫁する。その結果はどうなるか？購買者はこの商品運搬を減少する方法を試みるか、又はその商品を賣るに際して商品の價格に關稅を加算するであらう。前者とすれば國內を通過する運搬人、船員は減少して、此等の人々が彼等自身の爲に、その奴婢の爲に、及びその家畜、道具の爲になしたるところの、而して莫大の額に上る全消費額が消滅し、その國の生産物の價格はそれ丈低落し、再生産は減少する。ところで第二の場合とすれば、商人財貨の消費が減少するであらう。その結果商人は最早以前程多くの商品を注文しないであらう。それ故この商品の國內通過も亦減少し、而して前述のすべての悲しむ可き結果がこの場合にも亦起るのである。若し通行關稅及びすべての水路關稅を廢止すれば、全く異つた結果が起る。運搬人、船員は最早、購買人に關稅額を轉嫁するの必要に迫られなくなる。そして彼等は彼等の欲するだけ多く馬

をつけることが出来る様になり、その結果彼等の來ることがより迅速になる。この事はすべて購買人が通過商品より望み得可き利益を擴大するものである。即ち彼等はより容易により善くより迅速に商品を賣却する事が出来ることを察知する、その結果これ等の商品の購求とその通過とが促進せられる、殊に道路の維持と改良の爲に必要な根本的出費が爲され、すべての臨時費が廢止され、それによつてすべての商品、生活必需品の不規則にして害悪ある價格騰貴が抑止されたときに促進される。斯くて運搬人及び船員はむしろ、他の通路よりもかゝる國土を擇ぶであらう。彼れ等はその國の商品を多く消費するであらう、そして又これ等の商品に對し、國外に於いて有利に販賣せられるの機會を作るであらう。然らば陸路通行税及び水路關稅を廢止する事は、眞の富の再生産を擴大する一方法である。土地の純収益は大なる割合を以て増加し、而してこの源泉より來るところの租税は不斷に増加し、而かも人間の幸福を如何なる方法に於いても妨げないであらう、又臨時費の徴收、殊には關稅の徴收を惹起する程多くの費用と錯雜とを伴はないであらう。

所謂營業税も亦消費税に屬する。この課税に當つては、手工業者、工業家、商人及び産業又特殊の商業に従事せるところの凡ての自餘の人々に負擔を課し、食料品營業及び工業の利潤のうちより一定割合の額を國家の收入の爲めに徴收するといふ意圖が抱懷されてゐるのである。因襲の所有者及び享受者は常に言明して、この課税方法は土地に對する課税と同じ様に必要である、もしこれを廢止すれば商人等は不當に利益を得て、農民の不利益になると云つて居る、——即ち私はこの事柄を茲に詳細に展開するであらう。私の意見としては、すべての事柄は次の問題に基礎を有してゐると思ふ。即ち手工業者、工業家、技藝家及び商人の事業なり營業なりは、特別の利潤を生ずるものであらうか？而してこれ等の利潤は確實に計算せられ、租税の徴收の實現は可能であるか？而して又この營業者等は、既にその食料品事業の大きさに従つて土地に課せられた課税により、公的収入に適當の額を寄與するものではないかどうか、又直接に營業より支拂はなければならぬところの租税によつて、他方に於いて國家のより大なる富及び收入を疲弊せしめないかどうかといふ問題に歸着するのである。そうではないか、讀者よ！若しも諸

君にして營業税の理不りに就いて語らんと欲する場合、凡ての事は此等の研究に歸着することを洞察せられるであらう。併し遺憾乍ら！自然秩序の反對者は未だ嘗て今日まで之に關し考察しては來なかつたのである、而かも營業税に賛成してゐる。

それ故余は先づ尋ねる、營業は特別な利益をもたらずものであるか？と。余は拙著第一部門に於いて八九頁より一二六頁までに於いて、商業及び工業の經營はそれ自身に於いては國家並に國民を富ますべき手段に非ざる事を證明した。商業によつては、一定價値の或る商品が同じ價値を有する他の商品と交換せられ、手工業、工業によつては、一定價値の商品の一定量が消費せられ、その價値の額が加工せられた商品の上に移されるのである。余は曩に最も簡單なる原理を以て上の事を説明し、それより結論して、商業及び工業は獨占及び強制的施設が加へらるるにあらざれば、それ自身に於いては新しき富を、又隨つて何等の利益を造り得るものにあらずとなした。併し乍ら、尙ほ此處に於いて余は二三の重要なる註釋を加ふるであらう。

商人が一の商品をある價格にて購入し、工業家が一の商品をある價格にて製作した時、彼等は、該商品を調達し、製造したるその價格を超過するところの價格を以てその商品を賣捌くまでは、彼等は兩者共に彼等自身に利益を得る事は出來ない。しからばこれは何に依存して居るのであるか？彼等の商品の購入、彼等の製造は、彼等の利益ある販賣の直接の原因であるか？然らずして、すべては商品の購買者並に消費者の競争に依存するのである。若し該商品に對して同時に多數の需要者がありとせんか、各需要者は互に他の者よりも高く値段を附け、商人及び工業者は彼等の調達し、製造したる價格よりも高い價格で賣ることが出来る。かくの如きは商人並に工業者にとつての一の特別利益であるかの如く見られる。併し乍ら第一にこの利益なるものは、贈與の如き關係にあるのである。購買者及び消費者は商人及び工業者に對し商品の價値以上のものを與へ、而して彼等の懐より自發的にこれを與へるのである。けれども一市民が彼れの有せるものを、而して無くても濟むものを、單に他人の手に移したときに、果してそれによつて一國家内に新しき利益が生れたであらうか？第二に、該商品の購買者及び消費者は、該商品に

對して商人及び工業者に與へたることの全額をば彼等自身の労働又は彼等自身の營業によつて又は彼等の消費によつて回収せんと企つるであらう。此最後の場合には、消費の制限をなすに違ひない、そしてかく制限することに於いて、商品の再生産の一部分を壊滅し、又その結果その商品の價格騰貴を致すであらう。前の二つの場合には、彼等の労働及び商品の價格引上により原料生産物の價格の騰貴を來すであらう。それ故にその商品販賣によつて利益を得し如く見ゆるところの最初の商人及び工業者は、生活支持又は營業に於ける彼等の慾望に對し絶えずより、多く支拂はなければならなくなる、斯くて、彼等の外形的利益は全然消滅してしまふであらう。されば、營業者がその事業によつて、特別の眞實にして確實なる利益を國家にもたらすといふ事は出來ない。既に富みたる商人及び工業家に於いては余は既に上に於いて余の意見をのべて置いた。

翻つて商人、工業家及び手工業者が彼等の事業より實際の利益を得たと假定するならば、茲に第二の問題が起る。即ちかゝる利益は確實に計算され、租税徴収に於いて評定されるものであるかどうか？といふことは是れである。營業税の擁護

者は、若し彼等にしてこれに關する充分なる教示を世に示したならば、眞の功績をあげ得るであらう。余としては、營業の利益を確實に計算し、之を比例課税の基本とする事は、不可能なりとなすのである。余は既に上に於いて營業者の製造業出費に於いて斷定した。若し營業の利得を知らんと欲すれば、吾々は、各手工業及び營業について、各個人的性情に従つて之を計算しなければならぬ。併し乍らすべての營業に於いてこの事を明かにするといふ自信を有するところの徴税官或は稅務監督官があるであらうか？利得は單に製造によつて得らるゝものにあらずして、商業に於ける商品の販賣によつて始めて得らるゝものである。さればこれに關する計算をなす爲に絶對的に必要な事は、(一) 製造資本の全價值、(二) 此費用が尙販賣されずに在る商品のうちに死藏せられ、又所有階級の利益のやうに流通されずに在る期間中の資本の利息、(三) 製品の保存に要する經費、(四) 商品の減失、(五) 販路獲得に要する出費、(六) 商品輸送の經費、而して最後に、(七) 需要者の競争を各營業に就いて知らなければならぬ。すべて之等の特殊の事に對する精密なる智識なくしては、營業の利得を計算する事は出來ない、又それ故

善良なる良心を以て營業税を課する事は出来ないのである。而かも營業の個人的事情は互に各々相異り、且可變的のものであるから、最大の煩勞と莫大の經費難に陥り、且つ彼等の營業の特別なる出納簿の發見にまで彼等を強制するに非ずんば、確實なる計算を企て、又従つて營業税規則を作ることが出来ない。

又縦令すべての營業の特別利益が全然精確に計算されるとしても、尙ほ營業税を徴收する前に、第三の質問を先づ吟味しなければならぬ。即ち營業に従事せる人々は、既に土地に課せる租税によりて、その義務的分前だけ公の負擔に寄與してゐないか、どうかといふ問題は是れである。手工業者、工業者並に商人がその營業によつて得るところの利益は、利用されずに退職資本として貯蓄せられるか、或はある享樂の爲に支出せられるものである。その第一の場合には、得られたる利益は國家にとつては富を爲さず、又所有階級の幸福にとつても役立つたない。さればそれは眞正の利益でない、又随つて租税基本となすのは正しくない。その第二の場合には、營業者は彼れの得たる利益を以て純粹に外國産商品又は内國産商品を享樂する。外國品を享樂する場合には、彼れは彼れの所得の消費に依つて國の富に

對し全然何等の寄與をもなさないものである、又それ故に彼れから租税を要求する事は出来ない。之に反し彼れが内地品の享樂をなす場合には、内地産業の價値は彼れの利益消費によつて高められ、又その結果土地の純収益は益々大となる。ところが是れは土地の収益より徴收される租税に對する明かな負擔である。それ故に營業者が其商業利益を内國商品の消費に使へば使ふだけ、それだけ、彼れは土地の利得より支拂はなければならぬところの租税に寄與して居ることとなるのである。彼れがその商業利得を斯くの如く使用せずして、即ち全く利用せずして貯藏するか、單に外國商品に費消するかの場合には、その程度に従つて國の富に彼等は關與する事少く、而してそれより租税を出す義務はないのである。

前述の最後の場合に於いて、國內に於いて保護をうけるの故を以て、何物かを支拂ふべき義務ありと云ふ勿れ。蓋し保護は、國家が自然法及び國民法に従つてその保護の理由を以て直接人民に徴税を要求することなく、彼等人民に返さなくてはならぬものである。

あらゆる外國人は一國家に於いて必要なる保護を無償で享樂する事が出来ない

くてはならぬ、何となれば人間の権利が之を要求するからである。自然の秩序に従へば、人間は一國に住んでゐるだけで、租税提供の義務はなく、一國の富、生産物に關係してゐる限りに於いて始めて納税の義務があるのである。

而して最後に國家は營業税によつて何を得るであらうか？この租税が後に残すところの諸結果は、國家の貧困と衰亡とである。營業は明に、生産物の消費に關して企てられ且つ實行せらるゝところの勞働と經營とに在るのである。それ故に營業税の全額は直接に商品の消費を高價ならしめるであらう。併し乍ら夫れによつてすべての生産品の一般的價格騰貴が惹起され、生産物の消費が従つて眞の富の再生産が減退し、公的収入の及び全國家の幸福の源泉が枯渴し、而して遂に貧困と不幸が人民を溺れさすに至るであらうと云ふ事は、既に余の屢々示したる處である。これ等の禍害は營業税と密接不離なる關係を有するものであつて、爲めにこの租税を全然廢止するにあらざれば、此等の禍害は除去する事の出來ないものである。

消費課税に就いては是れだけにして置く。併し乍らその他に尙ほ、直接に農民

の生産資本に負擔を課し、又他の一面に於いて各市民の消費に負擔を課し、遂に國家の衰亡を促す如き公課及び租税がある。余は人頭税、家屋税及び動産税、死亡税等のものを之に數へるのである。

人頭税なるものは市民がその人格に基いて提供しなければならぬところの年々の租税である。併し人格といふものは、それ自身に於いては、國家に於いて或る自然的原料品の生産の上に又はその消費の上に力を供するといふ以外何事もなすものではない。即ち人頭税又は市民税を徴收するといふ事は、取りも直さず、直接簡明に自然生産物の生産と消費とに負擔を課するといふ事である。即ち人間の生存をより困難ならしめ、生産の經費及び勞働の價格をば、それから生ずる利益を高めることなく増大することである。されば人頭税及び市民税はいづれの國に於いても有害なる租税であつて、それが企圖する程寄與しないであらう。特に農民に課せられたる人頭税に就いては、人格維持の爲めに又農民の生計維持の爲めに爲されなければならぬところの直接の經費を増大するものである。人頭税は耕地に關して有益なる何物をも齎らすことなく、年々の經營資本に於いて、農

民の負擔を大きくするものである。農民に對する人頭税が如何に有害なものであるかは、吾人は全く簡單な實例によつて、之を最も明かに示す事が出来る。

ある村に於いて六十人の市民が住居して居り、その市民は全國の土地のすべてからその最大の收穫をあげる事が出来るべき筈のものと假定する。扱て五十年間にその市民數が百二十人に増加したとせよ。然らば今や以前の二倍の市民が村の地積の作物によつて養はれなければならないといふことは明瞭ではなからうか？而して尙、村の百二十の市民は、最初の六十人が曩の前提から見ても田畑より收穫し得たであらうより以上の利益をその地區から收穫し得ないであらう。されば一村に於ける農民の數が増加すればする程、それだけ益々彼等は貧しくなる、或はそれだけ益々農民の致富が妨げられることとなる。而かも農民の數が増加するに従つて、田畑の收穫如何を考察する事なく、人頭税は増加する。されば人頭税なるものは、その性質上、村民の生活基礎が減少せられるに比例して増大するものである。

家屋並に建造物に課せられる税は、その基礎に於いて矢張り誤つて居り、有害な

るものである。該税は、それ自體に於いてはその所有者及び國家に利益を加へないどころの（對照）物より徴收されるのであつて、それが實効をあげ、維持される事は、人がたゞその生存の爲めに、又他の生産物の利用の爲めに、消費する費用に俟つに外ならないものである。されば家屋並に建造物に課せらるゝ税は、生存或は他の事物の利用の爲に爲されなければならぬところの支出を増大するのみで、それによつて生産物増加の諸原因を促す事はない。

動産より徴收され、人之を動産税と稱するところの租税に關しても、同様である。人間が一國家に於いて必要とするところの凡ての動産は、それを使用する事によつて漸次滅失するものである。人畜の生存及び土地の利用は、動産の改修と新しき創造を必要ならしめるものである。動産はそれ自身寸毫の實益をも有するものでない。而してその全價值は再生産に對するか又は消費に對する支出かであるといふ點に存する。されば若し租税を以て動産に負擔を課するならば、正にそれによつて一定の支出——それはさうでなくてさへ、大抵の者にとつて樂よりも寧ろ苦痛なのである——を困難ならしめ、而して遂に夫れによつて彼此の部分に

於いて消費及び再生産を弱めるであらう。

併し乍ら農民の建造物及び動産にも此税が課せられる時、それは最も有害である。農村に於ける建造物の數及び農民の道具の量は、その欲するが儘に増加するであらう、しかし、それによつて農村の田畑は、その面積から見ても、よき耕作によつて得らるゝ以上の生産物及び収入を得る事は出来ない。されば村の建造物及び動産の増加は、田畑の産出する利潤を却つて減少せしむるところの負擔の増加となる。

農民の家畜に直接課税せられる租税は、特に最悪の結果を伴ふものである。最も完全なる土地の利用、及び人類社會の幸福は、畜産の不斷なる繁榮を必要とする。ことは既に余の示せる處である。然るに若し家畜税が課せらるゝときは、農民にとつて家畜飼養及び畜産の繁榮はより困難となるであらう。それ故、それは土地耕作の増加及び人間の享樂の増加を直接妨ぐるものである。

今尙ほ獨逸の非常に多くの地方に於いて行はれ、その起源を専制、暴虐の時代に發せるところの死亡税なるものは、死せる半奴隷の遺産より徴收せらるゝ租税で

ある。一般にこの税は、最もよき家畜、最もよき衣服、又は一定割合の金額を徴收するものである。資本の一部を直接に徴收する事、殊には農民の有する曩の物及び道具費用のうちから徴收する事の外に尙、それが單に奴隷の貧困の割合に従つて徴收されるといふ缺點をそれ自體に持つて居る。死んだ農民が富んで居れば居る程、死亡税は少く課せられる。彼れが貧乏であればある丈、死亡税によつて課せらるゝ負擔は大である。この不自然な租税を辯護せんとすれば、それには多くの理由があるかも知れないが、人間愛の感情を全然壓殺し、貧民を地上に壓倒するを意味することとなる。余は一頭の家畜の價値を二十グルデンと假定するであらう。扱死んだ半奴隷の一人は五百グルデンの財産を有し、他の者は一萬グルデンの財産を、更に第三の半奴隷は一萬八千グルデンの財産を有すると假定する。第一の奴隷につきては死亡税は家畜一頭の價二十グルデンで財産の $\frac{20}{500}$ となり、第二の奴隷につきては $\frac{20}{10000}$ となり、第三の者につきては $\frac{20}{18000}$ となる。されば單に五百グルデンを残せる者より、その財産の $\frac{4500}{11250}$ を徴收し、一萬グルデンを残せるものより單に $\frac{225}{11250}$ を、一萬八千グルデンを残せる者より僅に $\frac{120}{11250}$ を徴收するに過ぎな

いことゝなる。これが政治の最高の法則と、正義及び公平と兩立し得ることの如何に少きものであるか、それは炳乎として明である。農奴が富めば富む程、彼れはその耕作及び營業擴大の爲に多くの支出をなし得る、又農奴が貧乏であればあるだけ、耕作及び營業資本を増大し、彼れの収入の増加を計ること困難である、而して、この困難は養育しなければならぬ子供が多ければ多い程益々増大する。ところで死は半奴隷が貧乏であればある丈け、それ丈け痛切に半奴隷の力を弱めるものである。勿論私は、富者の最良の家畜は、貧者のそれよりも、一般に高き價値を有する事を知つてゐる。併し乍ら此家畜の價値の差異は、その財産及び年々の収入の差異と一致するものではない。されば若し一萬グルデンを残した者の家畜が、百グルデンで、一萬八千グルデンを残したる者のそれが百三十グルデンであるとして、の余の計算の骨子は尙動かないであらう。しかも尙貧民からは彼れの財産のうち富者より多くの部分が徴收されて居るのである。

死亡税の不自然は人性を尊敬する念よりして既に夙くより感せられた處である、又その故を以て多くの地方では、死亡せる半奴隷の財産状態を考慮に入れられ

たところの一の金錢税が行はれた。併し尙ほ死亡税なるものは有害なる租税たるのである。即ちそれは土地の實際收益の比例に従つて課税するにあらずして、直接に死者の資本財産より徴收するのである。又それは一時に徴收され且つ死者の後繼人が、さなきだに種々の經費を要し、その費用は彼等の家政の維持の資を甚しく減少する如き事變に際して徴收されるのである。

歐洲諸國に於いて臣民より徴收せらるゝ多様の租税に關して云ふならば、それ等は最も貧乏なるものを最も重く課税する所の全然專斷的な租税である。その不自然は容易に理解する事が出来るであらう。臣民が政府より求めらるゝ所のものは、秩序及び完全の法則に適應して居るか或はそれに反脊せるか孰れかである。もし違反して居るとすればそれは最大の税に對しても亦許さるべきことではない。併し若し前者とすれば、土地の收益の割合に應じて臣民に課税し、そして秩序と完全の法則に違反せざるところのあらゆる行爲をば課税に依つて負荷する事なく自由にその運行に任ずる事はより自然でありより、簡單である。これまで記述せる此等の租税の外に尙ほ多くの國に於いて、種々の利息、穀物を

以て支拂ふ地代、酒を以て支拂ふ地代、及び普通の地代等がある、夫等はある地方に於いては領主に歸屬し、ある地方に於いては外國の地主に歸屬する。一般に夫等はすべての土地に附着せるものでなくて、單に二三の土地に附屬せるに過ぎないものである。その起源は、土地生産物の價値が非常に低廉なるが故に、土地より多くの収益を得ることが出來ず、むしろ土地を年々の僅少なる地代にかへて他人の利用に委したるところの彼の未開時代に溯るのである。課税のこの方法には特別なる不便と困難とを伴ふ。その税はすべての土地に課せられるのでなくて、數個の土地にのみ課せられる故、若し地主がその特權を長く失ふまいと思へば、その借地人の變るに際して、税は更新されなければならぬ。この地代改新は總じて多額の經費を要し、殆ど五十年毎に更改されねばならない。即ち領主がこの税を徵收する時には、財政官の計算は面倒となり、これが實施は君主並に臣民に多額の附隨費用を惹起するであらう。この税は又、屢々土地の産物及び収益に比例して居ないが故に、人民はこれ等の土地を全然利用せず、に放任して置くこととなる、その爲めに所有者、地主、國家はそれより得らるべき凡ての收入を失ふであらう、そし

て社會の眞の富の分量は減少を蒙ることとなるであらう。

歐洲諸國に於いて今迄行はれて來て居るところの諸々の租税に關しては、以上で筆を擱かう。自ら省察する者は更に自ら結論を下すであらう。——土地の純収益に對する課税こそは、財政制度及び統治制度に困難を惹起する事なく眞の富の再生産、人民の幸福及び國力を減退せしむる事なく徵收せられ得るところの唯一の租税であること、讀者各位が確信せられるならば、余はそれで冥す可きである。尙ほもう一度、余は質問するであらう。

人間社會の幸福國家の維持及び強大に最も適合せる租税は何であるか？それは果して人間をして、自然的生産物の享樂を困難ならしめ、各種商品の不秩序なる價格騰貴を惹起し、土地の利用と眞の富の生産に必要缺く可からざる農民の資本を減退せしめ、國民をして多くの困難と屢々の暴虐に曝し、土地の生産力に従つて測定せられず、公の收入の源泉を涸枯せしめ、領主をして多額の徵收費と數々の不必要にして困難なる出費を必要とせしむる如き租税であるか？

或は土地の眞の収益よりのみ徵せられ、又それ故に生産及び眞の富の消費を妨

い、事なく各人をして妨げらるゝ事なく、彼れの權利と財貨とを享樂せしめ、而して商品の消費と生産の増加によつて、租税それ自身も増加し、その徴收は容易にして、多大の臨時費を要せざる如き租税を施行すること、此方が前の租税に優つてゐないであらうか？

讀者よ！諸君が決して前者に左袒しないであらうといふ事は、諸君の人間性が余に保證する所である。

若し一國に於いて土地純收益が凡ての公の出費の唯一の基本と定めらるべきであるとするならば、人民が爲すべき義務を有するところの賦役も亦、この基本の一部に包含せられなければならないといふ事は自ら明となるであらう。それ故余は次に尙ほ賦役に就いて論ずるであらう。

第四篇 デヴィド・リカルド

租税に就いて

租税とは、一國に於ける土地並に勞働の生産物の一部にして、政府の任意使用に置かれたるものである、而して租税は常に究極に於いて國家の資本又は所得より支拂はるゝものである。

一國の資本は、その永續性の多少に従つて、固定資本であるか、或は流動資本となる事に就いては、既に述べた處である。流動資本と固定資本との區別が何處から始まるかを嚴密に定むることは困難である、何となれば資本の永續性には殆ど無数の程度があるからである。一國の食料は少くとも毎年一回は消費され又再生産される。而して勞働者の衣服はおそらく、二年以内には消費されず、再生産されないであらう。一方彼の家屋、家具の耐久力は十年乃至二十年と計算せられる。一國の年々の生産がその一年の消費を超過する時、その國の資本の増加ありと

いひ、その一年の消費が少くともその一年の生産によつて補はれざる場合に、資本の減少ありと云ふのである。されば資本は生産の増加により或は消費の減少によつて増加することが出来る。

政府の消費がより多くの租税の徴收によつて増加しても、人民側に於ける生産の増加或は消費の減少と合致するときには、租税は所得の上に課せられることとなり、國民資本は毀損されることないであらう。併し乍ら若し國民側に於いて生産の増加が行はれず、又は不生産的消費の減少の行はれざる場合に於いては、租税は必然的に資本の上に課せられることとなる、換言すれば、生産的消費に向けられたる財産の基金を縮小することとなる(註)。

(註) 一國のすべての生産物は絶えず消費される。併し乍ら、その生産物が、他の價値を再生産する者によつて消費されるのと、然らざるものによつて消費せられるのとは、考へ得る限りの大きな區別があるのである。所得が貯蓄されて、資本に加へられると吾々が云ふときには、資本に加へられたる所得の部分が、不生産的労働者によつて消費せらるゝ代りに、生産的労働者によつて消費せられるといふ事を意味するのである。資本は不消費に依つて増加せられるといふ説より誤れるものはない。

若し、労働の價格が非常に騰貴して、資本の増加にも拘らず、最早労働を使用することがないやうになれば、かゝる資本増加は絶えず不生産的に消費せらるゝものである、と私は言ふであらう。

一國の資本が減少せられるに比例して、その國の生産物も亦必然的に減少する。それ故に、若し人民側に於ける或は政府側に於ける不生産的支出が繼續的に同一であるならば、年々の再生産の絶へざる減少を伴ふ場合には、人民及び國家の富源は加速度を以て減退し、不幸と衰退の結果を來すであらう。

過去二十年間の英國の莫大なる支出にもかゝらはらず、人民側に於ける生産の増加はその支出を回收するよりも大であつたといふ事には疑がない。國民資本は常に縮小されなかつたばかりでなく、却つて大いに増加したのである、そして國民の年所得はおそらく現在では、その税を支拂つた後でさへ、吾國の歴史の如何なる過去の時代よりも多額たるであらう。

その證據として、吾々は人口の増加、農業の擴張、航海業及び工業制度の擴大、船渠の建設、多數運河の開鑿、並びにその他多くの費用を要する企業の増加を指示する

ことが出来るであらう——總てこれ等のことは資本並に人口の増加の標徴なのである。

併し乍ら、若し租税なかりせば、この資本の増加は尙ほ遙に大であつたであらうといふことは確かである。凡そ租税にして、資本累積の力を削減する性質を持たないものはない。凡ての租税は資本或は所得にかゝつてくる。若し租税が資本を蠶食する時には、租税はそれに應じて、基本金——その基本金の増加によつて國家の生産的産業の規模が決定せられるのである——を縮少せしめるのである。そして若し租税が所得にかゝるときには、資本の累積を妨げ、或は納税義務者を強制して、生活必需品及び贅澤品の從來の生産的消費をばそれに應じて節約する事により、租税額を貯蓄せしめるに相違ない。若干の租税は他の租税よりも遙に大なる程度に於いてかゝる結果を招致するであらう。併し租税の最大の不利益は、その課税物件の撰擇如何にあるよりは、寧ろその作用の總體にあるのである。

資本に課せられてゐる故を以て、租税は必然的に資本税ではない、又所得に課せられてゐるの故を以て、所得税でもない。若しも余が余の年千磅の所得から百磅

の税を支拂ふ事を要求せられるなら、私が残りの九百磅の出費で満足してゐる場合には、それは眞實所得に課せられた税であらう。併し私が依然繼續して千磅を支出する場合には、それは資本に課せらるゝ税となるであらう。

私の千磅の所得を生む資本は一萬磅の交換價值を有し得る。かくの如き一萬磅の資本に對する一パーセントの課税は百磅である、併し若しこの税を支拂つた後、私が九百磅の支出で満足して居るならば、私の資本は何等の影響を受けないであらう。

その生活上の地位を保ち、彼れの幸福をば彼れが一度達したる程度に維持せんが爲めに各人が有するところの努力は、租税が資本に課せらるゝ場合たると、所得に課せらるゝ場合たるとを問はず、所得より租税が支拂はれるといふ事情を喚起するものである。されば租税の増加に従ひ、又は政府の經費の増加に従ひ、國民の年々の享樂は減退しなければならぬ、斯くて國民はその資本及びその所得をば、之に應じて増加すべき境遇に置かれねばならぬ事となる。之に對する國民の傾向を鼓舞し、又、必然的に資本の負擔となるが如き租税を決して賦課しないといふ

ことが政府の配慮でなければならぬ。何となれば租税を必然的に資本が負擔することになれば、租税は労働維持の爲めの手段を減じ、之に依つて國家將來の生産を減少する事となるからである。

英國に於いては、遺言の裁判上の確認に對する課税、遺産税、並にその他財産が死者より生者へ移轉するに際して課せらるゝ凡ての税に於いて、この配慮が等閑にせられてゐた。若し千磅の遺産が百磅の税を支拂はなければならぬとする、遺産相續人は遺産を目して單に九百磅となし、彼れの支出に於いて、百磅を節約せんとする特別な動機を感じないであらう、斯くして國家資本は減退する。併し乍ら若し彼れが實際に千磅を受取り、百磅をば所得税、酒税、馬匹税、使用人税等として支拂はなければならぬとするならば、恐らく、彼れはその支出を節約するであらう、或はたとへ節約しなくても、その額だけ經費を増加しないであらう、かくて國家資本は毀損さるゝことはないであらう。

アダム・スミスは云く「死者より生者への財産の移轉に關する租税は、終局に於いて、直接に、財産の移轉を受けた人の負擔となる。土地賣却に對する租税は全部

賣却人の負擔となる。賣手なるものは殆んど常に、賣却の必要に迫られて居るのである、又是れが故に彼れが取ることの出来る價格で辛棒しなければならぬ。買手は、購入の必要に迫られて居ることは恐らく一度だつてないから、彼れの欲するだけの價格をしち支拂はないであらう。彼れは土地が價格と租税とを合計して、いくらになるかを熟慮する。そして租税の方に支拂ふのが多額であればあるだけ、彼れは價格に就いて益々少く支拂ふ様になるであらう。さればかくの如き租税は、殆んど常に必要に強制せられる人の負擔する處となり、又其結果苛酷な強制的なる租税でなければならぬ。」「借金に關する印紙税及び規定、契約の登記料の如きは凡てが借手の負擔となり、實際上常に借手によつて支拂はれる。裁判手續に於ける同種の料金は起訴者の負擔する處である。手数料は當事者双方に、係争の對象物の資本價值を引き下げるものである。財産を得る爲に手数料がかゝればかゝる程、得られたる財産の純粹の交換價值は低くなければならぬ。すべて、各種の財産移轉に關する租税は、それが此の財産の資本價值を減少する限りに於いて、労働の維持に充てられてゐるところの基本金を減少せしめる傾向がある。

此等は凡て多かれ少かれ不經濟な租税である。それは、不生産的労働者以外のものを維持する事殆ど稀れなる國王の收入をば、生産的労働者以外の者を維持しないところの國民資本を犠牲にして、増加せしむるものである。」

けれども是れが、財産移轉に課税する事に對する唯一の批難ではない。かゝる租税は國民資本を社會にとつて最も有利なる方法に於て分配する事を妨ぐるものである。一般の福祉に就いて云へば各種財産の讓渡、交換は適當の容易を以て行はれなくてはならぬ。何となれば、此等の手段によつて各種の資本は、それをもよく利用して國家生産を増加し得る人の手に移り行く可能性があるからである。セイは問ふて云く「何故に人はその土地を賣却せんと欲するか？それは彼の資本がより多くを生産する別の投資口の目あてがあるからである。何故に相手方はこの土地を買はむと欲するのであるか？それは、彼れに利益を齎すことの少かりし資本、利用されざりし資本を使用し、或はそれが利用につきて改善の望ありと考へたるどころの資本を利用せんとするからである。此交換は、これ等當事者各々の所得を増加することに依つて、一般所得を増加せしむるものである。」

之に反し若し租税が交換を妨げる位に不當であれば、租税はこの一般所得増加に對する障害物である。實に此等の租税は容易に徴收せられる。そしてこの事柄は、その有害な諸結果に對する補償を喚起するかの如く、多くの人に依つて提案せられてゐる。

第五篇 ジョン・スチュアート・ミル

租税の一般法則に就いて

(一) 租税制度に於て経済的立脚點より望ましき諸性質に就きては、既にアダム・スミスが之を四つの原則に總括してゐる、それは爾後の學者も襲踏せる處で、吾々は最早それを古典クラシックと呼ぶを得るであらう。吾等は、それを引用するを以て、本章を始むるを適當と思惟する(註)。

(註) アダム・スミス 『富國論』 第五卷第七章。

(二) 各國民は能ふ限り精確に、その能力に應じて、即ち各人が國家の保護の下に享有し得るところの所得の割合に應じて、政府の維持に寄與しなければならぬ。租税の公平、不公平といふことは、この原理を遵守すると無視するとに存するのである。

(二) 各人が支拂はねばならぬ租税は、放恣のものでなく、一定不變のものでなければならぬ。納税期、納税方法、納税額等すべて此等は、納税者自身及びその他の者にも明瞭でなくてはならない。若しも然らざる場合には、納税義務者は多かれ少かれ徴税者の権力に左右されることとなる。徴税者は自分の氣に喰はない納税者に對して重課する事もあれば、又斯くの如き重課の威嚇に依りて納税者より贈物その他の財物を強奪することもある。課税の不確定は徴税者階級の傲慢を募らせ、墮落を導くものである。たとへ彼等が此等の過誤から免れてゐる場合でさへ、それ自體に於いて不評判なものである。各個人が支拂はねばならぬものをば精確に知つてゐると云ふことは、租税制度に於いて實に重大な事柄であつて、租税の甚しき程度の不平等でさへも、この不確實性の僅かなる程度に比べては、そうした禍害には當らない位なのであつて、此事は凡ての國民の經驗上私が確信して憚らぬ所である。

(三) 各租税は、その納税者にとつて之を支拂ふに最も便利らしい時と方法に於いて徴收されねばならない。地代又は家賃が普通支拂はれる時と同一の時に納

められるところの地代並に家賃に課せらるゝ税は、納税者が最も納税に都合よかりさうな時期に於いて且つそれを支拂ひ得可き金を持つて居りさうな時期に於いて徴收されるのである。奢侈品の消費税は、究極の處すべて消費者によつて支拂はれるのであつて、而かも一般に消費者に全然都合の善い方法で支拂はれるのである。即ち消費者は、商品を買ふといふ動機を有する度毎に、少しづつ支拂ふのである。加之彼れが奢侈品を買はふと買はざるとは彼れの自由なのであるから、彼れにとつて斯くの如き租税の支拂が、いつか非常な負擔になるといふことは、彼れ自ら招ける罪である。

(四) 各租税はそれが國庫にもたらす額を超過しては出来るだけ少く人民より徴收され費消される様に構成されなければならない。租税は次の四方法を以てその國庫にもたらす額以上に莫大の額を臣民より徴收するであらう。第一には、それが徴收に多數の官吏を要する事もあらう、彼等官吏の俸給は租税額の大部分を喰ひ込み、その手當は時に、更に新なる負擔を人民に課する事もあるであらう。

『第二に、租税に依つて社會公共の勞働と資本の一部分が、より生産的なる用途か

らより、不生産的なる使途に轉ずる事となる。第三には、脱税を企て、成功しなかつた個人に對し科せらるゝ沒收或は其他の刑罰に依つて、租税は之等の人々を破産せしむる事がある。そして此事によつて社會が彼等の資本の使用によつて得べかりし利益を失ふであらう。不合理に課せらるゝ租税は密賣買への強き誘惑を惹起するものである。第四に、租税は、徵稅官の屢々の訪問及びいとはしき検査によつて、多大の面倒、煩雜、壓迫を惹起する事となる。』以上の外尙、脱税を防ぐため、商業、工業が服す可く制定されてゐる抑壓的規定は、常にそれ自身に於いて、面倒にして費用を要するのみならず、尙、租税手續の完成に對し打ち克ち難き妨害をなすことが屢々である。

此の四つの根本原理のうち、後の三つは、以上の拔萃以外に別に説明を必要としない。一定の租税が、どれだけそれに一致して居るか、或は一致してゐないかといふことは、個々の租税につきて考察する可き事柄である。けれども彼の四つの原理のうちの最初の原理——租税の公平——につきては、一般的意識に於いては之を判斷するに一定の法則が欠けてゐるからして、屢々誤解され、之に關しては誤れ

る觀念が或る程度まで妥當なものとして通用されてゐるが故に、より詳細に検討するの必要がある譯である。

(二) 何故に、租税制度の公平といふ事が原則となるべきか？それは統治の萬般の事象に亘つてかくあらねばならないといふ理由に基くに外ならぬのである。國家が、人民及び諸階級が國家に對して要求する事について、或者に特權を與へ、或者を不利益ならしめないのと同様、國家が人民に對して要求する犠牲も亦、出來得る限り公平に課せられなければならぬ、是れは又同時に（注意されねばならぬ事であるが）全體に犠牲最も少き一方法である。共同的負擔のうち或る一人がその正常なる分前より以下を負擔するとすれば、他の一人は、正常に従つて課せらる可き彼の負擔以上を分擔しなければならぬ。而して、一人に對して輕減するといふ事は、同一の事情の下に於いては、増加せる負擔が他の者にとつて不利益であると同じ様に不利益なのである。されば政治の根本原則としては、租税の公平は犠牲の公平といふことを意味することとなる。それは各個人の政府の費用に對する支出の配分に於いて、各個人が彼れの支出の分擔により感ずる負擔が、他人

がその分擔より感ずる苦痛よりもより、大でない様、或はより小でない様にすることを意味するのである。此標準は、他の理想の標準が然るが如く、完全には實現されない。併し乍ら、あらゆる實際的の論議に於いて先づ明にしなければならぬ問題は、理想を理解するといふことなのである。

ところが、財政の一般的法則の基礎としての正義の法則を以て満足せずして、尙彼等の云ふが如く、問題により、適合せるところの或るものを得なければならぬと爲すものがある。彼等を最も満足せしむるものは、社會の各成員によつて支拂はるゝ租税を以て、各人が彼れになされたる勤勞の形態に於いて受取るところの價值に對する一等價物と見做すことである。彼等は、各個人がその能力に應じて支出するといふ正當なる原則を、好んで次の基礎の上に置くのである、即ち、保護をうける可き財産を二倍有するものは、精確に計算すれば二倍の保護を受けることゝなる、されば彼れは、交換及び賣買の諸原理に従つて、それに對して二倍の額を支拂はねばならぬと。併し乍ら、政府が單に財産保護の爲に存在するものであるといふ前提は、恐らく嚴密に固持する事が出来ないから、給付及び反對給付原理の二三

の徹底的遵奉者は、更に極端に進み、次の如く説くのである、即ち、財産と同じく、人格も亦保護を必要とする。而して各人格は同一程度の保護を國家より受けてゐるから、一定額の人頭税が、政府より受ける利益のこの部分に對する適當なる等價物である、然るに他の部分——財産の保護——につきては、財産の額に比例して租税を支拂はねなければならぬと。此測定は非常によく適合するか、の如き誤れる外觀を所有するので、容易に多數の人心を得ることが出来る。併し乍ら第一に、人格の保護と、財産の保護とが政府の唯一の目的を形造るものであるといふことは、首肯し難い所である。國家の目的は一般に社會結合の目的と同じ様に包括的なものである。即ちその目的は、政府の存在が直接或は間接に斯くの如き保證し得る限りに於いて、すべての善及びあらゆる惡の回避を包含して居るのである。第二に、その性質上不定なるところのものに一定の價值を與へ、之を以て實際的結論の基礎となすといふこと程、社會問題の誤れる解釋に到達せしむるものはない。十倍の財産を持つて居るものは、それが爲めにまた十倍の保護をうけるといふことは、首肯し難いことである。また是れと同じ様に、一年一千磅の収入の保護が國

家に要する費用は、一年百磅の収入の保護に要する二倍或は丁度是れと同額にあらずして、十倍であるといふことは、根據を以て主張出来ないことである。或人を保護すると同一の裁判官、軍人、水夫は亦他の者をも保護する。さればより大なる所得の保護は、必然的に（時には之を要することもあるとは云へ）より多くの警察官吏を必要としない。保護に要する費用或は勞力又は保護される者の感情、又は他の一定のものが標準とされるとしても、人が想像する様な關係、即ち一定の比例を見出す事は出来ない。各人が政府の保護よりして得る處の利益の程度を吾々が評價しようとするならば、その保護が撤廢された時に、誰れが一番此事に依つて困るかといふ事を考へなければならぬ。それに對して若しも一の返答が一般に可能であるとするならば、それは次の様に云はなければならぬ、即ち天性、又は境遇上心身の最も弱きものがそれに依つて一番困るであらうと。事實かゝる人は必然に奴隸と零落せねばならない。されば上述の表面上の公正説を徹底的に進めて行くならば、それからは次の如き結論が下されることとなる、即ち自らを援け、自らを守る力を有すること最も少く、又隨つて政府の保護を最も必要とするこ

ころの者が、その費用の最大の分前を支拂はねばならないと。斯くの如きは、自然の不公平、誤謬を模倣するにあらずして、之を矯正するを任とせるところの分配上の正義の觀念に全然背馳するものである。

政府は、誰れがそれから最も利益を得るかといふ問題の重要でない程、すべての人に關連せる事柄である。若し一個人或は人間の階級が、之を問題とするを必要とする程利益を享くこと少しとせば、誤謬は租税以外のために存在しなければならぬ、而して、吾々は先づ第一に之を匡治すべく試みむべきであつて、租税輕減を達せんが爲めの口實に利用するを許さない。すべての人が共同に利益を有するところの一つの目的に對して寄與をなす場合に於いて、すべての人がその分に應じて寄附をなすときには、その分を盡したものと考へらるゝ如く、——即ち共同目的に對して公平な犠牲を拂へりと思惟さるゝ如く、同様にこの原理は、強制寄附（租税）に於いても行はる可きである。そして此原理に對しより、技巧的な、より深奥なる理由を求むることは無駄なことである。

○(三) 吾々は、すべての者に對し平等なる犠牲が要求せられねばならぬといふ根

本原則から出發したが、今茲に、若し各人が彼れの財産に就いて同率の支出をすれば、現實に公平な犠牲を荷ふ事になるかどうかといふ問題を検討しなければならぬ。多數の人々はこれに反對する、何となれば小所得よりその十分の一を徴収するといふ事は、それよりも遙に大なる財産から十分の一を徴収するよりも重いとすからである。所謂累進財産税、即ち課稅率が所得の高と共に上進するところの所得税といふ非常にボビュラーな提案の基礎を茲に置いてゐるのである。

上述の説を最も周密に考察するに、該説が包含するところの部分の眞理は、過剰より徴收せられ得る税と、たとへ些少なる程度であるとは云へ、生活必需品を減縮する租税とを區別する點に存するやう私には思はれる。一萬磅の年所得者より、年千磅を徴收するも、彼れより何等生存の維持及び慰安に眞に役立つところのものを奪はないであらう。之に反し五十磅の収入を有する者より年々五磅を奪ふといふことが、上述の結果を來すとするならば、後者の支拂ふ犠牲は常に前者の支拂ふ犠牲よりも大であるのみならず、前者に比較し計るべからざる犠牲を拂ふものである。この不公平なる負擔を矯正する最も公平なる方法はペンタムによつ

て推薦せられた方法即ち、生活必需品を支拂ふに充分なる一定の最少限所得額を課税せずにおくといふ方法であるやうに思はれる。「一年二百磅の収入が、普通の事情の下では、左程多數でない労働者の家族に健康なる生計を與へ、彼等の肉體的苦痛を防護し、而して彼等に無用なる享樂を許さないものであるならば、この二百磅が、生活最低限として通用するのであつて、それを超過せる凡ての所得は租税を支拂はなければならぬ、——その全額からではなく、その超過額から。若し稅率が十パーセントであるとすれば、二百十磅の所得は、十磅の純粹所得と同じに見做され、そのうちから年々一磅を支拂はなければならぬ。一方千磅の収入は八百磅の収入として課税せられる。斯くて各人はその全額につきてではなく、その最低費を超過せる額につきて一定割合を以て、課税せられる(註)。是れが故に二百磅に達せざる所得は直接に課税せらるゝ事もなく、又消費税によつて課税せらるゝこともなくして、全然課税外である。何となれば、その所得は、吾々の假定に従ひ、それを以て労働者の家族が生計を支へることの出來る最少收入であるからして、政府がその所得を更らに少ならしむるに手を藉すことは不可だからである。併し

乍ら、この事柄は、他に述べられるであらう理由に加へて、貧民によつて消費せられる贅澤品に課税するの一理由を與へるものである。生活維持に必要缺く可からざる所得に與へらるゝ租税免除は、その収入が精確にその目的に支拂はれるといふことに繋つて有るのである。されば若し、本來生活必要費に消費する以上のものを有せざるところの貧民が、それにも拘はらずその所得の一部をば可缺的支出に向けるとしたならば、彼れが此奢侈的支出に關して他の者と同一様に、其分前の租税を支拂ふといふことは最早公正でなくなるのである。

(註) この課税方法は一部分グラッドストーン氏によつて、その所得税改正に際して採用せられた處である。百磅——課税最低限——より二百磅に至る所得に於いては、六十磅が免除されたのである。

少額所得の爲めにするこの免税は、余の意見としては、生命及び健康の維持に必要な並びに肉體的苦痛の回避の爲めに丁度必要なもの以上に及ぶ可きではない。若し一年二百磅が此の目的を達するに充分なりとすれば、(二百磅が果して充分なりやは疑しいが)、四百磅の年所得は、單にそのうち二百磅だけから租税

をとりられるのであるからして、これを年四千磅の所得と比較すれば、實に多くの特權を享ける如く思はれる。しかも尙、百磅を千磅の内より徴收することは、(税額廿磅を免除しても)、一萬磅より一千磅を、(同じく廿磅を免除して) 徴收するよりも重き負擔と云ひ得るかもしれない。併し乍らかくの如き説はあまりに不確實であるやう私には思はれる、而してよし、それが若干の眞理を含むとしても、是れを租税法則の基礎とする程しかく確實なものではない。五萬磅を得る人が五千磅に就いての評價は、五千磅を得る人の五百磅に就いての評價よりも低いであらうか？若しその評價が低いとすれば、如何なる程度に於いて低いかといふことは、それによつて立法者、財政家等が立法する事の出来る確實さの程度を以ては決定することが出来ない様に思はれる。

或る人は實に、比例課税の準則は大所得に於いてよりも、中所得の上に壓迫を加ふるものであるとなす。何となれば、等しき比例に依る支出は、その支出者の社會的地位を墜すことは、大所得者に於けるよりも、むしろ中所得者に於いて甚だしいからであるとなす。が事實は疑はしい様に思ふ。併し乍ら假りに事實がさうで

あるとしても、政府はかゝる考慮によつて方策を決定することの出来るものでなく、且人間の社會的價値をば、その支出する費用の大小によつて測定するといふ觀念を認む可からざるものであると思ふ。むしろ、政府は、事物をその眞實の價値によつて判斷し、而して富をその利用に従ひ、又それによつて齎らされ得る愉樂に従つて評價し、算定する例を示す可きである。而して、持てば威張る事が出来るといふ憐む可き虚榮によつて富を評價する如き謬見、又は、金を持たない事を恥ずるといふ憐む可き感情——それは恐らく中産階級の支出の凡そ四分三を惹起するところの考慮である——によつて富を評價する如き誤解に従ふ可きではない。政府の要求する眞の享樂に於ける犠牲は、出来る限り凡ての納税義務者の間に公平に配分せられなければならない。併し乍ら、支出の高に左右せらるゝところの想像的虚榮に於ける彼等の犠牲といふ事を、國家は慮る必要はない。

英國並に大陸に於いては、累進的所得税が、國家は租税をして富の不公平の緩和手段として利用すべきものであるといふ一般に是認せられたる原理から推獎せられてゐる。その手段がかゝる不公平を無くする爲に採られねばならぬといふ

ことは、余も亦人後に落ちず望まじきことと思ふけれども、それは勤勉なる者の支出に於いて浪費者を許すが如き方法に於いて採らるゝことではない。小所得者に比して、大所得をば小所得よりも高きパーセントを以て課税するといふ事は、産業並に經濟に課税するといふに外ならない、而して隣人に比し、より善く働いたが爲に、又より多く貯へたが爲に罰金を課する事を意味するのである。公衆の利益の爲に制限せられなければならないところのものは、儲けられた財産でなくして、勤勞に由らざる財産である。賢明にして正當なる立法は、正直なる努力の結果を貯蓄せしめずして、散財を利とせしむる如き原因を放置しはしないであらう。種々の競争者に對する公平の意味は、彼等がすべて公平なる事情の下にスタートする事が出来る様に努力することに存し、決して、足の遅い者の有利のように足の早い者に重味を加へるといふことに在るのではない。事實、世の多數の者は、他人が成功するに費したる以上の努力を以てしてゐるにも拘はらず、才能の相違に基くにあらずして、機會の相違に基いて失敗して居る。併し乍ら、教育と立法によつて機會の不公平を無くする爲め、よき政府の權力内に在るすべてのことがなされる

ときには、人民のそれ自身の勤勞より生ずる富の差違は一理ある疑惑を喚起し得ないであらう。贈與並びに相続によつて獲得せられたる大財産に關しては、遺産税は一般便宜に基いて課税するに適當なる課税対象物である。而して大財産の集積をその努力によらざる人々の手に委する事を制限する可能的一方法として、余は先に（第二卷第二章）贈與、遺贈或は相続によつて得ることの出来る財産額を制限す可き事を主張提議した。この事柄及びペンタムによる提案（それは既に前章に於いて論議せられた處であるが）即ち、傍系相続は法律上廢止さる可く、財産は國庫に歸屬す可しとの提案は扱ておき、余は相続及び遺贈にして、ある一定額を超過せるものは、課税の非常に適當なる対象なりと思惟するのである。而して夫等より徴收さる額は出来るだけ大でなくてはならないが、充分に取締る事の出来ない生存者間の贈與、又は財産の隠匿等によつて脱税が行はれない程度でなければならぬ。所謂累進税、換言すれば課税率が課税額の増加と共に上昇する租税の原理は、たとへその適用が一般租税に對しては異議ある處と思惟さるゝも、尙ほ遺産税と相続税に對して適用さるゝに於いては正當にして有利なるもの

と余は思惟するものである。

累進的所得税に對する反對論は、所謂現實財貨 *realisites Eigentum, realized property* に對する單一課税の提案に對して、より強度に適用することが出来る。現實財貨とは事業に使用せられて居る資本の一部を形造らざる財貨、換言すれば、所有者監理の事業に使用せられてゐる資本の一部分をなさざる財貨である。之を例へば土地、公債、抵當附貸金、株式會社の株式（是れも亦然りと余は思惟する）等である。國債を減少せしむる爲にするとの提案は別として、一般勤儉に對するかゝる明瞭なる侵害は、吾が國に於いて、又當代に於いては之を論議の対象とするが如き遵奉者を見ないのである。租税を最もよく負擔する事の出来るものに負擔を課するといふ累進所得課税の辯解は、この提案に於いては通用しない。何となれば、『現實財貨』はむしろ勞働不能者の給養の爲の貯への大部分を含み、大部分極めて零碎な財貨よりなつてゐるからである。國民財産の重要部分、即ち、商人、工業家、農夫、小賣商人等の財産が租税の配分より免れ、而して彼等がその業を止めて初めて租税を賦課せられ、之に反し彼等が其業にある間は納税義務を免除せらる可きなり

となす主張よりも、無恥なる主張は、余の殆ど思惟し能はざる所である。併し乍ら、此事でさへ尙ほ、この提案の不正なる點を、充分に明かにしないであらう。かくの如く専ら國民財産の比較的小なる部分の所有者にのみ課せらるべき負擔は永久にその階級の負擔であるに止まらず、課税の際に偶然その階級を構成せし個々人の絶對的負擔となるであらう。土地及び斯くの如き特殊なる財産は、課税の結果、資本の一般利得又は商業の利益に比し、その純粹利益は少くなるであらう。その結果、これ等の種類の財貨の永續的價值低下といふことによつて平均が再び保たれることとなる。爾後の購買者は、土地並に有價證券を得るに、特殊税額に相當する額を差引ける價格に於いて之を得るであらうから、彼等は租税支拂より免れるであらうが、一方、原所有者は、その土地及び株券を手離せる後に於いてすら尙ほ租税を負擔しなければならぬであらう、何となれば、彼等は彼等の財産を賣却するに於いて、租税の資本額に等しき損失を以てしたであらうからである。斯くの如き租税の賦課は、租税によつて、彼等の所得に課せらるゝ割合に等しき割合を、彼等の財産より、國家福利の爲に收奪するに等しきことであらう。斯くの如き提

案が尙ほ遵奉者を見出し得るといふことは、租税に關して良心の欠陥せることこの著しき實例であつて、この良心の欠陥は一般輿論のうちに確固たる原理の欠けてゐる結果であり、かくの如き事柄を取扱ふ政治の運用に於いて正義觀念の欠けて居るから起るものである。若しかくの如き提案が萬一、多數の遵奉者を得るに於いては、その事實は國事に於ける金錢的清廉の弛緩を指示するものであつて、米國の支拂拒絶の依つて生じたる弛緩に殆んど劣らざるものである。

(四) 商業利益に對しては、地代或は利子に對してよりも低き租税率を以て課税することが正しくないかどうかといふことは、現在の所得税に關係した動機からして屢々論争されるところの廣大なる問題の部分である。即ち生存期間中の所得は、永久所得と同じ比例を以て課税さる可きや、例へば、月給、年金又は職業利得は、相續財産よりの所得と同パーセンテージを以て課税せらる可きかどうかといふ問題が是れである。

現在英國の所得税に於いては各種所得を一樣に取扱ひ、その所得が死亡と共に終止する如き人からも、地主、株主不動産抵當債權者の如くその財産を減少する事

なくその子孫に傳へ得る如き人からも同様に一磅から若干ペンスを取るのである。是れは明白なる不正である。けれども算術的には、租税はその収入に應ず可しといふ根本原則に背いてはゐないのである。若しも一時的所得は永久的所得よりも低く税せらる可しと要求する時、此にの事斯くの如き場合には現實に行はれてゐる所であるといふ。返答は否定すべからざるものである、何となれば、十年しか繼續しない収入は十年間しか租税を支拂はないであらうが、一方永久に繼續する収入は永久に租税を支拂はねばならぬものであるからと。この點に於いて或る財政改革者は大いなる誤謬的結論を冒して居る。彼等の主張する所によれば所得税なるものは、所得の一年の總計に比例して算定されるべきものでなく、その資本額に比例して算定されるべきものとなす。即ち之を例へば、年百磅の永久的賃子の資本價值を三千磅とし、年同額の生存期間賃子の資本價值は之に反してその半分の千五百磅に評價し且つ賣られるとすれば、彼の永久所得は、生命と共に終る此所得の二倍のパーセンテージを以て所得税を支拂はねばならぬ。若し前者が年々十磅を支拂ふとすれば、後者は單に五磅を支拂ふ可きであると做す。併

し乍らこの議論には明な看過がある。即ちそれは所得をば、或る標準によつて評價し乍ら支出を他の標準によつて評價して居るといふ點である。それは収入を資本化して居るが、支出を資本化する事を忘却して居る。曩に引證したる如く、三千磅の資本價值を有する年所得は、明かに千五百磅の資本價值しか有しない年所得の税の二倍を支拂はねばならない、而して如何なる議論と雖も是れ以上明白なことはない。併し乍ら資本價值三千磅の所得が永久に年々支拂ふ此所得十磅は三百磅に相當し、一方一時的所得の、その所有者の存命のみ支拂ふ同額の十磅は上掲の計算によれば、百五十磅の資本價值に相當するといふ事を忘却して居る。即ち資本價值に於いて半分にしか當らない所得は既に其理由を以て半額の税を支拂つて居るのである。若しそれに加ふるにその税額を十磅より五磅に引下ぐるときは、永久的所得より要求される税額の半分でなくて、僅か四分一しか支拂はないことになる。一の所得が年々に他の所得の半分しか支拂はないといふことを正當たらしむる爲めには、それが此半分をば同一の期間即ち永遠に支拂はなければならぬ筈である。

この財政改革者の學派の意味する納税原則なるものは、若し租税が單に國家事變に應ずる爲に一度限り徴收せられるものである場合には、非常に穩當な説であらう。即ち各人から公平な犠牲を要求するといふ原則に従ひ、何等か彼れに所屬する物を有する所の各人は、(繼承權を包含して) 其財産の價値に應じたる納税を要求せられる。この租税算定の原則はただ一度限りの納税の場合にのみ正當であるが故にこそ、永久的課税にとつては正當であり得ないといふ事が、何故改革者達にわからなかつたかを、私は怪しむのである。各人が只一度納税する場合に一人は他の一人より屢々納税することはない。そしてその場合正しい比例は、一人が單に一回だけしか納税しないのに、他の者は數回納税しなければならぬ時に、最早正しき比率たるを得ない。併し乍らかくの如きは實際に起る場合の典型的性質である。永久的所得は一時的所得に比して、後者の生存期間或は一定年數の期間確定せられる所得の存続期間が形成するところの一定又は不定の長さ、前者が超過しただけ、それだけ屢々租税を支拂ふのである。

數字的基礎の上に於いて、一時的所得に好都合な要求を爲さむとする總ての計

畫、要言すれば、比例税が眞の比例税にあらざること、を明にせんとする——は明に不合理である。その要求は實は算術的基礎の上に立つものでなく、人間的慾望と感情の上に立つてゐるのである。一時所得者の所得がより、少額であるといふ理由からでなく、彼れがより、低き割合で算定されるべき必要がより、大であるからである。

所得は表面上同じであるにも拘はらず、年千磅の一時的賃子の受領者Aは、同額の所得を相續財産より得るところのBと同じ様に、其の所得より百磅を支出することは容易でない、何となればAはBの有たない要求即ちその所得中より貯蓄して小兒や他の者の爲に備へる要求を持つて居る。そして月給や或は職業收入の場合には、子供達の爲の要求以外、彼れ自身の老年に對する準備の要求が附加される。而かも一方Bはその全所得を少しも損はないで、その老年に至るまで消費することが出来、又死後に於いても彼れの所得を減少せず、他人に與へる事が出来る。若しAが此等の必要に應ずる爲に、その所得のうちから年々三百磅を貯へなければならぬときには、彼れより所得税百磅を請求することは、七百磅より百磅を

請求することになる、何となれば、その租税は、所得の内彼れ自身の消費に支出することの出来る部分のみより、支拂はれなければならぬからである。若し彼れが一部分をその消費に充てらる可き部分より、一部分貯蓄に充てなければならぬ部分より租税を支拂ふならば、即ち之を例へれば消費より七十磅、年貯蓄より三十磅を支拂ふならば、彼れの直接的犠牲はBのそれと同比率になるであらう。併し乍ら租税の結果、彼れの子供に對する或は彼れ自身の老後の爲の貯かいつれか少くなるであらう。即ちこれ等の爲に貯蓄せられるであらう資本額はその十分の一を減じ、而して此の減少せる資本より生ずる減少せる所得は、再び所得税を支拂はねばならぬであらう。一方Bの相続人は一回しか課税せられないのである。されば租税の公平の原則——その唯一の正しき意味に解釋すれば、是れは單に犠牲の公平といふことになる——は、その老後の爲めに或はその從屬者の爲めにその所得のうちから節約しなければならぬ人の所得の内、此目的に現實に供せられ又は供するつもり部分は免税せられなければならぬといふことを要求するのである。

若し事實上納税者の良心に信頼することが出来、又は相當の豫防手段によつて彼等の申告の正當性が保證され得るとしたならば、その時には所得税算定の最も適當なる方法は、所得のうち支出にあてられる部分のみより租税を徴收し、貯蓄に充てられる可きあらゆる部分は免除さる可きである。何となれば貯蓄せられ而して投資せられるときには（一般的に言へば、すべての貯蓄は投資せられるものである）既に元本に課税せられてゐるにも拘らず、其の後、それがもたらすところの利得或は利子にも所得が賦課せられることゝなるからである。されば貯蓄が所得課税を免せられるにあらざれば、納税者はその貯蓄するものにつきては單に一回しか課税せられぬ事となる。英國に於いては、その得るところのすべてのものを消費するときは、三パーセントを税として支拂ふのみで、それ以上は支拂はなくてもいゝのであるが、若しも所得の一部を貯蓄して、公債證書を買ふときは、彼れは元本よりその三パーセントを支拂ふ外に、（その三パーセントを支拂ふ事によつて、その割合だけ利子は減少するのである）年々更にその利子より三パーセントを支拂はなければならぬ、この事は結局元本に對して更に三パーセントの税

を支拂ふことゝ同一である。それ故不生産的消費が單に三パーセントを支拂ふにかゝはらず、貯蓄は六パーセントを支拂ふことになる。之をより精確に云へば百磅から三パーセント、更に残りの九十七磅から三パーセントを支拂ふことになる。かくの如くして思慮と節約とに對して不利益に作られたる兩者間の區別は常に非政策的なるのみならず、又不正義である。投資金額に課税し、更に其後此投資金額の結果に課税するのは、納税者の貨幣財産の同一部分に二重に課税するに外ならない。資本と利子との兩者が相合して彼れの所得を構成するものではない、(兩者は同一部分であつて二度計算せらるゝに過ぎない)彼れが利息を得るといふのは彼れが元本を消費するを節したといふ理由に基くのである。若し彼れがその元本を消費するならば彼れは最早利息を享受するを得ないであらう。而かも彼れが消費、貯蓄の二者のうち何れを選ぶも自由なる故を以て、恰も彼れが兩者を選び、貯蓄の利益及び消費の利益を同時に受くるかの如く見做されて課税されるのである。

法律は人爲的妨害により貯蓄の動機と消費の動機の自然的撰擇に干渉す可き

にあらずといふことが、貯蓄部分の所得税免除に對する駁論として擧げられる。併し乍ら吾等は、貯蓄に課税せられるとき、法律がこの自然的撰擇に干渉し、反對に貯蓄が免税されたる時には、かゝる妨害を見ないといふ事實を示したのである。何となれば、貯蓄はその投資せらるゝや常に全租税を支拂ふものであるからして不生産的消費に充てらるゝ所得が單に一度納税するのみなるに、それが二回も租税を支拂はなければならぬ事を避ける爲め、それ以前の階級に於ける租税免除が必要であるからである。人は尙次の如く反對した、富者は貯蓄に對して最大の手段を有するが故に、貯蓄に與へらるゝあらゆる利益は、貧者の出費に於いて、富者に與へられるものであると。併し乍ら、此批難に對しては、特典は富者がその財産の個人的使用を放棄する程度に應じて與へらるゝものであり、富者がその所得を個人的慾望の満足に充つることから生産的投資に轉換する程度に應じて——之によつて富者自身により消費さるゝ代りに、賃銀の形式に於いて貧者に分與せられる——此利益は與へらる物であると答へなければならぬ。若し是れをしも富者を利するものなりとなすに於いては、如何なる種類の租税規定が果して貧者を利

し得るものであるかを、余は知らんと念願するのである。

所得税は、貯蓄がそれを免税されない時、真に正當たるを得ない。若し脱税を防ぐ様に、即ち一方に貯蓄し乍ら他方借金を爲す事によりて、或は前年度貯蓄として免除されたるものを次年度に於いて消費する事によりて行はれるところの浪費者を利する如き脱税を防ぐ様に報告書の形式並に要求せらるゝ通知の性質が測定され得る以上、この貯蓄免税の保留條項を備へざる所得税は満足なものとは云へない。若しこの困難が打破せられる事が出来れば、一時的所得と永久的所得の區別の上に基く要求から生ずるところの諸々の困難と煩雜はなくなるであらう、何となれば、一時的所得は、永久的所得よりも軽く課税せられるべきものであると要求する正當なる理由を持たなくなるからである。一時的所得の受領者がより多く貯蓄する必要に迫らるゝ場合は別として、彼等が貯蓄せる部分の所得税の免除は、彼等の要求を十分に満足させるであらう。併し乍ら若し事實上貯蓄されたものゝ免税の方法にして、充分詐欺を防禦する保證を與へる方法が案出されない時は、正義が要求するところの第二のことは、所得税決定に際して納税者の各階級

が合理上貯蓄すると看做さるべき額を計算するといふことである。そして之を爲すに就いては二様の課税率の大體の算定方法以外、おそらくよい方法はあるまい。一の一時的所得と他の一時的所得との期間の長短を計算する事は非常なる困難であらう、そして最も多くの場合、一時的所得に在つては年齢及び健康の相違は種々雜多であつて、恐らく正當な計算をなすことは出来ない位であらう。是れが故に吾々はすべての相續所得に對しては一定の税率を以て満足し、個々人の生命と共に必然に終了するところの他のすべての所得につきては、また他の一定の税率を以て満足しなければならぬこととなる。二つの税率の間の割合を定むるに就いては、任意を全然避けるといふことは出来ない。生時所得の四分の一を控除することは、おそらく最も異議のない處であらう、即ちすべての年齢及び健康關係の平均上生涯所得の四分の一は、その子孫及び晩年の爲に貯へらる可き適當なる割合であるといふことが假定せられるのである(註)。

(註) 實際的立法者として、確たる正義の法則に従つた所得税を改正し、一般に施行し得ることが出来るまでに課税の公平なる標準に近き周密なる計畫を作らむとせし

最初の人はハツバード氏であつた。彼れは營業所得、及び熟練職業部門の所得の爲めに、その四分一ではなく三分一免税を動議した。氏は上記階級は何程貯蓄す可きかと云ふ事に關する凡ての考察から離れ、實際上の證據は、他の諸階級が貯蓄する割合以上に彼の階級の所得の三分一が一般に貯蓄されて居ることを實證するやうに思はれるといふことの上に、此率の根據を置いたのである。(ハツバード氏は云つて居る。)『固定財産の所得より爲さるゝ貯蓄は十分一に評價され、工業財産の所得の貯蓄は十分の四なりと評價されて居る。この兩階級の間に賦課せらるゝ額が殆ど同様であるからして兩階級より先づ十分一を免除し、然る後工業所得に對する税額を十分三乃至三分一だけ減ずる様にすれば、規定は簡單である。』(『委員會報告及び證據』一八六一年十四頁)かくの如き算定は尙臆測の餘地を残すものである、併しそれが實證せられる限り、之を基礎として作られたるハツバード氏の實際的結論に對し一の強固なる土臺を與へるものである。この問題を取扱へる多くの著述家——其著「經濟學原理」に於けるミル、並にその租税論に於けるマツカロツクを含む——は次の如く主張した、即ち所得者の子孫に所得者が今日有すると同一の所得を常に與へる生活の保證に充分なる額は免税さる可きである、何となればかくの如きは相續財産の所有者に在つては、彼れが何等貯ふることなくして行はれて居るからである。換言すれば一時的所得をば等しき現在價值を有する永久的所得に換價し、而して此額を以て課税せらる可きであると。併し乍ら、かくの如きは確に過大の特典である。生涯

所得の所持者はその子孫の爲に永久に彼れの現在の一時的所得と同額の扶持を作つてやる爲に、その所得の享樂を斷念する義務はないのである。何人も斯く實行しようとは夢にも思はないであらう。彼れの努力の結果たる所得を子孫の爲に、その子孫の努力を要せず、自分自身が得る通りの額を残すと言ふ事は、吾々の要求し或は期待し得ないことである。彼れはその子供に對してすら(彼等が子供について持つに至るかもしれない期待は別として)子供が善き未來を持ち獨立の生計を保つて行くことが出来る様に教育するだけしか義務はないのである。併し乍ら、彼れの子供に對し或はその他の者に何物かを残さうといふ願望は正しい願望である、而して生涯所得者はその所得の内から幾ばくかを残すことによつてその願望を満たし得るのである、(が一方相續財産所有者に於いては残すことは必要でない)。茲に於いて、たとへ所得それ自身は同様であつても、此事情の眞の相違といふ事は、兩者に對し出来るだけ近く公平な犠牲を課するやうに、課税に際して理性的に顧慮せられなければならない。

事業家の純粹利益については、一部分資本の利子とし、従つて永久的性質を有するものと考へられ、而して他の部分は勞働及び監理の技術に對する報酬と考へられる。利子以外の利益は個人の生命に依存し、その業務に従事することに依存し、其全額は、有期所得に與へらるゝ免税の權利を有するものである。而してそれは、

私の考へでは、危険を冒す點を考慮に入る、時、更により多く免税さる可き正當なる理由を有するものである。普通な事變によつて時には利益が少しもなく、又は損失にさへ變ることのある所得は、その所有者の感情にとつては、千磅の永久所得——年々を平均しても尙千磅となる様な所得と同一ではない。若し生涯所得がその全額の四分の三について課税の對象となるならば、事業利益は、その使用資本に對する利子を控除したる後、前のものと同じ様に四分の一が常に控除さるゝばかりでなく、むしろ此の課税に當りより、低き割合に於いて支出するのが當然である。その全所得——即ち利子を包含したる——の四分の一の控除を許す時、おそらく正義の要求に叶ふであらう。

上述の如きは、租税公平の原理適用に當り、普通困難を與へる主要の場合である。吾等が前例に於いて理解せる如く、この原理の眞意は、人の所持するものゝ割合に應じて課税するにあらずして、その支出能力に應じて課税す可しといふ點に歸着する。吾々はこの原理をすべての場合に徹底的に適用するを得ないと云ふことは、この原理に對する異議の根據とはなり得ない。生涯所得を有し、而かもその健

康勝れざる如き人、又は彼れの扶養を俟つ多くの人を有する所の者は、自分の死後これ等の者の爲めの貯へを爲さむとする時には、たとへ同額の生涯所得を有するも、その身體は頑健にして、扶養を俟つもの少なきところの人達よりも嚴重に經濟的であるに相違ない。ところで租税がこれ等の事情の相違に適應する事が出来ないといふ理由で、直ちに、所得の絶対額が同一であれば、いかなる事情の相違にも注意顧慮する必要はないと論ずるものがある。併し乍ら、完全なる正義を行ふ事が出来ないこと云ふことは、吾々が出来るだけ正義に近いことを爲すに對する反對の理由とはならない。その健康が五年しか俸給を得られないであらう様な俸給生活者に對する租税の減額が、尙二拾年の俸給を得ることの出来る様な者に對する租税の減額より多くないのは酷であるとは云へ、尙ほ、兩者に對し或る一定の減額が與へられてゐるといふことは、兩者のいづれにも全く減額されない場合よりは、確かに彼れにとつてより、善きことである。

(五) この租税の公平に關する論述を終るに際し、租税の本質において例外が許され、而かもその例外は彼の法則の基礎たる公平の正義に悖るものではない一の

場合を注意しなければならぬ。いま、所有者の努力或は犠牲なくして常に増加の傾向を有するところの一所得を考へて見よ、かゝる所有者は社會に於いて一の階級をなし、何等彼等の積極的行動を俟たずして、單に事物の自然の運行によつて富んでゐるのである。かゝる場合に於いて、若し國家が、その富の増加を或はその一部を、その成立と同時に收奪するも、何等私有財産の根本原則に違背するものではない。斯くの如きは本來或る個人より事物を徴收するにあらずして、單に社會事情によつて生成されたる富の増加を、特殊階級の富に對する不勞添加物として與へる代りに、社會一般の福利の爲に充つるに外ならない。

ところでかくの如き例は、現實に、地代に於いて見られる。富に於いて増加し行く社會の正規的進歩は、常に必然的に、地主の所得の増加を誘起して居る。即ち地主の努力、或は出費の多少に關せず、常に地主の所得の額の増加を來すのみならず、又同時に自餘の國民財産との比較上より、大なる部分を地主に歸するのである。彼等は、勞働する事なく、危険を冒す事なく、且節儉する事なく、云はゞ眠つてゐる間に益々富み榮えるのである。彼等は、社會的正義の一般原則に照らして、この富の

増加に對し如何なる要求權を持つて居るか、若し社會が最初からこの地代の自發的增加に對して、財政的窮乏が要求するかも知れない高額の課稅權を自分に留保して居たとしたなら、如何なる不正が彼等の間に起つたか？余は、現在事後に於いて各個の土地に此要求を迫り、その地代が産むだけのものを全部支拂はしむることなすことは不當であることを認容する、何となれば各個の場合に於いて、那邊まで此増加が社會の一般事情にのみよつて生じたものであるか、或は所有者の熟練、出費等によつたものであるかを區別することが出來ないからである。唯一に許さるべき方法は、一般の方策に在る。第一に行はれねばならぬ事は、國のすべての土地を評價することである。土地の現在價值は租稅を免除せられなければならぬ。併し一定の時が経過した後——その間には人口の増加、資本の増加が行はれる——には、最初の評價の行はれたとき以來地代に加はつた自發的增加に就いて大體の計算は出來るであらう。これに就いては生産物の平均價格が標準を與へるであらう。即ちその平均價格が上昇して居るならば、地代も亦騰貴し、而かも、(既に述べたる如く) 物價騰貴の割合よりも大なる割合を以て騰貴してゐるこ

とを確然と断定することが出来る。この標準或は他の標準によつて、土地の價值が自然的原因によつて如何程騰貴したかを、大凡そ評價することが出来る。それに従つて一般的に地租を課する時には——評價に於ける若干の誤算を考慮して地租は表出額よりもすつと下でなければならぬ——費されたる資本或は勤勞の結果であるところのその土地所得の増加には課税することがないといふ確信を持つことが出来る。

併し乍ら、社會が明文上その權利を留保する限り地代の増加に課税する事が正しいと云ふことに疑因はないとは云へ、社會は、その權利の不行使によつて、その權利を失ひはしなかつたか？といふことが問題となつて来る。例へば英國に於いて前世紀或はそれ以前に土地を買へる人々の總ては、その土地を評價するに際しては、常に土地の現在價值によつてなすのみでなく、實に所得増加を見込し、而してその増加につきては單に、他の源泉の所得と同じ割合で課税されるものと思ひ、しなかつたであらうか？斯くの如き抗議は、それが根據ありとして、社會が本來疑ふべからず完全に所有せるところの權利を忘却してゐる程度の大小に應じ、各國

夫々強弱の程度がある。歐洲諸國に於いては、財政上の困窮が要求するに従つて、地代の無限なる部分をば租税として徴收する權利は決して忘却されはしなかつた。大陸の各國に於いては地租は公收入の大部分を占め、他の税の如何に關せず、明かに之を高め、又は低めることが出来た。かくの如き諸國に於いては、現在より高き地租支拂を要求せらるゝ事なしとの約束の下に土地所有者となつた、と主張することは出来ないであらう。英國に於いては前世紀の前半より地租は變化しなかつた。地租に關して立法部が最後に爲した事は、地租の減額であつた。而してその後、常に農業によつてのみならず、都市の發生及び建造物の増加により、地代の増加は測り知るべからざるものありしにも拘はらず、地主階級が立法府に勢力を占めてゐた爲め、獲得せられたのでなく、云はば偶然である彼の増加の大部分に課税することは——それは實に正當なことである——行はれ難かつた。思ふに、長期間に於いて、努力犠牲を要せず、單に自然的法則によつて加はれる所得の増加が、特殊なる課税の觸るべからざるものとして儼存するとき、之に基く、彼等の豫期は充分斟酌すべきものである。併しながら立法府が地代の將來の増加は今後す

べて特別課税を蒙るべきものであると、今日或は後日聲明するに對して、抗議ある可しと余は思はない。土地所有者に對してその土地の現在の市場價格が確保されるならば、地主階級に對するあらゆる不正義の影をひそむるであらう。何となれば、價格は將來の豫期の凡ての現在價值を包含してゐるからである。かくの如き租税に關しては、地代の騰貴、或は穀價の騰貴に於いてよりも、地價の騰貴に於いて、一層安全な標準が與へられるであらう。土地の市場價格をば原始的價值以下に低落せしめない程度に税額を保つことは容易である。而して此租税はその税額が如何に大であるにしても、この點以内に於いては、土地所有者に損失をかける様なことはないであらう。

(六) 自然的原因により起る將來の地代増加のすべてに對して國家がその分配に與る權利に關しては、如何に考ふるにもせよ、現存の地租（それは不幸にも英國に於いては極く少額である）は租税と考へらる可きでなく、寧ろ公衆一般の爲めにする一の眞實負擔と考へらる可きである——即ち、それは、遠き／＼昔の時代より國家が留保せる地代の一部であり、土地所有者の所得に屬しないのである、又は

れが故に彼等土地所有者が他の租税の正常なる割前を免るゝ爲め、これを以て租税の一部なりと看做すことは出来ないところのものである。同じ様に十分一税を目して土地所有者の租税なりと見ることは出来ない。又地代の全部に對して國家が所有權を有し、その十分の一を個人に與へ、残りの十分の九を國家自身留保せるところのベンガルに於いて、この十分の九は十分の一の所有者にとつて、不正にして、不公平なる租税となすことは出来ないであらう。地代の一部が一個人に歸屬するといふことからしては、未だその殘部も亦彼れに歸屬し、不正に抑留されないといふ結論は出て來ないであらう。元來地主は其所領を封建的義務の對價として受けたのであつて、現在の地租はあまりに僅少な等價物なのである。その義務より解放さるゝ爲には、本來遙に多額を支拂はねばならない筈である。又地租設立以來土地を買へるものは、納税を賦課せらるべきものとして之を購入したのである。されば地租を目して現在の土地所有者階級より強奪する支拂となすが如き理由は毫も存しないのである。

併し乍らかくの如き觀察は、地租につきては、それが一の特別税であつて、地主以

外の他の階級から徴收される税額に相等するものを地主階級から徴收する單なる一方法でない場合に限られるのである。例へば佛蘭西に於いて他の種類の財産所得（例ば動産及び特許權）に對する特別な租税が徴收される、而して若し地租を目して此等の等價物に過ぎずとなすに於いては、吾々は國家が地代を留保して居たと主張することは出来なくなるであらう。併し乍ら、昔より、土地所得が他の所得に課せらるゝ租税の割合を超えて、國家の需要の爲に徴收される限り、又斯くなさるゝ凡ての所に於いては、この超過部分は本來租税にあらずして、土地所有に就いて國家が留保したる分前である。英國に於いては、地租に對應し、或はその調節に作用するところの、他の階級の特別租税が存在しない。されば地租の全體は租税でなくして、地代支拂である、云はゞ、國家が地代の一部を留保せるにあらずして、土地の一部を留保するのである。それが土地所有者に對して負擔とならないことは、丁度共同所有者の一人の負擔が他人の重荷とならないと同じである。土地所有者は、それに對して補償を求むるの權利なく、又それを租税の一部と認められ度しと要求する權利も有しない。現在の基礎に於ける地租の繼續は、租税公

平の原則に悖ることゝはならない（註）。

（註）保護稅論者の殘黨が喧ましく訴へた如く、土地に對して重く課税する地方税に就いても同様の觀察を下すことが出来る。地方税が昔からある以上、それは根柢のある一般利益の爲に留保せられたる地代の一部の控除部分と看做さなければならぬ。而して最近の附加は、土地所有者の爲めに行はれたものであるか、或は彼等の罪に依つて惹起されたか孰れかである、随つて彼等はいづれの場合に於いても負擔を訴へるべき何等正當な根據を有しないのである。

扱て吾人は次ぎに間接税を述ぶるに際して、公平の原則が如何なる程度まで、而して如何なる制限をうけて、間接税に適用さるゝかを討究するであらう。

（七）上述の原則の外、尙他に一般的原則が提出されることがある。即ち租税は所得に課せらる可く、資本に課せらる可からずといふことである。租税が國家資本の額を蠶食す可からずといふことは確かに最も重要な事柄である。併しこの蠶食は、たとへ起ることがあつても、それは特別課税方法の結果でなくして、過重なる税額の結果である。ある一定の點まで上つた過重の課税は、最も勤勉なる社會を破壊する。殊に租税が任意であつて、納稅義務者はどの程度まで彼れの獲得物

のうち自分に保存出来るのかわからない場合、又は租税が營利活動と節儉とを妨ぐる様に課せらるゝときにそうである。併し乍ら以上の如き缺點が避けられ、その税額が現在歐洲に於ける最重課國のそれより大ならざるに於いては、國家資本の一部を奪ふといふことを恐れる要はないであらう。

租税が全く所得の上に課せられ、全く資本の上に課せられない様に按配することは何等か財政制度の力のよくなし得る處ではない。いかなる租税も、若しもそれが納税に充てられないとしたならば貯藏されるであらう所のものより一部分支拂はれてゐないやうな租税はない。又如何なる租税も、それが免せらるゝときは、その金額が全然増加せる費用に充てられ、その一部分が少しも資本増加に充てられないやうな租税はない。即ち、すべての租税は、ある意味に於いては、一部分資本より支拂はれるものである。故に貧乏な國では、國家の富の増進を阻まない様な租税を課することは不可能である。併し乍ら資本の過剰が存し、又資本蓄積の精神が盛なる國に於いては、此租税の結果が感せられること少いであらう。産業の不斷の改良による外最早増加をはかる手段なき程度に、そしてやゝもすれば不

斷の改良すら及び難き程度に資本額が達し、資本の國外投資、並に商業恐慌と云ふが如き定期的掃蕩あるに非ざれば資本利子はその最小限を維持し難き程度によつて、資本の内外國投資に充てらるゝ部分又は商業恐慌によつて滅盡される部分を徴收することは、これ等諸原因の爲すであらう事、即ち將來の節約に對し廣汎な餘地を贏ち得る事に外ならない。

是れが故に、私は、遺産税、相續財産税等は資本に課税するものであるといふ反對論に對しては、富める國に於いては、重きをおくことは出来ない。とまれ、これ等は資本より税をとるものには相違ない。リカルドの正當に云へるが如く、若し百磅が、家屋、又は酒に對する税として徴收せらるゝときには、納税者はおそらく、もつと安直な家に住むことにより、或は酒の消費量を減じて、その税額に相當する額の全部又は一部を捻出せんとするであらう。併し同じ百磅が、千磅の彼れの受ける遺産に對する税として徴收せらるゝとすれば、彼れは遺産を九百磅なりと考へるだけであつて、彼れの出費を節約することは、他の場合以上に必要を感じないであらう。(おそらく他の場合よりも少く考へるであらう。)さればこの場合租税は全く

資本より支拂はれる。そしてこの點が重要な反對の點である様な國がある。併し乍ら第一に、國の負債があり、歳入の幾分かを是れが辨済に充つる如き國にありては、上述の論は適用されないであらう。何となればかくの如く辨済に利用されたる租税は尙資本として残存し、單に納税者の手より國債權者の手に移轉するのみであるから。而して又、富の蓄増甚しき國に於いては、かくの如き抗議は適用する可くもない。斯くの如き國に於いては、年々徴收さるゝ高度の遺産税の額も、一年の資本増加のほんの僅かな一部分にすぎない。そしてかくの如き徴收は、同額の節約に餘地を與ふるものに外ならない。若しかくの如き徴收のない時には、かくの如き節約は行はれず、よし行はれたとしても、それが國外投資を促すに至るであらう。英國の如く、單にその一國のみの爲にあらすして、世界の半分の爲に資本を集積せる國に於いては、公的出費の全部を、過剰資本より徴收するといふことが出来るであらう、そしてたとへ租税を徴收しても、その資本は、恰も全然租税を徴收せられざりし如く、減少を來さないであらう。とまれ租税が有する所の結果は生産の手段を減ずるよりも、享樂手段を減ずるといふことであらう。蓋し、納税者が

租税として支拂ふ所のものが、もし租税として支拂はれない時には、それは彼れの安逸を満足させる爲に、或は現在満たされずにある欲望或は念願を満足させる爲に支出せられるであらう。

第六篇 チェル

租税に就いて

租税の配分に就いて。出捐は比例的で

あるべく、累進的であつてはならぬ。

自分は、今、出捐の起源に遡りつゝ、各人は公共支出に同等にでなく、比例的に即ち各人の利得し又は所有する物に比例して寄與しなければならぬ、といふ事を記述しておいた。而して、これは極めて簡単な理由によるのであつて、各人は其の保護せられたる財貨の價值に比例して社會的保護の費用を負担すべきものだからである。それ故、例へば假りに佛蘭西の總收入が千二百萬フランであり、公共支出は十二億フランを必要とするとする、（これは自分で言つて居る通り極端な假定である）さすれば、各人は其のあらゆる種類の所得の一分を國家に負ふことになら

う。そこで、一千フランの所得を有する者は、或は其の勞働に依り、或は其の財貨に依つて共同負擔に一百フランを寄與しなければならぬ。同じやうに、所得のいろいろの源泉即ち、財産或は勞働から一萬フランを所得し得る者は一千フランを寄與しなければならぬ。同じやうに、年々十萬フランを所得する者は其の一萬フランを出さなくてはならぬ。或る者は其の百倍を、他の者は其の十倍を拂はなければならぬ、何故かなれば、社會的保護は或る者に對しては百倍の、他の者に對しては十倍の保證を與へるからである。自分は、もう一度、社會と相互保險會社との比較を此所に反覆する。何となれば、此の比較は實際に於いて此の問題の説明に最も適合する唯一のものだからである。そこで、自分の言ふのは、吾々は被保險財産の價値に比例して保險料を支拂はなければならぬ、といふ事である。被保險家屋が十萬フランの價値を有するとすれば、而して其の保險料が一パーセントであるとすれば、吾々は會社に一千フランを拂ひ込まなければならぬ。若し被保險家屋が一百萬フランの價値を有するとすれば、吾々は一萬フランを拂ひ込まなければならぬ。總てこれ等の事柄は極めて明瞭で、これが證明は餘計な事であるやうに見える。

える。

併しながら、現代の財政家は、公正の境界に到達するや否や、最早や、自ら主張する所を知らず、更に遠く進まうとせず、租税は累進的でなくてはならぬ、といふ意見を發表する。即ち、比例は萬人一様に十分の一であつてはならず、或る者にあつては五分の一であり、他の者にあつては三分の一でなくてはならぬ、と言ふのである。一千フランの収入を有する者は一〇パーセントの計算に依つて常に一百フランの租税を納付すべきであり、一萬フランの所得を有する者は一千フランでなく其の所得の五分の一に従つて二千フランの租税を納付しなければならぬ。而して、第三者は一萬フランでなく三分の一即ち三萬三千フランを納むべきである。即ち、第二者の税率は第一者の二倍であり、第三者のそれは三倍強である。

これが即ち累進税と稱せられて居るものである。其の言ふ所は、要するに、租税は所得と正比例して増加すべきものでなく、此の比例は所得の増大する程度に従つて或は二倍となり或は三倍となるべきである、といふにある。其のやり口は、恰も、富裕な外國人が店に這入つて來た時に、此の紳士は金持ちであるから勿論澤山

に支拂ひ得るであらう、と獨語する商人のやり口と同じである。これが小額の瑣細な事物に關する場合であれば、其の物に對して種々に支拂はしめやうとする意圖を吾々は一笑し得る。況んや、此の富裕な外國人は取引を強制せられては居らず、外國人に加へんとする害悪もさほど重大なものではない。併しながら、假りに、これ等の客が購入を強制せられて居り、これを拒否する自由を有して居ないとするれば果して何うであるか？

假りに、諸君が或る商人の所で一百封度の食料品を買ひ入れるとする。さすれば、諸君は勿論一百封度に對して支拂ふであらう。諸君が一千封度を買ひ入れるとする、さすれば、諸君は一千封度に對する金額を支拂ふであらう。併しながら、諸君に對して目方の付けかけをしたとする。諸君は一百ツェントネルの代價を拂つて居るに拘らず、僅かに一ツェントネルしか受け取らぬとする。諸君はそれを至當であるとするか何うか。日常生活では丁度此の反對が見られる。何故かなれば、商人は、諸君が商人の爲めに作つてやる一層大なる利得を顧慮するからである。併し、此所の場合ではさうではない。諸君が澤山買へば買ふほど、諸君は高

價に支拂ふのである。此所に運賃を取つて輸送に従事する會社があるとする。諸君は此の會社に或は一千噸を或は十萬噸を委託する。さすれば、諸君は其の一千噸に對して、或は其の十萬噸に對して運賃を支拂ふであらう。普通では、諸君が會社に委託する運送貨物が多ければ多い程、運賃は幾分か安くなる。なんとすれば、會社の費用は貨物の量が多ければ増加しないで却て減少するからである。最後に、諸君は或る株式會社の株主であるとし、一株毎に十フランといふ異例の拂込が必要であるとする。さすれば、諸君は、一萬株を所有して居やうが一千株を所有して居やうが、兎に角、一株毎に十フランを支拂はなければならぬであらう。若し、諸君の所有して居るのが十株や百株でなく、一千株であるが故に十フランでなく二十フランの拂ひ込みをしなければならぬとする。諸君はそれを至當と考へるか何うか。諸君は勿論此の如き要求を無意義とし、此の如き事を提議する者に耳を藉さうとはしないであらう。會社は商會ではなく、各人が多小を問はず株式を所有して居り、各人が其の所有する數に比例して支拂ふのが正當である。其の比例は一萬であり或は一千であるが、各人の負擔すべき率は常に同一である。小數

の株式を所有するが故に、多額の負擔を課するのが正當でないと同じに、多數の株式を所有するが故に、少額を負擔するといふのも亦不當であらう。萬人に對して同一の規則が適用せられなければならぬ。増減の無い同一の規則でなければならぬ。でなければ其所に生ずるものは混亂のみであり、會社のやり口は、此の紳士は金持ちである、故に、同一の品物に對して一層高價に支拂ひ得るであらう、と考へる商人のやり口と同じである。自分は反覆して言ふが、これは事が瑣細の場合には一笑してすまされる、併し、莫大な價値に關して來れば、これは咒ふ可き事であり、眞の略奪である。一般の法則を超越するが故に、異常な且つ不可測な我儘が生ずるのである。如何なる根本思想が、これ等の現代の諸賢をして、或る者には其の所得の十分の一を支拂はせ、他の者には五分の一を、第三の者には三分の一を、それぞれ支拂はせるやうに決心せしめたのであるか。それは、第一の者は生活するに足るだけ充分に所有せず、第二の者は充分に所有し、第三の者は多過ぎるほど所有して居る、といふ思想である。諸君は、此の者は一千フランでなく一萬フランの所得を有し、或は、彼の者は一千フランでなく十萬フランの所得を有する、故に彼は百倍

も富んで居るから十倍の租税を支拂ふであらう、と言ふ。自分にもそれは判る。併しながら、これは何を意味するか。十倍も富んで居れば、單に十倍でなく、二十倍も多く支拂ふであらう。百倍も富んで居れば、單に百倍でなく、三百倍も四百倍も多く租税を支拂ふであらう。自分は問ふ、何故であるか。何故か。何故であるか。自分はそれに對して答へやうと思ふ。

若し、諸君が各人の所得の十分の一を租税として要求すれば、一千フランの所得を有する者は一百フランを支拂ふからして、従つて九百フランだけ残ることになり、一萬フランの所得を有する者は一千フランを支拂ふから九千フランが残り、十萬フランの所得を有する者は一萬フランを支拂ふからして九萬フランが残ることになる。第二に諸君は言ふであらう。九千フランは、僅かに九百フランを使用し得るものを思へば、生きる爲めには多過ぎると。諸君は又第三に言ふであらう。九萬フランの所得は僅かに九千フランしか手許に有しないものを考へれば莫大であり、九百フランで生活しなければならぬ者を思へば、全く恕すべからざる額である、と。故に、第二の者からは澤山に徴收し、第三の者からは更に多くを徴收し得